

常滑市民俗資料館

研 究 紀 要 VII

1995

常滑市教育委員会

常滑市民俗資料館

研 究 紀 要 VII

1995

常滑市教育委員会

はじめに

平成6年から7年にかけて、常滑市民俗資料館および常滑焼研究を取り巻く状況は、大きく変動しました。戦後の常滑に関する研究を力強く推進され、全国レベルに引き上げると共に、当館の建設とその後の運営に物心両面でご援助頂いていた杉崎章・沢田由治両先生が、相次いで物故されたことは誠に残念であります。両先生によって培われた研究の蓄積の大きさを改めて認識せざるをえません。すでに相当の月日が過ぎておりますが、この機会に心からご冥福をお祈り致します。

一方、平成6年に常滑の地で開催されたシンポジウム『中世常滑焼をおって』には、全国より多数の研究者が参加され、この地で生産された中世陶器に対する関心の高さを再確認させられました。中世窯業生産の研究が、生産史の域を超えて流通史・社会史へと拡大していることは、近年の全国における中世考古学の進展と軌を一にしていることは明らかです。この傾向は、近世・近代の研究でも同じように進展しており、従来民具資料として扱ってきた資料と同じものが遺跡の出土品として考古学的に取り上げられることも珍しくありません。平成6・7年に開催した『土管の歴史展』『常滑の赤物展』は、多くの新しい時代の考古資料が豊富に蓄積されていることを改めて認識する機会となりました。

常滑という地域が果たした歴史的な役割は、様々な角度から研究されるべき対象と言えましょう。本誌は七巻を数え、館員以外の研究者からも常滑を対象とする論考を多数ご寄稿いただいております。そして今号もまた中村五郎・柿田富造両氏の玉稿を掲載することができました。末文ながら、ここに衷心より御礼申し上げます。

常滑市教育委員会
教育長 竹内鉄英

目 次

発刊にあたって	1
信仰・宗教者と陶器の生産と流通 —12、3世紀の伊勢湾周辺地域の状況— (中 村 五 郎)	3
知多半島古窯址群の篋描記号文について (中 野 晴 久)	21
明治の常滑貿易陶器 (柿 田 富 造)	61

信仰・宗教者と陶器の生産と流通

— 12,3世紀の伊勢湾周辺地域の状況 —

福島県考古学会

中村五郎

1 はじめに

「常滑焼シンポジウム」第2日目の「中世常滑焼の分布と流通形態」の全体討議で発言して、常滑焼の分布や流通と伊勢神宮の御厨との関係を指摘したものの、最近、上梓された『常滑焼と中世社会』を見ると筆者の舌足らずの発言が露呈した。今回の寄稿の機会に、この試論で同書 239頁以下の発言の訂正・増補をおこないたい。

信仰や宗教者と陶器の生産・流通とは一見すると無関係だが、商品流通の度合いが低く商人の活動範囲がごく狭く、偶発的な商業活動が支配的な時代では、遠隔地を遊行する神主・僧侶などの宗教者がその担い手として大きな役割を果たしたろうが記録はほとんどない。常滑焼の生産が開始された時期はまさにこの段階である。シンポジウムの諸報告にはこの方面からの解決が期待される問題を多く含んでいるようである。そこで時期を12,3世紀、地域を伊勢湾周辺に限定して、これらの関連を考えよう。

ここでの論点は大きく3点ある。第一に当時の商業活動の担い手としての宗教者の役割を考え、この視点から東国を中心に遊行した宗教者に光を当てよう。その第二は、渥美半島の大アラコ窯で焼成した「顕長銘の壺」を特別注文の商品と理解し、初期の商品生産の実体とそれをめぐる問題を考えた。第三にシンポジウムで指摘の、12世紀の伊勢神宮の御厨の広がりとその背景、さらに常滑焼の流通との関連を考え、常滑焼が早くから東国を中心に分布し、中世を通じてわが国の代表的な陶器生産地の地位を保った背景として、伊勢神宮を通じて歴史の大きな潮流と結びついた事実を指摘しよう。

発表には中野晴久氏から御高配・御教示と飯村均氏のお骨折りがあり、渥美・湖西窯については小野田勝一・後藤建一の両氏から、貴重な御教示と御労作を賜っている。伊勢市の稲垣晋也先生・岡田登・和田年弥両氏からも多くの御教示があり、甲斐発見の「顕長銘の壺」の報文の閲覧には山本寿々雄氏の御好意があった。その他に吉岡康暢・伊藤正義の両氏をはじめ多くの先学からお教示を賜っておりそれら諸氏に深謝の意を表すものである。さらに本文中で敬称を一切省略した。関係者の御寛恕を乞う次第である。

2 遊行する宗教者とその商業活動

(1) 初期の商業活動について

わが国の商業史には碩学の長年にわたる研究の蓄積がある。しかし冒頭で触れたように、この時期の東国を中心に考える時に史料を欠き、運送業を含めても、手がかりは限られる。その時代に活躍の商人を後世の史実から類推すると二類型に大別できよう。その一つは暴力行為と接点を持つ人々で山賊・海賊と記録される。南北朝の争乱

の際に南朝方の軍勢を海路伊勢から東国に運んだ人々は、伊勢光明寺の僧で結城氏出身という恵観に帰依した伊勢湾の海賊の一部であろう、彼等は記録上では海賊だが当然、商業活動をあわせ行っていたろう。他方で僧侶・神官などの宗教者は、諸国を遊行し旅行の制約は少なく、彼等自身も人の集まる「市」を布教活動に利用し、この状況から、当時、各地の偶発的な商業活動の担い手として重要な役割を果たしたろう。もちろん宗教者の商業活動は東国ばかりでなく、目を対外交易に転じて、藤原道長と関係深い三河入道寂照、道長の子の頼通と親交を結んだ成尋阿闍梨らの入宋僧達は、貴重な典籍や絵画などを道長・頼通らへ送り届けており、それらも広く商業活動に含める理解も許されよう。

(2) 諸国を遊行する僧侶の出現とその広がり

平安時代初期の最澄と空海とは各々の信仰の根拠地を比叡山、高野山と山林中に求め、奈良時代までのわが国仏教の展開を大きく変え、ともに中国で接した密教により人々の精神生活を大きく変革し、上層階級が験力ある僧侶と親密な関係を結ぶ契機を作った。延喜7年(907)中国では唐王朝が滅亡、わが古代国家の諸制度は唐を手本としており、その滅亡は朝廷に深刻な影響を与えた。ちなみに天慶2年(939)の反乱に際して契丹による渤海滅亡をあげて(延長4年(926))平将門は自己の正当性を主張する(『将門記』)。それはさておき、延喜7年に醍醐天皇は醍醐寺を御願寺とするが、帰依する同寺聖宝の験力で唐滅亡の影響を排除する目的があったのではないか。

僧侶の持つ呪術的な力への期待がこのように増加すると、その力を高める目的で山林に籠もって修行する僧侶も増加する、それら僧にも1カ所で修行する者と、熊野をはじめ有名無名の聖地、聖山などを遊行する者があった。10世紀末に出家した花山院は熊野・書写を巡礼されたといい、遊行する僧侶も11世紀以降には『法華験記』や各種の往生集などに記録されるがその記録も京都が中心である。

12世紀以降だが東国で活躍した僧侶の事実が、考古学研究で明らかとなる。各地を遊行する僧侶は経塚造営を行い、その事実が経筒などの銘文で知られる。11世紀の経塚関係資料の発見は、近畿地方を東限に列島の西半分に限られる、しかし、12世紀に入ると東海地方から東の地域でも類例が発見され、勸進聖の活躍がこれらの地域でも確認できる。康和5年(1103)埋納の甲斐柏尾山2号経塚発見の経筒銘文が目下東国での最古例で、勸進聖の寂圓古本は山城国乙国郡の人で、老年になって出家し、甲斐国に移り国司はじめ多くの道俗男女と結縁して同経塚を造営する。保安3年(1122)には聖人明覚が、天治元年(1124)には延暦寺の行者経暹がいずれも常陸の豪族平致幹を檀主として同国東城寺山に経塚を造営した。保延2年(1136)の駿河白山神社1号経塚埋納の和鏡鏡面の銘文に「勸心 伯鱗秀時」とあり、同6年(1140)の羽前別所山経塚経筒銘文に「壇主 勸進 僧正寅 玄宗」などとあり、勸進聖の活躍は確実に東北地方迄及んでいた。

(3) 遊行する僧侶の商業活動

経塚発見の資料で東日本でも12世紀に入ると各地で勸進遊行する僧侶の存在が明らかとなったが、堀一郎の研究に見る通り、空也が他界した天祿3年(972)頃には民間

の僧侶の一部は阿彌陀聖・市聖と呼ばれ、12世紀頃には念仏聖・法華経持経者・熊野僧などが活躍し、彼等が行う勧進から勧進聖とも呼ばれた。しかし、その商業活動となると資料はいずれも説話などで断片的なものだが、以下それらを見て行こう。

① 念仏聖の活躍

『古事談』第三の末尾の話のを要約すると次の通りである。

京方から東国に修行に来て武蔵に滞在の法華経持経者が、博打に負け続けて最後に彼自身を賭けてそれも負け、勝男は彼を馬に代えたいと考えた。これを知った「一向専修の念仏」聖達が同情して、勝男に交渉し身代金布三百段を百五十段に値下げして、仲間の持つ布を集めて彼を請け出すとし、この恩から今後は念仏聖の仲間になれと最後に勧められる。彼はたとえ馬の代金で陸奥に売られても法華経の信仰を捨てないとこれを拒否、折角の商談は破談、彼は陸奥へ売られて行った。

念仏聖達が所持の布は勧進や結縁の喜捨によるもので、念仏聖の組織的な活動と商業活動との結びつきが推測される。文中の一向専修には「熊ガエノ入道が弘めおきたる」とあり法然に連なる浄土教の念仏聖の話で、時代は鎌倉時代であろう。

② 熊野供米を狙う熊野出身の海賊

『古今著聞集』第十三の「正上座行快懲海賊事」を要約すると、弓上手の熊野の正上座行快が三河から熊野への渡航途中、伊良湖にさしかかると海賊が船を接舷させて積荷の米を要求、行快は人に熊野への供米だからと要求を退させる。海賊は熊野の供米と見たからこそ船足を止めたとの回答、そこで行快は海賊の一人を射伏せた。その弓技に驚いた海賊から射手は誰かと問はれて行快は名乗り、この辺の海賊は熊野出身だから手並みを見せたと。海賊ははじめから名乗って下されば、あやまちはしませんといって漕ぎ帰った。

この話で東国から熊野への供米の航路が伊勢湾入口の伊良湖水道経由と知られる、この海域は伊勢神宮とも関係が深い、熊野出身の海賊が供米を狙う穴場でもあった。

③ 大庭御厨保管の熊野僧の供米

上記の2話は説話だがこちらの出典は訴訟文書で時期も事情も詳細に把握できる。

大庭御厨は相模国鶴沼郷を中心とする内宮の御厨で安田元久の研究にしたがって紹介しよう（『平安遺文』及び『神宮神領記』所収『天養記（相模国大庭御厨古文書）』）。

長治年間（初年は1104）に鎌倉権五郎平景正が神宮御厨とする条件で国衙の許可でこの地域を開発し、永久5年（1117）10月に伊勢恒吉を通じて内宮に寄進し、平（のちにこの家系は大庭氏）景正の子孫が実質的な領主権の下司職を確保した。

天養元年（1144）9月上旬、大庭御厨を源義朝が武力で押妨し、御厨の伊介神社の神官荒木田彦松など8人の神人を負傷させ、祭料の魚・刈り取った大豆・小豆を強奪、神宮は翌月4日に太政官へ提訴。訴訟最中の10月21日に非法法荘園との名目で目代や国衙在庁と義朝ら千余騎が御厨を襲い、神人数人を殺害し、作田95町分の稲束、下司の私物などを奪った、奪われた品目中の米800余石は「供祭料をはじめ農料・出拳米・甲乙輩の私物、それに加えて事縁があつて宿置した熊野僧の供米」であった。

御厨をめぐる伊勢神宮と源義朝との対立は第4章で触れる。ここでは熊野の動向を

②の話も含めて考えよう。聖地としての熊野はすでに神代記に記載され、10世紀末の長保元年(999) 11月に花山院は熊野詣を強く望まれるが一条天皇の強硬な反対で断念された。しかし皇室の熊野信仰はその1世紀後に急激な高まりをみせ、白河院の在世上30余回の熊野詣以降、代々の院が臣下とともに熊野詣を繰り返していた。もちろん御師や先達による熊野信仰の宣伝は10世紀にはすでに確実にはじまっていたろう。

伊勢神宮の進出は、制度に裏付けられた御厨などの形をとり確実な記録が残る。また御厨を足場に伊勢信仰の伝統を各地に定着させた。もちろん熊野にも皇室から荘園の寄進はあるが、熊野信仰の主体は宗教者と信者との間の師檀関係にあり、鎌倉時代以降、各地の信者組織の売買の記録は多く残ったが、11,2世紀の実情の把握はむずかしい。②の熊野への供米の船便の話に誇張がなければ、東国からだけでも相当量の供米が熊野に集中した筈であるが、事情は今一つはっきりしない。③の記事から12世紀の第2四半期に大庭御厨に供米が置かれた理由を、御厨と神宮とを結ぶ流通経路で熊野への供米も同時に運ぶために御厨に置いたとの推測も許されよう。さら伊勢への運搬を主とし、熊野へは従とすれば、②は誇張との理解も可能で、新史料により正しい評価が望まれる。

熊野信仰の拠点は各地に鎮座の熊野神社で推測されるが、当時、同じ一族を伊勢の神人と熊野先達とが各々の信者とした好例に武蔵国の葛西一族がある。神宮との関係では『榎木文書』に葛西御厨の記録があり、熊野との関係は『米良文書』所収の葛西(笠井)系譜からも師檀関係には疑いない。このように伊勢と熊野とで信者の重複がまま存在し、同様の理由で大庭御厨に熊野僧供米が置かれた別の原因が考えられる。

(4) 伊勢神宮権禰宜の諸国遊行

次に神宮禰宜の諸国遊行を考えよう。神宮の運営には多くの階層の人々が関係する。中心の階層は禰宜だが、運営を主導した人々はさらに上位の神官である。皇室の祭祀を担当する伊勢神宮の運営は万事朝廷の指示によった。20年に一度の遷宮を担当する造宮使の一部を含めて、祭主らの高級神官は大中臣氏から選ばれ、白河院政期以降、彼等は当然ながら院や院近臣と密着して行動した。禰宜の選任や昇格も朝廷から発令され、内宮禰宜を出す荒木田氏、外宮禰宜を出す度会氏ともに、禰宜職就任の狭き門とその昇格をめぐって同族内で激しい競争・淘汰があった。両氏ともに当初は一門から四門の4系統あったが、11世紀頃には荒木田氏は一門・二門、度会氏は二門と四門の2系統のみが残り、当然、家系の永続のために禰宜職就任の希望から、荒木田・度会両氏の人々は多くは祭主らの仲介で、ごくまれに直接朝廷に申請して正禰宜に選任され、この面から両氏の神主達は朝廷と強く結び着く。人数が限られた正禰宜は内外宮それぞれ11世紀は6人、12世紀に入って保延元年(1135)以降7人、承久3年(1221)年以降は8人が定員で、正禰宜に就任後もなお激しく順位を争った。その一方で、権禰宜は「権任等無定数、任敬神志者也」とあり定員はなかった(『群書類従』巻10『古老口実伝』)。

『中右記』永久2年(1114)正月・2月の条に藤原宗忠の伊勢公卿勅使の記事がある。正月22日の条では「祿法近代毎度有増、是権禰宜相加之故歟」と権禰宜の異常な増加

に注目する。宗忠は2月3日に外宮を参拝、正禰宜・権禰宜には所定の祿（衣服）を給う準備をし、事前に報告の人数は正禰宜6人、四位・五位の権禰宜39人、六位21人、次の権禰宜7人であったが、しかし他に六位の子等4人の報告洩れを一禰宜から伝えられ後日彼等にも祿を給した。同日、さらに内宮に参拝、内宮でも正禰宜6人、五位の権禰宜43人、六位31人、次の権禰宜4人に同様に所定の祿を給った。この通り内外二宮ともに多数の権禰宜がおり、人数の変化が多いこともうかがえる。

棚橋光男は神宮の権禰宜を次のように規定する。

かれらは広義の本宮庁（禰宜庁）を構成しながら、職の関係では「正禰宜」職から疎外され、所領所有の面では御厨・御藪の「給主」職から基本的に疎外されている。かれらは荒木田・度会氏系図に記載されてその同族結合（虚偽意識）に包摂され、広義の本宮庁（禰宜庁）の構成員となり暴力装置と機能しながらも、職の関係と所領所有の両面において狭義の本宮庁（禰宜庁）から疎外された矛盾的存在であった。

だがこの規定には疑問がある。12世紀第1四半期に外宮だけでも70余名の権禰宜がおり、構成員の多様性を考えるべきだろう。しかも、正禰宜への第一歩が権禰宜であり、権禰宜を未経験の正禰宜は存在しない筈である。多数の正禰宜の中には十余歳で就任した例、父一禰宜の推薦で正禰宜職に就いた者もいたが、あくまでもそれは例外である。曲折はあったが、権禰宜から器量により正禰宜を選任する原則が長い神宮の歴史で守られたと考える。建久4年(1193)夏、祭主・宮司・内外宮の禰宜が京都に召されるきわめて異例の出来事があった。この時の沙汰に「禰宜撰器量可挙補之由被仰定」とあったが、文面どおりの選任方法への沙汰か禰宜職の派閥抗争の牽制を目的とした沙汰か、後白河院政との関係で考えるべき検討課題である（『群書類従』巻51『類聚大補任』）。

正禰宜には「禁河の制裁」があり宮川を越えられず、旅行は制度上許されなかった。代わって権禰宜や下級の神人らが諸国を遊行していた。遊行の明確な開始時期は不明だが、前述の大庭御厨の12世紀初頭の開発開始を踏まえれば、せいぜい11世紀後半どまりで、仏徒に比べて大幅に遅れる。

権禰宜らの諸国遊行の要因を考えると、国家財政の緊縮により神宮の財政も次第に苦しくなる。その反面で禰宜の人数は年々増加の一途をたどる。矛盾したこの状況を改善する方策は必然的に神領の拡大となる。当時すでに荘園整理の大方針はあったが、神宮運営の安定は皇室・朝廷にとっても急務であり、政局を牛耳る院に祭主が密着したこともあり御厨の建立の多くは承認され、諸国を遊行して神領拡大の契機を作った権禰宜やその他の神人達はそれなりの成果を挙げた。

しかも神宮の祭祀は皇室のためで、勅使で下向の宗忠の前記の参拝でも、自己の祈願は心中密かに行った。この事情から12世紀中頃まで神人達は伊勢信仰の宣伝は許されず、せいぜい敬神の念を高める程度に止まったと推測される。外宮権禰宜の度会常行が礼部禪門（萩原龍夫は源雅兼という）に祭主創建の伊勢の蓮台寺の奇瑞を伝えたように実際に仏寺の宣伝をしていた（『古事談』第五）。もちろん御厨の建立も基本的には制約の方針で、保元元年(1156)と翌2年と続けてこの点を諸国に命じ、かつ、

神人の増員と濫行の停止も同時に命令された。建久2年(1191)の宣旨では、神宮の権禰宜の諸国徘徊、京都での常住、京官への就任を禁じていた(『群書類従』第51『類聚大補任』)。

権禰宜の遊行の資料に奈良興善寺の阿彌陀仏立像胎内発見の念仏結縁交名状がありアラキタノ為貞、渡会重守、度会守真の名を見る。これらには法然の書状・同包紙の紙背を利用した交名状類を含み3名は奈良で結縁したろう。近江玉桂寺阿彌陀仏立像胎内発見の交名でも伊勢関係者名の集中する部分は伊勢での結縁で、散発的な記載例の多くは伊勢以外での結縁であろう(玉桂寺例は拙稿参照)。いずれも鎌倉時代の資料である。

(5) 小結 遊行する宗教者と常滑焼の消費地の拡大

早く筆者は「県内出土の古代末の陶器」(『福島史学研究』復刊2号)を発表し県内でも太平洋斜面の地域には主として施釉陶器、日本海斜面の会津地方では主に施釉のない四耳壺と、発見する遺物の違いに注目し、その背景の運搬手段に船運を推定した。

常滑焼をはじめ各窯の製品の分布には運搬手段の影響が大きい。しかしそれに先行して常滑焼を当初、消費地で何で知ったかが大問題である。シンポジウムでは生産地から遠く離れた陸中平泉で多量の常滑・渥美窯製品を発見。とくに最古の常滑焼は知多半島でも発見例の少ない常滑1b期の甕との報告が注目された。常滑で生産を開始した器種がいち早く平泉に運ばれていたのである。背景に生産地の情報がかなりの早さで平泉に達し、現地の需要見込みが常滑にも伝わったと推測される。目下、知られる史料ではこの動向の把握は不可能だが、筆者は遊行する宗教者が情報の仲介をしたと理解する。

奥州藤原氏が、中尊寺・毛越寺・無量光院などの寺院を造営し、中尊寺経の書写を行ったことは有名である。しかし平泉移住以前の藤原氏に仏教への厚い帰依の証拠はない。つまり奥州藤原氏の地方政権の安定と財政の裏付けが確立するとともに、藤原氏に寺院の造営や写経を勧めた僧侶が存在し、その勧めで藤原氏のそれらの事業がはじまった。平泉を訪ねた勸進聖では西行や一遍が有名だが、それよりも早く多くの宗教者が平泉を訪ね、華麗な寺院や経典は一面ではそれら無名の勸進聖の壮大な記念碑でもある。

平泉を例に考えたが、当時、遊行した宗教者達は大衆と強く結びつき、他方で宗教者の広域的な関係も存在したろう。確実な史料こそ欠くが常滑焼をはじめ各窯業地での広域的な販路の確立にあたり、遊行する宗教者が果たした役割を考えるべきであろう。

3 特別注文の陶器の諸問題 「顕長銘の壺」をめぐって

12世紀中葉頃に渥美半島の大アラコ窯で藤原顕長を含む銘文の壺を製作し、生産地での破損例の発見の他に、伊豆・甲斐・相模で確実な、さらに伝武蔵の例(愛知県陶磁資料館所蔵)の発見もある。なかでも伊豆三ツ谷新田では石槨から鏡・刀子・火燧石を伴出して出土し、その状況から経塚での埋納経の外容器の疑いが濃い。これらの壺が京都からの特別注文で作られたことは銘文で推測される。そこで顕長銘の壺を手

がかりに特別注文を考え、また生産地の窯の対応を通じて、伊勢湾周辺各地の陶器生産地の実体も模索した。後藤建一は12世紀の湖西窯と渥美窯との密接な関係から渥美・湖西窯との用語を提唱する、以下これにしたがって考えよう。

(1) 発注の問題 特別注文の発注者は誰か

① 荒木敏夫の研究から

顕長を窓口に大アラコ窯に壺を発注した、通説では顕長が経塚造営の推進者で自己の埋納経の目的で発注したとするがこれには疑問がある。壺を発注した顕長の背後にある真実の発注者は、彼を含むにせよ女性主体の集団との理解が私見の骨子である。

最近『静岡県史』通史編1で荒木敏夫が顕長銘の壺に少しく頁数を割き、各発見例の詳細な検討から次の主張をおこなっている。i 代表的な資料4点の銘文を対比すると刻書文字の配列は相当多様である。ii 藤原顕長が白河・鳥羽両院の近臣の家系の一人であること、その経歴は吉田章一郎が早く紹介し(『渥美半島における古代・中世の窯業遺跡』所収「渥美半島窯業の歴史的背景」) 荒木は一層深く検討する。iii これら一群の壺を藤原顕長の大がかりの埋納用と考える。iv 久安5年(1149)鳥羽院の富士上人末代の埋納経勧進と顕長の埋納経とは関係があろう(『本朝世紀』・『本朝文集』)。

荒木の論旨はおよそ上記の4点で、従来の見解を一步進めてはいるがiiiの顕長による埋納経との理解には疑問がある。もちろんこれは荒木の独創ではなく通説である。

② 顕長銘の壺の埋納経の主体者

では顕長銘の壺による埋納経の主体者は誰であろう。通説に疑問を持つ第一の理由は、京官の顕長には壺を発見する甲斐・伊豆・相模の各地域に結びつく理由がない点、顕長中心の経塚造営であれば造営場所にも必ず個人的な縁がある筈。第二に惟宗遠清ほかの関与も、もし顕長主体であれば、他の人々には「助成檀主」といった記載があるべきだがそれが無い。惟宗遠清の経歴は管見に入らない。棚橋光男は吟味の余地を認めながら、当時の法曹・実務官人に惟宗氏が多いことを指摘するがそれを重視したい。第三に多くの女性の関与である。姓のみを記載の人物は通説により女性であろう。「尊霊」との記載の人々も女性の過去者の結縁であろう、とすると主体は女性となる。しかもその女性らと顕長や惟宗遠清との関係も全く不明である。最後に、顕長の地位・家系を考え、彼が近親者の追善の経塚造営とするには伊豆三ツ谷新田発見の経塚の埋納物はあまりにも粗末である。以上の4点から埋納経の主体者は顕長ではなからう。

他の状況証拠から主体者を推定すると、第一に三ツ谷新田の経塚の質素な埋納物が注目される。各地での多数埋納を主な目的に壺が作られ配られたろう。第二は多くの女性の関与。第三は顕長の三河守在任期間である。彼は鳥羽院政期の保延2年(1136)から天養2年(1145)までと、久安5年(1149)から久寿2年(1155)までの2度三河守に在任した。この3条件から、主体者は鳥羽院周辺の女性とその側近の女官達に、藤原顕長・惟宗遠清も加わった一群の人々と想定される。壺製作の技術水準は皇室向けとしては低い。ひいては鳥羽院自身の関与は考え憎く、末代上人の埋納経との関係には否定的である。

甲斐例から清雲俊元は八条院(1137~1211)やその母の美福門院とこれらの埋納と

の関係や八条院の仏教への厚い帰依をも指摘する。荒木敏夫も決め手を欠くとしながらも、埋納の背景に鳥羽院政期の中央政治状況を推測する。それらを勘案しても顕長・遠清を含む鳥羽院周辺の女性中心の特別注文との結論に止めるべきであろう。

(2) 生産地での問題

昭和59年『甲斐路』第52号に清雲俊元・加藤為夫・田代孝・小林真・萩原三雄・中山誠二らが「富沢町徳間発見の「顕長・遠清」銘の短頸壺について」を発表し、当時未報告の相模宮久保遺跡例を除いた各資料の詳細な検討を行った。また渥美窯と遠江湖西窯の研究を進める小野田・後藤の論考があり、それらからこの問題を考えよう。

① 12世紀の渥美・湖西窯と中央との関係

顕長銘の壺の生産地での発見は、渥美の田原町平岩の台地での発見にはじまり、続いて数百m北の大アラコ窯址群の灰原で同種の破片が発見された。その後の大アラコ窯の発掘では、3号窯の窯体内から発見され、別に平岩3号窯でも焼成の可能性がある。

大アラコ窯群を含む12世紀の渥美・湖西窯の動向を後藤建一報告の『山口第17地点古窯跡発掘調査報告書』から考えよう。この古窯群で3基の窯を発掘し、その2号窯で焼成の瓦は、元永2年(1119)に主要堂宇が焼失した京都仁和寺の円堂院と朝堂院の再建のためとの理解から、2号窯の操業時期は元永2年を遡らないと推測される。山口第17地点古窯跡の北西5kmのアスモ地点古窯は久安2年(1146)在銘の陶製五輪の銘文の「遠海新所」の窯と推測される。このように湖西窯には時期が特定できる窯があり、しかも仁和寺に供給された軒先丸瓦・軒先平瓦も、久安2年銘の陶製五輪塔も、ともにすぐれた意匠・技術・筆跡(陶製五輪塔銘文)を示し一流の工匠の関与は明らかである。この地区に隣接する三河国二川古窯では10世紀に大知波峠廃寺に供給の緑釉陶器を生産し、三河・遠江の国境と東海道とが交差する湖西周辺には、断続的に高度な技術が導入されるが、山口第17地点古窯、アスモ地点古窯ともに在地の特色の碗類も生産しており、高度の技術と在地生産の伝統の共存が目される。

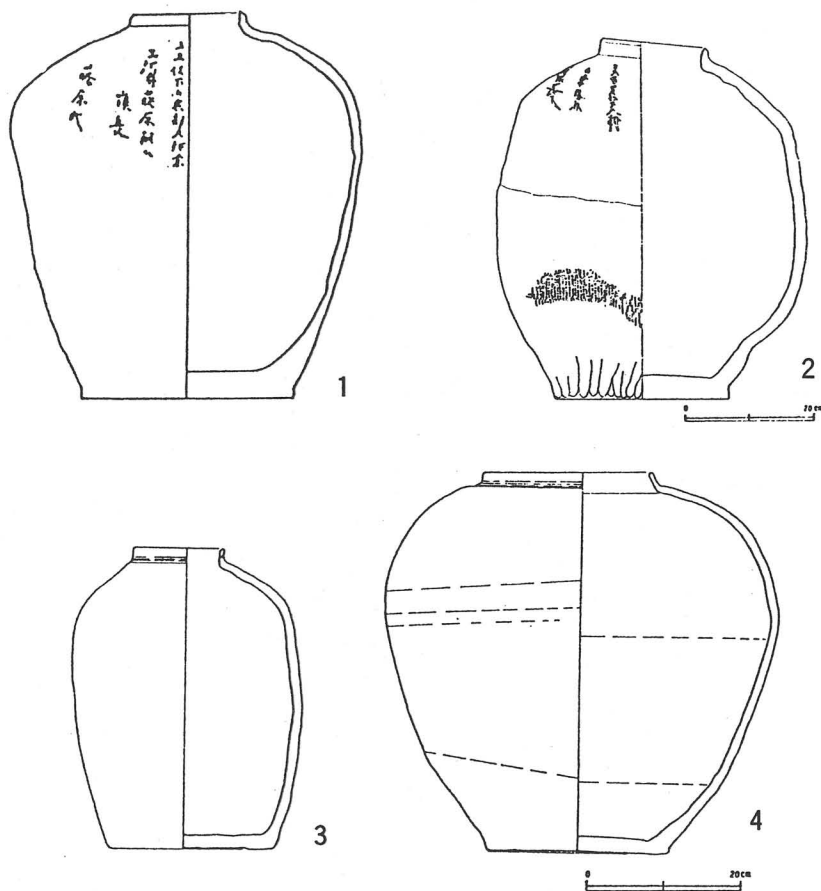
渥美半島西端の伊良湖地区の窯群でも承安4年(1174)銘の伊勢発見瓦経や伴出の陶製品の製作には、遷宮の関係で神宮に派遣された木工寮の工人の関与が推測される。このように渥美・湖西窯では湖西周辺や伊良湖のように京都仁和寺・奈良東大寺の再建や伊勢神宮の遷宮という国家的事業に関係して製品を供給する産地を含み、その場合には木工寮の専門工人が在地の工人を指導して高水準の製品を生産したと推測される。その視点で顕長銘の壺を評価すると在地工人の製品であり、国司が私的に発注し生産した大アラコ窯はその水準の窯で、同地域では技術水準が大きく異なる窯が併存したろう。

② 顕長銘の壺とその銘文

第1表の顕長銘の壺各例の計測値(単位cm)で大きさの不統一は明らかである。さらに『甲斐路』論文に掲載の大アラコ3号窯第1例、甲斐例、伊豆例、伝武蔵例の実測図を転載して第1図とするが、各例の形の違いも一目して明らかである。器形は短頸壺で同じ器形は常滑焼の1a~3期にあるが、その類例は伊豆例のみで、他に大アラコ3号窯第1例と伝武蔵例とが似る。常滑焼の短頸壺に類似の伊豆例の高さは、

第1表 顕長銘の壺各例の計測値 (単位cm)

出土地	口径	高さ	最大径	底径	出典
三河大アラコ3号窯第1例	17.5	52.0	47.0	—	小野田勝一『田原町史考古編』
同 第2例	13.5	40.0	35.0	—	同上
同 第3例	18.5	—	—	—	同上
同 6号窯(推定)	20.8	—	—	—	同上
甲斐徳間例	15.8	54.5	47.2	26.8	『甲斐路』52号
伊豆三ツ谷新田例	—	約39.0	—	—	『中世須恵器の研究』
相模宮久保例(復元)	20.0	46.5	—	15.5	『綾瀬市史』1
伝武蔵(愛知県陶磁資料館所蔵)	20.6	49.5	48.8	—	『渥美の古代文化をさぐる』



第1図 顕長銘の壺各例

2のみ縮尺が異なる。

1. 三河大アラコ3号窯第1例 2. 甲斐徳間例 3. 伊豆三ツ谷新田例
4. 伝武蔵例 (『甲斐路』52より)

39cmで、実見の機会はないが大アラコ3号窯第2例がこれに近く顕長銘の壺の仲間でも最も小形である。大アラコ3号窯第1例などは伊豆例に比べて口径で5cm、高さ・最大径では10cm以上も上回る。吉岡康暢は大アラコの短頸壺を大きさで3種に

細分、伊豆例・伝武蔵例の差はそれを示唆する。しかし特別注文の埋納経の外容器では經典を納めるために広い口径、短い頸部さらに容量・高さなどに要求があり、製品のこのばらつきは作り馴れた短頸壺よりも大形の特別注文で、技術的に対応できず不統一となったとの理解が許されよう。話が前後したが、大アラコ窯直前期の湖西山口第17地点窯発見の短頸壺は口径11.4cm、高さは20.8cmと小振りで、渥美・湖西窯のその段階で小形短頸壺の伝統のみが定着し、大形品の生産については大アラコ窯を含めて技術の限界が存在したのではないか。

各壺の銘文は紙面の関係で割愛し、筆跡を『甲斐路』論文で小林真が分析する。それによると i 銘文の書き始めは「正五位下」である。ii 大アラコ3号窯第1例の銘文は1人の執筆、甲斐例・伊豆例は、前半の「正五位下」以下と後半の「従五位下」以下と異筆らしく、前半の筆跡は大アラコ3号窯第1例と同一人らしい。iii 伝武蔵例の執筆は以上の2人とも異筆で第3の書き手がいるらしい。iv 書き慣れた字体だが郡の貴人などの執筆ではなく、書き手は窯場の職人でなかろうか。私見を加えると、伝武蔵例の前半の「正五位下」以下の部分の欠落は単純な書き洩れではないか。また不鮮明な写真で断定に躊躇するが平岩台地採集例と相模例とは類似した筆跡らしい。

(3) 消費地での問題

顕長の壺はどのように使われたか。伊豆例の出土状況は紹介済みだが、残る2例の場合を考えよう。甲斐例はほぼ富士山の南西、南アルプスに連なる山地の旧家の所蔵で、約250年前、近くの本家から分家の現所蔵者の家に譲られた。もちろん発見の状況などは不明。相模宮久保例を吉岡康暢の記述で見ると、2次堆積で共伴関係は確定し難いが銅経筒蓋が同一層で出土し、渋谷谷司重国の居宅域の一角をなす地点からの流失の可能性を指摘する。吉岡は三河国衙からの発注品とは別に顕長の壺が東国の在地領主層へ交易物として移出したかと理解する。しかし、顕長銘の壺の大アラコ窯での製作技法を考える時に、国衙へ納入の技術水準の高い壺を別に生産したとも思えない。大アラコ窯とその周辺で発見の顕長銘の壺の不良品から、どの程度の数量の製品が消費地へと移出したか推測はできないだろうか。目下のところ甲斐・伊豆・相模それに伝武蔵の4点の発見で各国とも1点の発見で、国別に1点か複数か、発見する地域が拡大するの否かの問題がある。さらに鳥羽院の宮廷の女性を主体に東国への埋納経をおこなう背景の推測が許されれば、一つには天慶の乱以後、宮廷では東国の動向に大きな関心を寄せたらしい。遠江大知波峠廃寺の造営や平治2年完成の三河普門寺への二条天皇と高松院の梵鐘の寄進があり、それらと一連ではないか(註1)。第二に第4章で触れる足利義清を具体例として考えたい。彼は上西門院と八条院の判官代で、東国武士団の上層部の多くがこのように京官で宮廷に結びつき、そのような関係で顕長銘の壺を、東国のある範囲の地域に配付したのではないか。

(4) 小結 特別注文の壺をめぐる諸問題

顕長銘の壺の諸問題を整理すると、第一に大アラコ窯への発注窓口は三河守藤原顕長、第二に発注の主体は鳥羽院周辺の女性の側近、多分、女官達に顕長・遠清を含めた一群の人々。第三に器形と銘文から高水準の製品とは思えない、最も達筆な銘文の

壺が大アラコ3号窯で半焼成のまま発見されたことも暗示的である。第四に生産の時期は顕長が三河守に初任の保延2年(1136)により近いとの想定も一つの選択肢として残したい。つまり末代の埋経よりも先行する可能性もある。最後に渥美・湖西窯では国家的事業の場合には中央の工人が指導した窯が湖西・伊良湖地区にある。他方で国司が私的に発注し在地の工人が顕長銘の壺を生産した大アラコ窯も並存した。高度な技術が渥美窯の技術の伝統に与えた影響、それに対して同時期の知多窯の製作技術の伝統形成の実態、そのあたりを切り口に知多・常滑窯と渥美・湖西窯の盛衰が考えられないか。

視点を変えて神宮の正禰宜層の動向をみると13世紀第4四半期に寄進地系御厨を基盤とする従来の主流派の勢力が衰退し、伊良湖御厨を背景とした桧垣氏らの一派がそれに代わる(註2)。この情勢で派生する事情を模式的に推測すると第一に渥美の神領全体に御厨本来の目的の神宮への食糧貢進が勧められ、窯業生産が減退するだろう。第二に遠隔地の寄進地系御厨からの物流の衰退で、陶器の運賃が帰り荷利用の段階に比べて上昇し、これが伊勢湾周辺の各窯の製品に不利に働く。通貨は介在しないが山茶碗類の代価の面で、消費地での山茶碗類に代わる器物の入手がより容易であれば、各窯の山茶碗類の生産は衰退し、これを引き金に多くの窯が生産中止に追い込まれたのではないか。

4 伊勢神宮とその御厨との間の交通

(1) 伊勢神宮御厨の分布とその著るしい増加

シンポジウムで12世紀に伊勢神宮の寄進地系御厨が東国中心に増加し、常滑焼が神宮への貢進の帰り荷で運ばれたろうとした。神宮の御厨は本来は近接する地域で神宮の必需品を生産・貢進するため、当初は遠隔地には御厨は置かれなかったろう。20年に一度の遷宮の費用も本来は国庫支出だが、財政の悪化で11世紀後半から役夫工米の制度で充当するとした。そして役夫工米の徴収で神宮の催使と現地側との間の衝突が激化し、朝廷はその調停に苦しむこととなった。この経過は棚橋光男が著書でくわしく紹介する。この時期に受領功過の関係で祭主らは院と密着し、院も祭主らも神宮運営の財源確保という緊急の課題に取り組んだ。すでに10世紀から朝廷は荘園整理に着手するが、実質的には荘園である御厨の建立が例外的に認められた。伊勢湾周辺の各窯の陶器の取引を考える場合に、何時頃どの地域に神宮の御厨が成立したかを一覧する必要がある。

第2表はその目的で遠隔地域の御厨一恣意的だが伊勢・志摩・伊賀・尾張・三河・遠江を除いた地域とする一の成立時期を国別に集計したもので、基礎資料は『国史大辞典』第13巻、稲本紀昭執筆の「御厨」の「伊勢神宮御厨一覧」だが、ごく一部私見で修正した。資料不足で問題は残るが104個所の遠隔地域御厨のうち成立時期がほぼ12世紀と明らかな御厨は43個所、うち白河院政期に成立の御厨は8、以下、鳥羽院政期に8、後白河親政・院政期に26、これに対して白河院政期以前は1、「その他」の項は14世紀中葉に成立の『神鳳鈔』を下限とした成立時期不明分の集計で53御厨あ

第2表 国別・建立時期別に見た伊勢神宮の遠隔地域の御厨数

国名	白河院政期以前	白河院政期	鳥羽院政期	後白河親政・院政期	その他①	神鳳鈔以後	不明	計
攝津					1		1	2
駿河		4		1	4		1	10
伊豆			1		1			2
甲斐					1			1
相模			1					1
武蔵		1		3	1			5
安房				2	1			3
上総					1			1
下総			1	2	3			6
常陸				1				1
近江	1		2	1	5	4		13
美濃		1		2	3		2	8
飛騨					1			1
信濃		2	1		7			10
上野				4	5			9
下野			1	1				2
若狭					1			1
越前				2	2			4
加賀				1				1
能登				1	2			3
越中			1		2			3
越後					1			1
丹波					1			1
丹後				1	2			3
但馬				3				3
伯耆				1				1
播磨					1			1
備前					1			1
備中					1			1
長門					1			1
伊予					2			2
讃岐					1			1
阿波					1			1
合計	1	8	8	26	53	4	4	104

『国史大辞典』第13巻。稲本紀昭「御厨」付表「伊勢神宮御厨一覧」を集計、ただし一部改変。
①「その他」は『神鳳鈔』（14世紀中頃成立）を下限とした建立時期不明分を集計。

るがその多くも後白河親政・院政期に集中的に建立の可能性がある。それはともかく、趨勢として12世紀の後白河親政・院政期に集中的に遠隔地御厨が成立し、しかも増加の中心が東国であることも第2表から窺えよう。

(2) 稲木太夫一族とその周辺—ある内宮禰宜と御厨

何故この12世紀に東国を中心に遠隔地域に多くの御厨が成立したのであろうか。内宮禰宜に稲木太夫と呼ばれた人物がいる。荒木田延能とその孫の明(顕)盛の二人で、その一族を中心に11・12世紀の伊勢神宮の動向と御厨の展開を考えよう。

① 伊勢神宮禰宜層の動向—東寺大国荘との関連を中心に

神事での禰宜の役割については多くの記録があるが、神事を離れて禰宜が何処でどのような生活をしたかはほとんど知られない。しかし、東寺領大国荘をめぐる相論の記録中に、手作地主としての11世紀末頃の禰宜達が知られる。

東寺の大国荘は神宮の西から西北西の飯野・多気両郡にわたる広大な地域を含み、稲木太夫と関係する稲木地区は神宮から約16キロメートルほど離れている。大国荘はこれら地域の布勢内親王の墾田を弘仁3年(812)に東寺に施入して成立したが、荘園と公領とが入り交じり、本来、神郡(度会・多気・飯野の3郡—これを道後ともいう)の地域に荘園を置くことにすでに問題が胎胚していた。また荘園を流れる櫛田川はしばしば氾濫し、流路の変化から承和2年(835)すでに広い面積の荒地が存在、保安2年(1121)に大水害、天治2年(1125)に灌漑用の溝の流失、逆に康和2年(1100)には旱魃被害の記録がある。中間の時期の記録を欠くが、耕地としては不安定な地域であっ

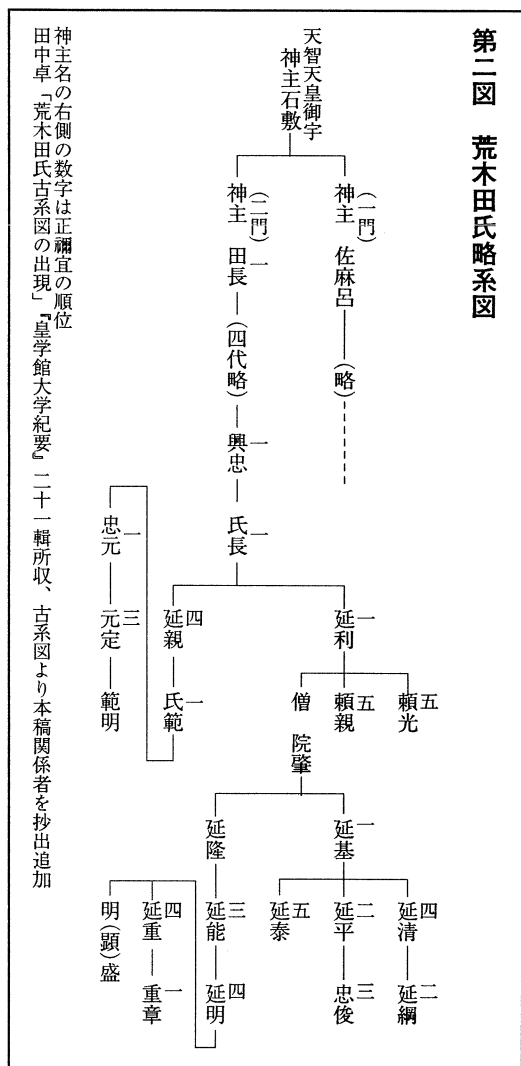
たらしい。

しかし、神宮から近く11世紀後半には何人かの神主がこの地域に生活の根を下ろしていた。応徳元年(1084)の「伊勢太神宮神主牒」(『平安遺文』1212号文書)の「外一神主宅」を棚橋は外宮一禰宜宅という、他に「内一神主領」・「内五神主領」・「外一神主領」と同文書にあり、内外宮の禰宜達のこの地域での定着が窺われる。正禰宜は宮川を渡れない強い制約があったが、「宅」や「領」の存在は、正禰宜の神事に参与しない時期の生活の本拠が神宮から近距離のこの地域に置かれたことが推測される。

② 荒木田延能

「太神宮檢非違使新家俊晴解」(『平安遺文』1239号文書)での大国荘の東寺との間の相論で、稲木太夫荒木田延能はその地の「五代相伝作手」とある。荒木田氏の系譜を第2図に示すが(田中卓「荒木田氏古系図の出現」『皇学館大学紀要』21輯所収の系図より本稿関係を抄出・追加)、系図の興忠は天元4年(981)に卒し、この主張にしたがえば10世紀後半以来この地域の手作地主

第二図 荒木田氏略系図



となる。応徳2年に延能は大国荘で「おし蒔き」、「おし殖え」を強行したが、開発地主の地位確保のための行動であろう、時に従五位下で権禰宜の中ではむしろ上位である。彼は祭主親定の推薦で長治元年(1104)に正禰宜、さらに祭主の「道後政所事」とある。棚橋は11世紀中葉には祭主・官司ら大中臣一族が禰宜らと切り離して道後政所など神郡行政機構を一手に掌握したというが、12世紀に入ると状況が変わるらしい。天永2年(1111)神宮内の宿館で発病し、「外里政所」職を当時権禰宜の二男延明に譲り、翌年57歳で卒した(以下も含めて内宮禰宜の履歴は『神宮禰宜系譜』所収『皇太神宮延喜以来補任次第』による)。康和3年(1101)に正禰宜に就任の荒木田忠俊(延能の従兄弟の延平の一男)は元永3年(1120)に祭主親定の「道後政所事」とあり、保安3年(1122)の親定の没後も次の祭主公長の「政所」を担当した。

③ 荒木田延明と相馬御厨

荒木田延明は権禰宜当時から祭主「政所」職にあり、保延7年(1141)に正禰宜に昇格、大治2年(1127)には齋宮寮大副を兼任の祭主公長に代わって寮務に当たり(公長逝去の保延4年(1138)まで)、次の祭主清親の「政所」を担当、久安3年(1147)からは道後郡務を執行、病のために正禰宜職を仁平3年(1153)に一男延重に譲り、「道後沙汰」を二男の権禰宜延盛の取り扱いとして、同年出家し68歳で卒した。

延明にはまた下総相馬御厨の内宮への寄進という大きな功績があった。大治5年(1130)に延明は平経繁(千葉常重、以下、常重という)からその子孫を下司職とする条件で、下総国相馬の地の寄進を受け相馬御厨が成立したが、その後の相馬御厨には複雑な動向があり、それを安田元久の研究から考えよう(相馬御厨は『平安遺文』所収『棟本文書』による)。常重の嗣子常胤は保延元年(1135)に父から下司職を引き継ぐが、国司藤原親通は公領の年貢の未進を理由に相馬・立花の権利を常重から奪い取る。加えて源義朝が常繁・常胤父子に対立する千葉常澄と結び同様に康治2年(1143)に常重から権利を奪う。神宮は勘発し結局、天養2年(1145)に源義朝も下司職を子孫代々に伝えるとして神宮に寄進した。翌久安2年(1146)に千葉常胤は相馬郡司に任命された機会に、あらためて相馬御厨を神宮に寄進し、ここに一つの御厨に下司職2人が出現した。ただし、安田は当時の相馬御厨の実体から、二人の下司職の並立の可能性を示唆する。

④ その後の相馬御厨一 永暦2年の二つの動向

荒木田延明は相馬御厨の口入神主職を明(顕)盛に譲ったらしい、上記の延明の履歴の二男延盛は明盛のことであろう。相馬御厨で下司職が並立してから13年後の平治の乱で源義朝は没落する(平治元年(1159))。永暦2年(1161)に前左兵衛少尉源義宗が、親子とも下総守の経歴を持つ藤原親通から親盛へと伝えられた権利(千葉常重から入手)により御厨を内外両宮に寄進した。義宗の寄進は以前の寄進と異なり、下司職の確保ではなく「御厨預職者同以義宗子孫孫可被補任也」とある。大治5年の一連の文書を精査すると「預所者可相承口入人散位源朝臣友定等子孫矣」との条文を含む寄進状1通もあり、義宗の寄進は預所職の確保を内外宮の権威に求めたものである。

源義宗は通説では常陸の佐竹氏というのが『尊卑分脈』に源義朝の伯父(義朝の父の

為義を義家の子とした場合)に左衛門少尉義宗がおり、「早世」の記事から従来は無視されたのだろう。左兵衛と左衛門との官名の不一致は何かの事情の混乱だろう。義朝が相馬御厨へ介入に対して義宗からも行動がある筈だがそれはなかった。理由は義朝の子の義平が、久寿2年(1155)に叔父の義賢を討った源氏の内紛があり、紛争を避けて義朝の没落後の永暦2年に行動を起こしたのだろう。

永暦2年には下野梁田御厨の相論もある。河合正治によると足利庄に隣接の梁田御厨を康治2年(1143)に権禰宜荒木田利光を口入神主に開発領主の藤原家綱が内宮に寄進し、一方、この地に権利を持つ足利義国(義宗の兄弟)は荒木田元定を口入神主として寄進、元定は口入料の一部を外宮禰宜度会彦忠に譲って内外宮の御厨として有利な立場に立つ工作をした。紆余曲折ののち足利義国もその一男義康も死にその子の義清が元定の子の範明の口入神主職を認め梁田御厨は安定した(『平安遺文』4784号文書)。

相馬・梁田御厨の相論がともに永暦2年に決着に向かう理由は、第一に源義朝の没落が大きく影響する。安田元久によると保元の乱の際に梁田御厨に関係した藤原家綱が義朝側で活躍していた。第二にもと京官の源義宗、また民部丞・八条門院判官代とやはり京官の源義清の、京官としての主張が訴訟を有利に導いたのではないか。相馬御厨の相論文書の仁安2年(1167)の源判官代宛の宛先は源義清の可能性もあろう。このように相馬・梁田両御厨の相論では外宮の彦章と源姓足利一族との密接な関係が窺われる。

このような紛争と神宮側の対応の詳細は不明である。ただし、現地側の何れの寄進に対して原則として応諾の方針らしく、神宮や神主達が利益の確保を最優先に現実的に対処したらしい。相馬御厨の場合には永万2年(1166)に荒木田明盛が外宮に起請状を、さらに仁安2年(1167)にやはり明盛が外宮と「和与」して決着した。

⑤ 権禰宜と御厨の展開

内宮のある禰宜家3代を中心に11世紀後半から12世紀第3四半期にかけての禰宜の動向と神宮の御厨の展開を見てきた。荒木田延能が活躍した稲木には御厨は置かれなかったが、彼に似た権禰宜の足跡と努力とで近国に開発地系御厨が展開したろう。これに対して次代の延明の場合には千葉常重からの相馬御厨寄進に伴い口入神主職を得たが、祭主政所の延明の立場から、彼自身が下総の地を訪ねた可能性は低い。現地のさらに下位の神人が祭主側近の延明へ取り次いだのだろう。久安2年の千葉常胤の文書の仮名荒木田正富が仲介の神主とも考えられるがはっきりしない。外宮で口入神主職を多く入手した禰宜家が相馬・梁田の両御厨に登場する度会彦章の岩淵のちに松木という家で多くの一禰宜を出した。稲木太夫家の場合には延能の曾孫重章が一禰宜に就任した。

⑥ 御厨をめぐる緊迫した関係―没落した禰宜、荒木田延綱(宣綱)ほか

延能ら祭主に結びついて地位を固めた禰宜と反対に12世紀初頭に没落した二禰宜の延綱の履歴を紹介する。延綱は京都側の記録では宣綱とあり離宮院と外宮禰宜の宿館の放火と落書の罪で一味とともに康和5年(1103)に流罪となった(事件の事後処理は

棚橋の著書に詳しい)。延綱は延能の従兄弟延清の二男で、祭主の推薦を得た正禰宜就任の最初の機会では、荒木田定平が朝廷に自解して正禰宜に就任し彼は機会を逸し、次回は叔父延泰が就任、三度目の寛治5年(1091)にようやく正禰宜に就いた。その後、大中臣親仲が伊勢守の時に延綱の深長御厨が収公されたが、親仲の父が時の祭主親定のために抗議出来なかった。これらが原因であろうか放火と落書を重ね、その発覚で没落した。

深長御厨は飯高郡にあり正暦年間(初年は990)に延綱の祖先の開発という。一旦は新設との理由で収公、のちに延綱の家の権利が認められる経過があったという。『神鳳鈔』では深長御厨の内宮御厨は変わらず、禰宜の権利のみが収公されたのだろう。そして国司親仲の収公は受領を急先鋒とする院庁の荘園整理そのもので、院は神宮に御厨建立を認めたが、既存の御厨ではこのように禰宜の既得権を整理していたらしい。

第2章で大庭御厨を取り上げたが、源義朝は相模国衛勢を巻き込んで荘園整理の大義名分のもとに御厨を襲った。この時には伊勢の神人側に死傷者が出たが、下司の大庭一族は隠れおおせて安泰であった。東国ではこのように荘園整理の名目で在地勢力の発展は強く制約され、かつ彼等のきわめて弱い立場が知られる。その反面で一旦御厨建立による下司職の承認は在地側の勢力展開に重要な活路を意味する。安田元久が指摘の、神宮や口入神主職への貢進料は御厨の総生産物に比べて微々たるもので、在地勢力側に大きな利益が確保されるとの説に従えば、自己の大きな利益のために御厨を通じて院政の秩序を受け入れた東国の武士層の現実的な判断が良く理解できよう。

一方で後白河親政・院政期の荘園整理では後白河天皇即位後の宣旨のない荘園の停止を打ち出し、神宮御厨も停止の危険をはらんでいた(『兵範記』保元元年閏9月18日条)。後白河院の宣旨が得られない場合には既存の御厨もすべて否認され、その点では在地勢力と同様に神宮の立場も弱かったのである。永暦2年に度会彦章は相馬・梁田両御厨の事態を有利に展開したが、この段階ですでに後白河院周辺に密着していたのであろう。『福島考古』30号とその後の拙稿で承安4年の伊勢の瓦経供養の背景に彦章の後白河院周辺との結びつきを指摘したが、それらすべてに有機的な関係が存在したろう。

(3) 御厨と伊勢神宮との間の物流

諸国を遊行する権禰宜の力で、12世紀に入って神宮では東国を中心に寄進地系御厨を展開し、さらに荘園整理の潮流の中で多くの御厨の設置と存続に成功した。当然、祭主や正禰宜らは後白河院周辺に急接近し、御厨では権禰宜などの神人が勢力の定着に努めた成果で、シンボジュウムで触れた伊勢型鍋の葛西御厨や鎌倉での発見の背景に各地での伊勢の神人の定着があり、それは文献でも裏付けられる。常滑焼の分布を考える場合に12,3世紀の御厨と神宮との間の物流が重要な意義を持っている。『常滑焼と中世社会』での多くの議論は中世後半期の物流で、ここではより古い段階の状況を考えよう。

外宮で寄進地系御厨の口入料が集中した禰宜家に岩淵のちに松木と呼ばれた家系があり、嘉暦元年(1326)から3年にかけての僧恵観と僧円然との相論で作られた図面中

に「松木坊敷地」があるが、この場所が12,3世紀に多くの一禰宜を出した岩淵・松木氏の住居であろう。図面には面積の記載はないが周辺の地所の面積から2反程度で、もし各地の御厨から一度に口入料が持ち込まれた場合には収容不可能だろう。岩淵・松木氏の度会彦忠が一禰宜在任中（大治元年～仁平2年, (1126～52)）から外宮の記録に政所神主が登場し、13世紀末近くに出納所神主が登場する。それらの神主は世襲の場合もあるが、通常は別の禰宜に職が移り、政所神主が大きな倉庫を管理した形跡はない。つまり14世紀頃までは伊勢には御厨からの多量の貢進物を保管する施設はないらしい。この事情からその頃まで御厨からの貢進物は一斉に伊勢に運ばれるのではなく、神宮の需要に合わせてあらかじめ決めた時期に各々の御厨から神宮に貢進されたと推測する。

貢進の帰り荷として、伊勢湾沿岸の産物が各地の御厨へと運ばれ、常滑焼も当然これに含まれていたろう。鎌倉幕府が成立すると全国各地から鎌倉への船便も加わる。ただしこの便は鎌倉へ集中する貨物と相乗りで帰り荷ではない。13世紀第4四半期頃には前述のとおり、岩淵・松木氏を中核とする寄進地系御厨の口入料を基盤とする主流派勢力が衰退する。神宮からの帰り荷も減少し、貨物の船賃も上昇した筈である。この情勢から派生する事態のうち渥美・湖西窯の動向や山茶碗生産への影響を第3章で模式的に推定した。同様の作業を知多半島各窯で試みれば、各窯から移出の陶器の運賃が高騰し、高騰したその運賃を吸収可能な製品へと生産が集中する。常滑焼の6b期前後での山茶碗の生産の中止、甕など単価の高い製品中心生産への変化がこの方面から説明可能である。加えて低い技術と低い生産力の窯が運賃の高騰で淘汰され生産が常滑窯に集中し、少ない種類の製品の大量生産が運賃高騰の危機切り抜けに有効に働いたと推測する。

5 むすび

信仰や宗教者と陶器の生産と流通との主題の考察もようやく筆を置く段階にきた。12世紀の常滑焼の生産開始にあたり、ほとんど足跡を残さない各地を遊行する宗教者が、その製品の広がり大きく寄与したことを指摘した。東国中心の伊勢神宮の御厨建立を考えると、同様に各地を遊行した神宮の権禰宜の大きな役割が注目される。さらに御厨と神宮とを結ぶ物流が常滑焼の消費拡大に大きな意義を持ち、やがて13世紀第4四半期頃に寄進地系御厨の衰退が常滑焼に大きな画期をもたらしたと考える。もちろんこの議論は作業仮説であり試論である、今後ともその裏付けの発見に努力しよう。

安田元久は東国で武士団を牛耳った源義朝に注目し、受領層とを結んで大庭御厨の収公を企てた行為を進歩性と評価し、専制的政権の院政の守護へと結びつく事実として強調する。東国での寄進地系御厨の展開もじつは専制的政権の院政の施策であり、義朝は平治の乱で没落し子の頼朝が武士政権を確立し、頼朝を含めて関東武士団は御厨を通じて院政との結びつきを温存した。このように東国の御厨は専制的政権と武士政権との併存を象徴するものでその契機を神宮の無名の権禰宜が作っていた。そして

常滑焼の流通機構が、歴史の大きな流れを象徴するこの御厨と神宮との結び付きの上に形成されとの推定が許されれば、常滑焼がその後の変化にも耐えて中世を通じて存続し得た理由も、同様に時代の大きな流れと整合性を維持できた為であろう。

註1 大知波峠廃寺・普門寺はともに三河・遠江の国境の山地に建立された寺院で、これをめぐって95年11月25日に湖西市でシンポジウムを開催し、関係者の研究発表があった。現地の状況やその研究発表から、朝廷が東国の安定を祈願して国境の山地にこれらの寺院を創建したと推定する。

註2 第4章を含めて外宮禰宜の動向は『王朝の考古学』所収の拙稿「外宮禰宜の経塚とその周辺―藤末・鎌初の伊勢神宮神官と仏教」を参照願いたい。

追記

1. 経塚に関して、陶器の流通への宗教者の関与は、筆者もすでに触れているし、多くの研究があるので、ことさらとり上げなかった。
2. 経塚発見の無頸壺として、駿河千鳥道、伊豆朝日山、甲斐雲峰寺、武蔵落合の諸例がある。いずれも頸長銘の壺よりも小ぶりだが、出土地域の一致は興味深い。
3. 外宮禰宜の松木氏が室町期に再び優位を占める背景に源姓足利氏との関係があるのではないか。

文献 (文中で詳細に紹介したものは省略)

- 小野田勝一 「平岩古窯址群」『豊川用水路関係遺跡調査報告』所収
同 「考古編」『田原町史』
同ほか 『渥美の古代史をさぐる』
河合正治 「中世前期の伊勢信仰」『伊勢信仰 I 古代中世』所収
皇学館大学編 『神宮禰宜系譜』
同 『神宮神領記』
竹内理三編 『平安遺文』
棚橋光男 『中世成立期の法と国家』
萩原龍夫 『神々と村落』
堀一郎 『わが国民間信仰史の研究 (2) 宗教史編』
堀池春峰 「興善寺蔵法然上人等消息並びに念仏結縁交名状について」『南都仏教史の研究 下 諸寺編』
安田元久 『日本初期封建制の基礎研究』
吉岡康暢 『中世須恵器の研究』
国史大系編修会 『新訂増補 国史大系』

知多半島古窯址群の篋描記号文について

常滑市民俗資料館

中野晴久

はじめに

12世紀の初頭より14世紀の前半にかけて知多半島の全域に展開した知多半島古窯址群では、器物を中心として様々な中世陶器が生産されている。この中世陶器の器面には、しばしば篋状工具によって記号状の刻文が刻まれている。この刻文の存在については、考古学的研究が開始した当初より研究者の眼にとまっていた。1963年に刊行された『加世端第四号窯』の調査報告書において久永春男氏は、「第4章押印文様」の項ですでにこの刻文についての見解を示している。氏は同一個体で刻文を伴って施される押印文との関係などから、刻文は装飾的な役割を果たさず「記号状刻文が特定の使用にそなえて品物の区別を意図すると推定せられる」という結論にいたっている。

この見解は、それに先立って1958年に出された『刈谷市の古窯』「三. 記号状刻文について」の認識に基づくものと考えられる。この考察において久永氏は、古墳時代の須恵器以来中世陶器にいたるまで継続して認められる刻文を銘文・文字記号および消費地における墨書などとの関連でとらえ、それが「窯印」や「生産者印」でないことを論じ、「もし生産者自身の必要によって刻文が加えられたのでないとすると、それはむしろ使用者＝注文者の側の必要にもとづいたものということになる。使用者が自己の占有であることを示すため、または一定の用途に占属する器物であることを示すために、生産者にあらかじめ依頼した記号ということになるであろう。」という興味深い結論を導いている。ただし、この刻文に対する性格付けは、主として須恵器灰釉陶器のそれに与えたものであって古代の記号状刻文は、やがて中世陶器の段階に入り渥美大アラコ窯出土の銘文をもつ製品に見られるように、文章表現へと発展するという予測的見解で締めくくられているのである。先に加世端第四号窯の考察として紹介した久永氏の「特定の使用にそなえての品物の区別」という刻文観は、古代陶器について示した「一定の用途に占属する器物」という認識と同一であって、この段階で中世陶器においても、銘文とならずに記号状刻文は存続することを認める形になったのであるが、その性格については中世においても古代の刻文と異なる特性を認められないという帰結が得られるのである。

久永春男氏によって与えられた記号状刻文に対する性格付けは、そのまま杉崎章氏に受け継がれる。杉崎氏は1960年に刊行された『巽が丘古窯址』の「第五. 知多半島北部の古窯址出土の遺物」(Ⅲ. 行基焼に施された文字・記号・押印)において、知多半島内の出土品に見られる記号状刻文と、その供給先である神社との関係に触れ、久永見解を補強しつつ「祭器として神社で使用されるものと他のものを区別している」のが、刻文に与えられた機能であるとみなし、「壺などの肩部中央に篋描された記号がすべて注文者の依頼したものである。」という、より明確な性格規定を行っているのである。1950年代から1960年代にかけては、知多地方の中世窯がようやく考古学的

に研究され、軌道に乗り始めた時期である。その時点で記号状刻文は、「窯印」や「生産者印」という生産レベルの識別記号ではないことを論証していることは、注目に値する事柄であろう。しかし、この刻文がかならずしも「すべて注文者の依頼」によって施されたものであるのか否かについては、検討された資料が今日のレベルからしてあまりに少なく論議の余地が多く残されている。そして、知多の中世窯はその後急速に調査事例を蓄積し、この問題について新たな展開を求められる段階に至っていると考える。久永・杉崎両氏によって論じられたこのテーマについて、その後の研究者は基礎資料を報告するのみで、十分な検討を行ってはいない。それを象徴するのが30年近くの歳月を経た1995年に出された『桜谷古窯址群』「第5章、押印文様・ヘラ書き文（線刻文または記号状刻文）について」の記述である。筆者の中村信幸氏は篋描き文が文字や簡略な記号的意匠をもつことを指摘した後「これらは窯印ともいわれることもあるが現在のところ不明である（工人の識別用なのか、消費者の要求にもとづくものか）」という形で結論を留保しているのである。この刻文に対する認識は、明らかに1960年代の久永・杉崎見解より後退し素朴なレベルに戻っているといわざるをえない。しかし、その責任は一人中村氏にあるのではなく、60年代とは比較にならぬほど増加した資料が、ほとんど特定の規則性を示さず、文様意匠そのものも多様化してきたことによって、かつては明瞭に否定することのできた「窯印」や「生産者印」という性格も、あながち無視できないような状況が現れたことに起因するとみなすべきであろう。

知多の中世陶器に認められる記号状刻文についての筆者の従来の見解も、また混乱に満ちたものであった。これまでの記述では1990年に刊行した報告書『小森古窯址群』の「まとめ」においてB-1号窯製品に豊富に認められる刻文について触れている。そこでは、記号状刻文をもつ資料の在り方から生産者個人の識別記号という性格を否定し、工人集団の帰属を示す記号という推定を行っている。この場合、一基の窯の製品に複数の意匠が含まれることから、当然窯印という性格付けは否定されているのである。そして、工人の識別記号という役割が妥当なところと認識していたものをこれもまた実態にそぐわないとして否定したことになる。そして、最終的に工人の小集団の系統差というところに活路を見いだしたのであるが、この仮説を採った場合、知多半島内の中世窯で検出される記号状刻文のモチーフは、多くの例外を持ちつつもいくつかの文様は広域に分布しており、そこからは少数集団が半島内を広域的に活動し、陶器生産を行ったという結論が容易に導かれることになる。しかし、刻文以外の要素を総合して判断した場合、この生産体制は想定しがたいことになり、小森B-1号窯での個別分析を一般論として設定することは留保せざるをえなかったのである。『小森古窯址群』の考察で実質的には否定しているのであるが、記号状刻文を工人の略押的記号とみる見解は、同年に日本福祉大学知多半島総合研究所から刊行された『知多半島の歴史と現在No2』所収「中世窯業産地としての知多半島」の段階まで保持されていた。この見方は、知多半島古窯址群の中世陶器に施された記号状刻文のすべてを一律に性格規定するには無理があるものの、依然として捨て難いものだったのである。

さらに、これも1990年に出されたものであるが武豊町の『中田池古窯址群その1』の「第9章. 考察」において磯辺幸男氏は、やはりC地点でまとまって検出された刻文をもつ山茶碗について触れ、「従来、篋描きの窯印としてきたものであるが、ここでは簡単な「|」（ススム）、「+」（ジュウノジ）から「*」（ガゼジルシ）さらにそれを円で囲んだものなどがあり、中世庶民の略押、後世の家印となるもので簡単なものは農（漁）民、複雑なものは名主層とする見解もある。」と述べている。この見解については、まとまって検出されたとはいえ大多数の山茶碗が刻文を持っていないという現象の解釈をどうするのかという問題について触れておらず、記号の類似性のみから略押とみなす結論を導いており、さらに他の窯で多く検出される甕や壺に刻まれた刻文との関係も検討されていないために、多くの課題が残されているのであるが、筆者のこれまでの記号状刻文に対する略押的性格付けも、けして磯辺氏のそれを超えるものではなかった。

以上に見た記号状刻文についての研究の状況は、専ら考古学サイドの研究者によるものであるが、この研究には別に陶磁史分野の業績が知られている。やはり1950年代以来、知多半島の中世陶器研究を推進してきた人物として沢田由治氏があり、その研究は注目に値する。考古学研究者は、その初期においてこそ記号状刻文の性格に注目していたものの、やがてこのテーマは等閑に付されていった。それに対し沢田氏はこの刻文について極めて饒舌であり、やがて氏の古常滑観を左右する根本的な要素になっているのである。もっとも、1953年『陶説7』に発表された「古常滑窯址調査」では記号状刻文の拓本を示し、それについて「窯じるし様のもの」としているのみである。それが1959年刊の『世界陶磁全集2』「平安-室町の常滑」では大きく変化し、刻文は鎌倉末から室町期に認められるとしつつ、「+」意匠を降魔、「/」を清浄という意味付けられた記号、呪符とする見解が示されるにいたる。しかし、それは本文中ではなく末尾の図版解説においてである。それが1974年沢田氏の主著ともいべき『時代別古常滑名品図録』では「平安末期、鎌倉時代の刻文は、古常滑壺の肩に一字ずつ刻まれている。いずれも修験道の印形である。」366頁、「平安・鎌倉時代の刻文は修験者と陰陽師が印形と呪符とを刻んでいるものであるが、その多くは修験道の印形である。」365頁とし、「×」印は修験道の「降魔招福」、「+」印は「無病息災」を祈る印形、「/」印は「奉る」印形、「つ」印は洒水といわれる印形で「清浄」を意味し、「、」は「絶対清浄」というように中世陶器に刻まれた記号と印形との意味関係を示しているのである。この印形は、さらに「修験者や僧侶が直接作業場に出向いて壺に向って印を結んだと思われるものも少なくない位であるから」354頁というように想定され、古常滑の美は「制作者の経済的な立場や名誉のためではなく、完全な宗教心からの崇高な制作態度が生み出したもので、全身的な深さ、高さ、強さをもつものである。しかも再び作り出し得ないものである。」という沢田氏独自の、いささか大仰な古常滑観が導かれるのである。

いうまでもなく本稿は、考古学的研究の一環としてテーマを設定しており、中世陶器の美術性を論議するものではない。その立場から沢田氏の論説をみれば、牽強付会

と思われる点も無しとしない。しかし、ここで提起されている「呪符」としての記号状刻文という理解は十分に検討すべき課題であろう。久永・杉崎見解に見られた「一定の用途」を示す記号という見方を敷衍していけば、「呪符」と繋がる点もなしとしない。したがって、従来各氏によって論じられた記号状刻文についての見解を尊重しつつ、これまでに集積されている資料を見直し、様々な角度から分析を試みることで新たな水準が開かれるものとおもわれる。

篋描記号文の規定

知多の中世陶器の器体に、意識的に刻まれた抽象的な記号状刻文を指して、この篋描記号文の用語を用いることとする。したがって、無意識的、偶然によって器面に刻まれた刻線は、この範疇に属さないことになる。記号文の施文には、先端が尖った篋状工具を用いるのを一般とするが、なかには先端の尖らない棒状の工具によるものも少なからず認められる。しかし、工具の差が記号文の意匠や性格と対応関係にあるとは認め難く、むしろ同一性をもっていると考えられることから、これを同じく篋描記号文として捉えることにする。記号文は、それ自体で一個の完結した役割を担うものであり、三筋壺の三筋文や長頸壺（水瓶）、水注などの頸基部に施される列点文、あるいは三耳壺・四耳壺・鳶口壺・玉縁口縁壺などの肩部に施される圏線、さらには三耳壺・四耳壺の耳に加えられた刻線などのように、器体の形態と密接に関連し、その装飾的役割を担うものについては記号文の範疇に加えない。また知多の中世陶器では類例が少ないが、草花や鳥などを素朴なタッチで篋描きした具象的篋描文も記号文の性格を考える上で参考にはなるが、これは刻画文として記号文とは別に設定すべきものである。刻画文との関連性が予測できるものに意匠は抽象的でありながら、その構成がきわめて複雑で器面に広く施される線刻文が、少量ながら知られている。これらについては記号という語の示す意味からは、かなりずれているが記号文の中にいれて理解するのが適当であろう。次に記号文の中で文字意匠を持つものについては、複数の文字記号で人名や文意を構成するものについては、これを銘文として記号文と区別すべきであるが、一文字の場合たとえば「十」という記号は数字の十であるのか、抽象的な記号であるのかの判断が困難であり、それは「上」や「大」などでも大同小異といわざるをえない。したがって、一個の文字意匠である場合には、これを記号文として捉えることにする。

知多では銘文をもつ資料はきわめて少ないが、その中の一つに武豊町中田池A-1号窯出土の陶硯(図1-1)がある。この陶硯の底部には28文字からなる銘文が刻まれ、その末尾に花押を描いている。この花押は銘文との関係で明らかに花押と判断できる記号である。そして、この記号と類似する意匠をもつ刻文が、銘文を伴わず単独で施されている資料の存在がわずかに知られている。したがって、さきの銘文末尾の花押記号については、銘文と切り離して記号文のなかに加えることにしたい。この場合、記号文の性格を知る有力な手掛りとなる。

以上に述べた記号文と関連する刻文は、いずれも製品として作られた陶器に施され

たものであるが、近年の窯跡調査ではしばしば陶土の試験焼成品と推定される円盤状・円柱状の陶製品が出土しており、それらには高い確率で記号文に類似する刻文が刻まれている。それらが、今後消費遺跡で検出されるようであれば記号文として理解する必要があるが、現時点での報告例はなく、この刻文については製品に刻まれた記号文とは別のものとしておきたい。

篋描記号文の規定として、さらに付言すべき事柄は通常この記号文は1個体に1個施されているのであるが、ごく稀に1個体に複数の記号文を配している事例がある。そのなかには装飾を意識して施されたかと思われるものも含まれているが、一個の意匠は他の記号文と共通するものであり、装飾か否かの判断は見る側の主観に委ねられることになる。あるいは他の多くの記号文とは異なり戯れに描いたとしか思えないものもあるが、これも前例と同様その判断に明確な基準がなく、それらは1グループにまとめて記号文の多様性の中で理解することにする。最後に、鷹口壺や玉縁口縁壺の肩に施される圏線に直交する形で縦位の短い刻線が刻まれる事例がある。その中には、単純な直線ではなく「カ」のような意匠もあり、それらのロクロ回転を利用せずに施された刻線については、圏線と切り離して記号文の中に加えることにする。

記号文の施される器種

篋描記号文は、知多の中世窯で生産された製品の全器種にわたって施されるものではない。さらに、記号文が施される器種でも頻繁に施文される器種と、ごく稀にしか施されない器種の違いがある。そして、記号文をもつ個体が多く残されている器種であっても、それが大量に生産されたもののなかの一部に過ぎない場合と、反対に総生産量は少ないにもかかわらず、多くの施文個体が遺存する場合があります、けして一様な在り方を示してはいない。この認識は各器種ごとの総生産量と、そこに占める記号文保有個体の比率を数値化して後に提示されるべきものであるが、窯跡に廃棄された個体の数だけでも膨大な量にのぼり、消費地へ供給された各器種の数量を数値化する作業も進んでいないのが現状である。従って、筆者が経験的に認めている記号文の在り方として、上記のような現象がいえるという程度に過ぎない。当然、以下の記述ではこうした経験則を実証するために、客観的なデータを示していく作業が必要になるのであるが、消費遺跡の事例まで含めた総体的分析は、現在の筆者の手に余るため、本稿では取りあえず生産遺跡で報告されている資料を中心に分析し、その不足する内容を消費遺跡の資料で補う形にせざるをえない。管見に触れたところで、消費地出土の記号文保有資料は、わずかに61例に過ぎない。その数は、窯跡出土の個体数と比べあまりに少なく、実態を反映したものとは考えられない。

現在、筆者の手元には248例の窯跡出土の記号文資料がある。大半は報告書に記載されたものであるが、わずかに報告書刊行後に確認された事例や、沢田由治氏および猪飼英一氏の紹介されている資料を含んでいる。第一節で触れたように、記号文に対する従来の考古学研究者の関心は決して高くなかった。したがって窯跡出土の陶片に確認される記号文を全て報告せずに、主だったものだけを拓本や写真図版として紹介

し、他の同意匠の資料については報告しないというケースは少なくない。さらに、古い時期の調査では灰原部をほとんど掘っておらず、大量の資料を見逃している可能性が高い。従って、これまでに検出されている記号文保有資料は、この数よりかなり多いことは確実である。ただし、山茶碗や片口鉢のような器種では、記号文を持つ個体がきわめて少ないのに対し、大量の無文資料が出土するため、近年の調査においては記号文を持つ個体はかなり忠実に報告される。上記のような選択が行われるのは、13世紀後半の甕を主体に生産された窯においてである。したがって、もっとも実態とズレるのは甕である。

以上の前提を踏まえて248例の資料を見ると、そのうちの半数以上135点(54%)が甕と広口壺で占められている。このうち9割近くが甕であり、広口壺は1割程度と推定されるが、破片資料の場合、甕との識別が困難なためここでは一括して取り扱うことにする。

甕・広口壺 この器種は肩部に1個の記号文を施すのが通例である。沢田氏が『世界陶磁全集2』で単色図版68に示された広口壺は、肩部に「+」と「/」があり、沢田氏はいずれも記号文として解説されている。しかし、二つの刻文を比較した場合、両者のタッチはまったく違っており、筆者は「/」の方を偶然に工人の動きの過程で刻まれたものとする。これに類する事例として、知多市七曲A-4号窯で甕の上胴部に二本の弧線が認められ、篋描き文として報告されている。しかし、これも工人が意識的に施したものとするには疑問が残る。それは同窯で検出された甕のうち記号文らしき刻文を持つ資料がこの一例のみであり、その一例も二本の弧線が同時に連動して描かれているのである。こうした施文事例は他になく、きわめて異質である。さらに施文部位が胴部であることも極めて不自然である。こうした理由から、筆者はこれを偶然の所産とみなし、記号文の事例に加えていない。

七曲A-4号窯の事例を記号文と認めない場合、まとめて同窯から検出された甕には記号文が存在しないことになる。しかし、隣接する同時期のA-3号窯では明らかな記号文をもつ甕がわずかに1例ながら報告されている。これまでの調査において記号文を持つ甕が出土している窯において、その全ての甕に記号文を施すという事例は存在しない。そして、これまででもっとも多く記号文を持つ甕を検出したのは常滑市の小森B-1号窯の43例である。この窯は13世紀後半から14世紀前半にかけて操業されたことが出土品から判明する。窯体は燃焼室と焼成室の一部が遺存したのみで、全体を知り得ないが、この時期に甕類を量産している窯と類似する特徴を持つことからみて、大型の窖窯であることは間違いない。この種の窯では、一回の窯詰めで50個体程度の甕を焼成することが可能である。43個体の記号文を持つ甕は、一回の焼成でまかないうる数である。しかし、この窯が一回の焼成で廃絶したとは考え難く出土品の型式学的分析からは、50年近くの長期にわたって操業されており、その焼成回数も当然複数に及ぶことになる。このようにみれば、この窯の記号文をもつ甕の数は、全体の生産量のなかの一部にすぎないと考えざるをえない。この事実は、記号文が窯印としての役割を担ったものでないことを明瞭に示している。また通常の意味での工人

の識別記号でもないと言わざるを得ない。

知多の中世窯は13世紀にはいると甕類の量産を志向した構造をもつ窯と山茶碗類を量産し、その中にわずかな甕を伴う場合のある窯とに分離する傾向を顕著にみせる。小森B-1号窯は、明らかに前者に属しており、この種の窯ではしばしば記号文を持つ甕がまとまって検出される。しかし甕窯構造をとりつつも七曲A-4号窯のように記号文をもつ甕がほとんど認められない事例があるのに対し、中田池A-1、2号窯のように山茶碗を主体とする窯でも記号文をもつ甕・広口壺(図6-3、4)を生産している事例がある。ただし、筆者の知るところでは13世紀代の山茶碗構造の窯で甕を量産することはなく、必然的に記号文をもつ甕の出土量も少ない。中田池の事例は、生産量自体が少ない甕・広口壺でありながら、その中に記号文をもつものが含まれているという点に意味があるといえよう。

山茶碗 山茶碗は知多の中世前期の窯では、普遍的にしかも量産された器種である。13世紀代の窖窯では、1回の焼成で7000個体ほどの生産が可能であると推定されており実際に窯跡では大量に廃棄されている器種である。こうした山茶碗の性格を前提として、現在確認している記号文をもつ山茶碗の数53個体というのは、きわめて例外的な存在ということができよう。久永・杉崎両氏が記号文について考察された時点で、この器種の記号文にまったく関心が払われていないのはそのためであろう。しかし、記号文全体の数に占める比率は21%で、けして小さくはない。

山茶碗に付される記号文は、その大半が内底面のいわゆる見込の位置にある。一般的傾向としては、見込中央部に刻まれるのであるが、なかに中央よりややずれた位置に施されたものも認められる。沢田氏が紹介している拓本資料の中に底部外面の高台の中に二条の篋描沈線を施したものがあり、例外的にはこの種の事例があったかと思われるが類例は中田池C-1~5号窯でわずかに1例出土しているのみであり、検討の余地を残している。

53例の記号文資料のうち30例までが中田池C-1~5号窯の灰原で検出されていることは注目に値する。一般的に記号文を持つ山茶碗は、大量の出土品のなかでわずかに1、2例が検出されるものであり、中田池C区の事例を除く23例は、まさにそうした在り方を示している。さらに、中田池の記号文を持つ山茶碗で注目されるのは単に個体数が多いというだけではなく、記号文の意匠においても多様性に富んでいる点である。磯辺氏が、このような特異性を見せる記号文に対して工人の略押という見解を導いたのも故無しとしない。したがって、山茶碗の記号文についての考察は、一律に資料を捉えるのではなく中田池C-1~5号窯の事例とその他の事例を個別に分析する必要もあろう。

鳶口壺 山茶碗に次いで30例、12%の比率を占めるのが鳶口壺である。この器種は、これまでに見てきた器種と異なり、けして量産されたものではない。しかし、生産量の少なさに対して記号文を保有する率が高く、鳶口壺がまとまって検出される遺跡では、しばしば記号文を施した個体が含まれている。具体的には阿久比町の上芳池古窯址群で50個体の鳶口壺の内22例が記号文をもち、常滑市鎗場御林古窯址群で12個体の

内4例が記号文をもつという具合である。そして、窯跡から検出されている記号文付
鶯口壺30個体の内、上記2遺跡の出土品が26例を占めている。この器種に施される記
号文の位置も、やはり例外なく肩部であり一個体に複数の記号文を刻んだ例はない。

片口鉢 山茶碗同様、重ね焼きによって大量に生産された器種であり、その生産個
体数では甕類を凌ぐものと考えられる。しかし、この器種で記号文をもつ資料はきわ
めて少なく、わずかに3例が知られるのみである。これに関連して、やはり量産され
る器種である山皿（小碗・小皿）においては、これまで記号文をもつ個体が知られて
いない。施文部位は山茶碗と同じく内底面の見込にあたる位置が大半であり、一個の
記号文が施されるのみである。

片口碗 この器種は近年出土例が増加しているが、その生産量はけして多いとはい
えないものである。現在6例の記号文をもつ個体が報告されているが、うち5例が鎗
場御林古窯址群の出土品（図4-8、5-3）で残る1例は七曲A区（図1-8）で
ある。施文部位は見込部のものと体部外面の底部よりに施す事例があり一定してい
ない。しかし、いずれの個体も一個体の一つの記号文である。

片口 知多の中世窯から検出されることは稀な器種である。したがって、発掘調査
で出土した記号文を持つ資料も鎗場御林F-1号窯の1例（図1-2）のみである。
この例は体部外面の注口を挟んで両側に一個ずつ2個の記号文が施されている。この
他に南知多町の窯から出土したと伝えられる資料に3個の記号文を連続施文した個体
（図1-3）が知られている。施文部位は体部外面の中程であり、注口を挟んではい
ない。さらに、消費遺跡出土例でやはり体部外面の一つの記号文を施した事例があり、
この器種で見込部への施文例は確認されていない。

玉縁口縁壺 これまで窯跡から検出された玉縁口縁壺のうち記号文を持つものとし
ては、鎗場御林古窯址群の2例を含む6個体が報告されているのみで、鎗場の事例は
肩部の圈線（ロクロ回転を利用して施した水平の篋描沈線）に複合するものである。
しかし、消費地遺跡からの出土資料や過去に出土した資料のなかには、明瞭な記号文
を持つものが少なくない。ちなみに消費地出土の59例のうち、この器種は27例と約半
数を占めている。施文部位は肩部に限られ、一個体に複数の記号文を施すものが1例
存在する。

小型壺 発掘調査によって出土した事例としては常滑市濁池2号窯と知多市の七曲
A-4号窯出土の二例が知られるのみである。濁池の壺（図1-4）はきわめて稚拙
な造りで、刻文自体も胴部に広く乱雑に施されており、記号文とすべきか否かの対応
に苦慮するものである。形態的にも定形化しているものとは認め難い。これに対し、
七曲の壺（図1-5）は、最も新しい段階の三筋壺と類似する形態をとり、肩部に1
個の記号文を施している。ただし、この記号文に隣接して竹管刺突文を2個並べてい
る点に特異性を認める。同じく三筋壺と同様の形態をとり、肩部に4個の記号文を配
した壺が人物文壺の名で知られている。その記号文の意匠が僧形をした人物の座した
形に見えることから、この名が与えられているのであるが、けして人物を具象的に描
いたものではなく、記号文として把握すべき性格の資料である。また、鎌倉国宝館所

蔵の鎌倉東御門出土とされる壺も人物文壺と同様の形態を持ち、肩部下位に一つの複雑な記号文を施している。

細頸瓶 小型の瓶で細く短い口頸部をもつ形態であるが、12世紀代にわずかながら生産された器種である。この器種に属する資料で常滑市柴山古窯出土と伝えられるもの(図1-6)に肩部に6個、胴部に3個の計9個もの刻文を施した資料が知られている。肩部の刻文は記号文として他の意匠と共通するものであるが、胴部のそれは弱いタッチで刻まれており、記号文としては異質な印象を受けるものである。もう一つ、この器種に含めるには頸部がいささか太すぎるのであるが、その規格や時代において共通する資料に半田市椎木山古窯出土とされる資料がある。この小型の瓶(図1-7)の肩部にも一つの記号文が刻まれているのである。

水注 生産量がきわめて少なく、これまでの調査では検出されていないものであるが過去の窯跡出土資料のなかに、この器種で記号文をもつもの(図2-1)が知られている。しかし、その刻文は肩から胴部にかけて広い範囲に及んでおり、直線で構成されているとはいえ複雑な意匠をもつもので刻画文に分類される可能性をもつものである。しかし、一方でそのモチーフは抽象度が高く、何を意味するか検討が付かないものであり、記号文の特殊例として位置付けるのがもっとも妥当であろう。

広口瓶・短頸壺 東浦町の地獄谷1号窯で出土した陶片に文字意匠の記号文が確認されている。陶片であるため器種の同定が困難な資料であるが、器壁の厚さや弯曲の度合いなどからみて碗皿の類ではないことは確実である。同窯では12世紀のなかでも古い時期の山茶碗類がまとまって出土しており、この種の生産内容をもつ窯で比較的一般的に生産される貯蔵形態は、広口瓶と短頸壺であるため本例もそのいずれかであろうと推測する。

陶丸 これまでの器種は、いずれも器としての機能をもつものであったが、知多の中世窯の製品には器以外の機能を持つものが、少量ながら知られている。陶丸は、その一つであり、しばしばまとまった量の出土がある。この陶丸で記号文の範疇に入る刻文をもつものが東海市留木8号窯と常滑市鎗場御林古窯址群に認められる。前者は山茶碗の中に熔着する形で9個の陶丸が出土したものであり、その内の4個に記号文が確認できる。後者ではA区でかたまって42個の陶丸が検出され、その内の1例(図1-8)にのみ記号文が認められたにすぎない。

陶錘 この器種も、複数個体がまとまって検出される場合が多く、これまでに比較的多くの資料が知られているのであるが、これに記号文を施す例はきわめて少なく、今のところ1例(図2-13)が存在するのみで、しかも窯の特定はできない資料である。

陶硯 記号文の規定を行った節ですすでに触れたが、中田池A-1号窯出土の銘文をもつ陶硯が、これに相当する。陶硯自体、知多の中世陶器としては稀な存在であり、これまでの検出例も十指に満たない。そして、記号文を伴う陶硯は、中田池例以外にこれまで知られていないのである。銘文の末尾にあり、しかも人名に続いて刻まれている以上、この記号文は花押としか考えられない。したがって、これを記号文の範疇に加えることは、必然的に記号文の性格を規定することになるだろう。しかし、すべての

記号文が花押としての意味を担ったとするのは明らかに無理がある。この記号文は、その性格の一端を示すものとして重要な役割を果たすものであろう。

以上が知多半島古窯址群の製品で筆者が把握している記号文を伴う器種である。この他に中田池C-1~5号窯前庭部より出土したもので、釣り鐘型の陶鈿とされる資料が関連する記号文類似資料となる。しかし、2例出土しているうちの1例は沈線が縦位に連続して施されており装飾として理解でき、残る1例の「×」印が全面に施された資料も記号文とするより装飾、あるいはモデルとなった別素材のものに付けられていた文様として解釈したほうが妥当と考え、記号文からは除外している。そして、記号文を伴う器種を通観した場合、甕・広口壺、山茶碗、鳶口壺の4器種で9割近くの記号文資料が占められていることが判る。これは窯跡出土の資料の示すところであるが、消費地出土資料を加えてみても、玉縁口縁壺の占める比率がやや高くなるが、大きな変化は見られない。そして、この記号文付個体が多い器種のうちでも甕・広口壺にみる卓越した量の多さは指摘しておくべきであろう。まとまった記号文資料のある山茶碗でも中田池C-1~5号窯のような特異な事例があって、その比率を高くしていることを考えれば、なおさら甕・広口壺の卓越性は顕著である。そして甕・広口壺に施された記号文と中田池の陶硯とを同列に扱い得ないことは自明のこととして理解されよう。前者が一般的に量産された器種で、しかも高い割合で記号文が施されるのに対し、後者は生産量がきわめて少ない器種で、記号文をもつこともほとんどない器種なのである。銘文の内容を詳述することは避けるが、その文意からも、この陶硯は特定個人の使用に供するために制作されたものであり、特注品の製品である。その意味から、研究史の中で久永・杉崎見解の「一定の用途に占属する器物であることを示すため」という記号文観は、記号文の一面を正しく捉えたものといえよう。しかし、陶硯の花押と甕類の記号文とは、先に見た頻度の相違意外にも意匠やタッチなどの点でも大きく異なっているのである。過去の研究史では、篋描記号文に対する研究者の視点は、筆者を含めていずれも単眼的に過ぎるといわざるをえない。記号文を一律に捉える従来の方法では、その実態を明らかにできず、記号文には多様な性格が含まれているとする仮説が求められることになる。

基礎資料が豊富に蓄積された現在においては、記号文の研究も当然従来の方法を脱して、器種ごとの在り方から意匠の分類、あるいは施文位置や施文法など、より厳密な視点が求められるといえよう。

記号文の種類

篋描記号文を規定した段階で、すでにこの記号文という用語の概念には多様な要素が含まれていた。この節では、筆者が記号文として認める資料をその意匠に従って分類することにする。

これまでに知られている記号文には幾つかの共通性をもつグループがある。その第一は、直線や曲線を用いて構成される単純な意匠である。線は1本から数本程度で、直線のみによる意匠と曲線のみによる意匠に大別できるが、まれに直線と曲線を組み合わ

せる事例がある。この記号文をⅠ類とし後に詳述するが、現在知られている記号文の9割近くが、この類に属することになる。このⅠ類記号文は甕のような大型品では、記号文も大きくなり、小型の陶丸のような器種では必然的に小さくなる。第二は曲線や直線を一筆描きのように連続して描き、さらに2、3の一筆描きを組み合わせて複雑な意匠を構成する。中田池A-1号窯の陶硯に施された花押は、この類の典型というべき意匠である。これをⅡ類として分類するが、類例は多くない。第三は器面に広く施される刻文で、記号文の中では特異な存在である。抽象的な刻画文とでもいうべきものと、戯れに描いたようなものもあり、それらをまとめてⅢ類とする。

Ⅰ類記号文 数の上では二本の直線を交差させる「+」印がもっとも多い。これには交差する角度の違いによって多様性が認められるのであるが、基本的に「+」も「×」も同一の意匠として把握し、角度の相違は重視しないことにする。その根拠は、この「+」系意匠の記号文の大半が、素早く粗雑に刻み込まれたものであり、交差する角度にまで配慮した形跡が認められない点にある。したがって、意匠としては同じものでありながら、その施文に際して工人の違いや、器種の違いなどの要素が影響して微妙な変異が生まれたものと理解することにする。窯跡出土の記号文資料248例の中で、この「+」系意匠をもつものは、半数に近い117例に達する。それを器種別にみると過半数の65例が甕・広口壺で占められ、その残りが山茶碗、鳶口壺、片口鉢、片口、細頸瓶、陶丸で分けられる。このように多くの器種に横断的に認められる意匠は、この「+」系意匠に限られる。

次に多数の個体に施された意匠として「○」意匠がある。円弧系の記号文として一括することができるが、この記号文もほぼ円になるものや、楕円を構成するものから、円弧状のものまで多様な在り方を示している。さらに円弧文でも、曲線の曲率にバラエティーがある。こうした多様性の解釈として、円弧系記号文は一般的に鋭いタッチで敏速に描かれており、必ずしも描き手の手の動きが忠実に記号として器面に残っていないと考えられる。この記号文は窯跡出土品で58例が確認されているのであるが、そのうち57例までが甕・広口壺で占められている。この甕・広口壺にほぼ限られる円弧系記号文は、肩部に施されておりカンバスは曲面である。そこに素早く円を描こうとした場合、その意匠を意識して、とりわけ曲線を閉じることが必要になるのであるが、そうした描き手の意識を読み取ることのできる資料はないのである。

ちなみに1例のみ例外的に山茶碗で円弧系記号文をもった資料が中田池C-1~5号窯で検出されているが、この記号文は「Q」状の記号(図2-2)で、かなり慎重に円を閉じており記号文そのものもやや異質である。したがって、中田池の事例を円弧系記号文から外した場合、すべてが甕(図6-2)・広口壺(図6-4、5)で占められることになる。この円弧系記号文は「+」系記号文のように複数器種にわたって施される記号ではなく、甕・広口壺という器種に圧倒的に施される記号文という性格が認められるのである。ただし、消費地出土品のなかにこの記号文を持つ鳶口壺(図7-6)と玉縁口縁壺(図7-3)が認められるため、かならずしも限定されていたとはいえない。

「+」と「○」の2種の記号文を合計すると178例という数になり、これだけで全体の72%を占めるのである。そして、残るその他の意匠においても「+」や「○」の変異態かと推測されるものがあり、I類記号文におけるこの2種の意匠の重要性は非常に高いといえよう。

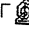

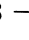
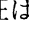
「+」系記号文が二本の直線を交差させることで成り立っていることから、直線の数を増やしながらか交差させる記号文は、この「+」系記号文と関連する可能性があろう。三本の直線を一つの交点で交差させた記号文に「✳」があり、山茶碗と陶錘、玉縁口縁壺(図2-3. 13. 15)に認められる。甕では上芳池2号窯の製品に類似意匠を持つ資料(図2-4)があるが、これは別の直線が一本交点を違えて加えられているため、類似しつつも別意匠とせざるをえない。次に直線を複数の交点で交えた記号文に「井」(鎗場御林A地点の甕. 図2-5)「井」(濁池西窯の山茶碗. 図2-7)がある。また「井」に斜線を一本交えた意匠が福住古窯の甕(図2-6)で認められる。直線一本のみの意匠は中田池古窯址群の山茶碗(図4-6)、鎗場御林古窯址群の片口碗(図4-8. 5-3)と玉縁口縁壺(図5-6)、上芳池古窯址群の鳶口壺などで認められるが甕では認められない。二本の直線を縦位に並列した意匠は、鎗場御林B地点の玉縁口縁壺や上芳池3号の鳶口壺で認められる。ただし後者については「カ」意匠の部分である可能性も残されている。三本の縦線を並列した意匠をもつ甕が埼玉県上福岡市の消費遺跡で出土しているが、窯跡出土品ではこれまでのところ認められない。以上は直線による単純意匠であることから「+」系記号文との関連性を推測できるのであるが、個体数がいずれも少なく+の変異態とすることは慎重な検討が求められる。円弧系記号文との関連が推測できる意匠として、二つの円弧を向き合わせた「()」意匠をもつ甕(図2-8)が小森B-1号窯で出土しており、二つの円弧を連続して描いた「㊤」意匠をもつ甕(図2-9)が加世端4号窯で出土している。また「○」に直線を加えた意匠をもつ甕が鎗場御林A(図2-10)・福住(図2-11)・七曲C-2号(図2-12)の各遺跡で1例ずつ検出されており、消費地出土の広口壺や玉縁口縁壺(図7-5)でも同じ意匠を認めうる。「+」系、円弧系に次いで多くの個体資料がある記号文に「カ」意匠がある。21例あるこの意匠を持つ資料は、16個体が上芳池3号窯出土の鳶口壺(図2-14)であり、5例が中田池C-1~5号窯出土の山茶碗(図3-1)である。この在り方は、多数個体が少数遺跡に集中しており、「+」系・円弧系記号文とは大きく異なっているのである。この意匠を文字とするか否かは即断しがたいが、描き方から判断すると文字意匠である可能性が高いように思われる。

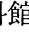
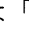
これまでに取り上げたI類記号文のうち「井」「井」「()」「㊤」の4種は、これまでに一点のみ知られている意匠である。こうした類例のきわめて乏しいI類記号文例が他にも知られている。器種別にあげると山茶碗では「☉」が鎗場御林B区で1例(図3-2)出土しており、中田池C-1~5号窯では「☉」が1例(図3-3)、「井」が1例(図3-4)出土している。後2例の記号文はI類とするには、いささか意匠が複雑に過ぎるきらいがある。とりわけ後者の記号文は、記号自体が大きく見込部の全面に及んでいるのである。しかし、一方で同じ遺跡・遺構からまとまって出土して

いる記号文は、単純な意匠構成をとっており相互に関連しあっていると見るべき在り方を示しているのである。したがって、ここでは取りあえずこの2種もI類に含め、後に詳しく検討することにしたい。また、こうした特例をI類に含めるとするなら、下別曾C-4号窯出土の山茶碗で見込部に大きく円を描き、その中に三つ巴を描いた個体(図3-6)や、中田池B-Y-4号窯前庭部出土の「ろ」(図3-5)もI類とせざるをえなくなる。三つ巴文は、記号として十分に機能する意匠ではあるがすでに中世期にあつては、軒丸瓦の瓦当文に見られるように装飾意匠としての役割を確立しており、この例について刻画文に類似する記号文の分類に含める考えが当然ありうるのである。こうした中間的な要素は、先に円弧系記号文との関係で紹介した「㊄」や中田池の「ろ」でも認められるところである。これらは単純な意匠ながら一筆がきの記号文であり、その他の記号文とわずかながら異なる要素を持つのである。磯辺氏が、記号文について述べた中で名主層の略押とする見解があるという形で指摘するものが、おそらくこうした中間的要素を含む記号文であろう。山茶碗以外の器種では、鎗場御林F-2号窯出土の片口に「f」があり、同窯のA区では鳶口壺(図3-7)で「㊄」があり、同器種で常滑市矢田地区の窯跡出土とされる鳶口壺(図3-8)に「㊄」という記号文を持つ資料がある。この鳶口壺は記号文の他に肩部全体に竹管刺突文を配しており、七曲の小型壺と共通する。

最後にI類記号文で文字意匠をとる事例として、地獄谷1号窯出土例(図3-9)をあげることにする。この事例は、すでに器種の項で述べたように器種同定が困難であるが短頸壺あるいは広口瓶の体部と推定できるものである。小片のため施文部位の確定も困難であるが、わずかながら彎曲が認められ上胴部から肩部にかけての位置ではないかと推測される。記号文自体も半分が残るのみであり、明確に文字意匠として位置付けることには不安もあるのだが「大」意匠と考えて大過ないと思われる。編年の上でも古く位置付けられ「大」文字意匠とすれば、同時期の渥美窯の記号文との関連が注目されるところであり、さらに瀬戸市の初期山茶碗窯である南山8号窯で出土している「上」意匠の山茶碗や「六」意匠の小碗との関連性も注目されるところである。時期は下るが消費地出土品のなかに「大」意匠を持つ鳶口壺と玉縁口縁壺が一例ずつ認められる。

Ⅱ類記号文 中田池A-1号窯出土の陶硯銘文末尾に刻まれた花押を典型例とする一群をⅡ類として分類する。この場合、中田池例のように花押記号であることの明瞭な事例は他に存在しない。したがって、この例を典型とすることは他の事例を先見的に性格付けることにもなり問題を含むことになる。しかし、意匠構成やその描き方といった記号文そのものの類似性と、他の記号文との明確な差異が認められるという記号文全体の中での関係性からいって、そこに一つの機能的類縁性を指摘することは許されるのではなからうか。ただし、この問題を検討する前にこの類の実態を示すことが先決である。まず中田池A-1号窯出土の事例は、曲線を連続的に描き、それを複雑に組み合わせる構成をとる。筆の運び方からみて全体を一筆がきのように連続施文したのではなく途中で中断があり、別の始点から新たな連続文が始まるようである。

さらに、ごく短い直線が部分的に複合されている。窯跡出土資料で上記の要素を持つ記号文の事例は上芳池1～3号窯灰原出土品のなかに1例(図3-10)認められる。小片であるため器種の同定は困難であるが、碗皿の類ではなく壺甕の類ではないかと推定できる。報告では、拓本のみでの提示であるため施文部位も明らかでない。記号文は、「」状で一見して同窯でも出土しているⅠ類記号文とは異質である(註1)。そして、主要部分を一筆がきで描き、それに直線や曲線を加えて一つの記号文を構成する様は、中田池の事例と近似するといえよう。この記号文は、高さ5cmほどの三角形のなかに納まるほどの大きさであり、小型の壺に施される記号文としては、いささか大きすぎるものであり広口壺と推定するのが妥当かと思われる。また沢田由治氏が『時代別古常滑名品図録』で単色図版第65図に示す鎌倉東御門出土の刻文壺は三筋壺系の小型壺の肩部下方に「」という記号文(図3-12)が刻まれている。前2例に比べ多少簡略ではあるが共通する意匠とすることが出来よう。同じく消費地での出土例であるが、名古屋市の緑区に所在する鳴海廃寺の出土品のなかに知多の産と考えられる片口(図3-11)があり、注口の斜め下に「」というやや簡略なⅡ類記号文が一つ施されているのである(註2)。次に鎌倉東御門出土資料と同じ器種に属する小型の壺で肩部に4個の記号文を等間隔に施した事例がある。知多郡美浜町の窯跡出土と伝えられるが確証はない。その意匠は「」という意匠(図3-13)で僧形の人物の座像に見立てられ人物文壺の名が与えられる資料である。



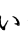

しかし、これを具象的な描写とするのはいかにも無理があり、曲線によって構成された抽象記号として理解すべき意匠である。問題は同一意匠の記号文が4個配置されているという特異性にある。その記号文の配置は装飾的な配慮がなかったとは言い切れないものである。ただし、この種の類例が存在しないという点に注目すれば、装飾としての一般性を持ち合わせてはいないということもできる。したがって、ここではこの例をⅡ類記号文の特殊な事例として扱うことにしたい。次の事例は愛知県陶磁資料館に収蔵されている陶片資料で器種は小型壺である。やはり肩部に「」という複雑な曲線で構成する意匠(図3-15)が施されており典型的なⅡ類記号文とすることができる。また沢田氏の前掲書の466頁に拓本資料715として掲載されている記号文は「」であり、いささか簡素ではあるがⅡ類記号文の特徴を具えている。この拓本には沢田氏による「高砂丸壺 不明刻文」という注記があり常滑市の大谷地区所在の窯から出土した壺に施されたものと推測できるが丸壺という壺がいかなる器種に該当するのか不明である。ところがこれと全く同じ記号文が猪飼英一氏によって作成された「常滑古窯拓影集第2集」の中に(Ⅲ144た、図3-14)として納められているのである。そして同資料集に地図で示された144の位置は常滑市の高坂古窯周辺であり、高砂古窯とはかなり隔たった場所にある。高砂地区の窯が山茶碗主体の生産を行っていることは隣接する亀塚池古窯址群の内容から見てもほぼ誤り無く、高坂周辺の窯が甕壺類を主体としていたことも判明している。したがって、筆者はこの記号文の出土場所として猪飼氏の資料集の方を重視し、広口壺の可能性が高いと推定する。

これまでの事例は、Ⅱ類記号文が単独で施されているものであるが、滋賀県守山市

の横江遺跡出土の甕（図3-16）には円弧系のⅠ類記号文とⅡ類記号文が隣接して施されている（註3）。この甕に施されたⅡ類記号文は大きく10cmほどもあるもので、他の事例よりはるかに大きい。意匠は二筆で構成され花押状の典型的な構成である。

以上にⅡ類記号文として示した事例は、いずれも記号としてのまとまりが良く、明瞭に刻み込まれたものである。これに対して曲線を多用し、しかも一筆がきのように描いた刻線でありながら、その線刻は弱々しく記号としてのまとまった構成を持たない事例が存在する。亀塚池2～6号窯の灰原部で出土した片口鉢の体部内面に施された刻文（図5-5）は、記号状と形容するには散漫に過ぎ本稿の対象とすることに躊躇われるほどではあるが構成要素からすればⅡ類といえなくもない。

したがってⅡ類記号文の中にこうした戯刻文とでもすべき事例を含め、非典型例として下位区分で分類するという方法をとることにする。亀塚池の事例よりは、はるかに典型例に近い事例として七曲A-2.3号窯前庭部出土の片口碗（図1-8）がある。施文部位は体部外面で、刻線は明瞭で一筆がきによる意匠構成をとっている。これらの要素はⅡ類典型的記号文に共通する。しかし、本例は一連の篋運びで構成されており、いささか単純に過ぎるといえよう。そして、典型例と比較してみると記号としてのまとまりに欠ける印象が強い。したがって、この事例については取りあえず非典型例の中に含ませることにしたい。

Ⅲ類記号文 記号という用語でとらえるのは、いささか不適切な大きい刻文であるが、他の記号文と関連する要素がないこともなく、記号文の中に含めて理解することにしたのがⅢ類である。事例はきわめて少なく典型的なⅢ類記号文は発掘調査では出土していない。この典型は水注に刻まれた刻文（図2-1）で体部に広く施されている。意匠は+を骨格として多数の斜線を組み合わせる構図を取っている。大きくはあるが、明らかに一つの構図としてまとまっており、抽象的な記号としての要素を含むものである。この他に山茶碗の見込部に大きく「」という記号（図5-1）を刻んだ例が知られている。大きさの点では中田池の「」や濁池西の「」、下別曾の三つ巴と大きな差はない。意匠の複雑さという点では中田池の「」と大差ないともいえる。しかし、この事例をⅠ類にしなかった理由は、その意匠構成が単なる記号とするにはいささか絵画的に受け止められるという主観的判断に困っている。

しかし、すでに述べたように下別曾の三つ巴文などは同じく絵画的、装飾的でもあり、その点で問題が残されているといわざるをえない。山茶碗ではこの外に鎌倉の横小路周辺遺跡二階堂字荏柄9番1地点の土壙3出土品にⅢ類とすべき記号文（図3-17）をもつ資料がある（註4）。施文部位はやはり見込部であり、そこに曲線と直線を複雑に組み合わせた記号文が大きく描かれている。この山茶碗については知多の製品とするか渥美とするか問題があるが、ここでは渥美にこの種の事例が無いことから知多の製品と仮定する。この記号文は、意匠構成の点からは、Ⅱ類記号文に共通する要素があるものの、全体にまとまりがなく異質な印象を受けるためⅢ類として位置付けるものである。以上がⅢ類のなかで一応の記号的要素をもつ事例であるのに対し、この類にも戯刻文と呼ぶべき事例が存在する。濁池2号窯出土の小型壺は、壺自体がき

わめて稚拙な造りであり、定形的器種とは言い難いものであるが、その体部全面にきざまれた刻文も統一性がなく散漫な構成である。これとは多少異なるが沢田氏が『古常滑名品図録』の拓本資料714・718・719に示している事例も、この非典型区分に含めることができると考える。

以上Ⅰ～Ⅲ類の類別を資料に即して説明したのであるが、その在り方はバラエティーに富むものであり、仮説として述べた記号文の機能の多様性は、一層明瞭になったと考える。次の課題は、これらの記号文が時間の変化といかなる対応を示すかという点にあるが、その前に記号文の特殊な施文事例としてある、1個体複数記号文について触れることにする。すでに記号文をもつ器種について述べた節で一定の説明は終えており、Ⅱ類記号文の複数施文については人物文壺で詳述してある。したがって、残る事例はいずれもⅠ類記号文の事例である。このうち「+」系記号文を3個連続して施文した片口が南知多町出土とされる資料に一例あり、片口では鎗場御林F-1号窯出土資料に「f」を注口を挟むように2個配した事例がある。柴山古窯出土と伝える細頸瓶は肩部に「+」「f」「×」「y」「×」「×」と一列横位に記号文を並べている。いずれもⅠ類として分類可能な記号文であるが、複数意匠を一個体に施すのはこの資料のみで特異な事例とすべきである。この6個の記号文は細い刻線で小さな刻文ながら明瞭に刻まれており、Ⅰ類記号文とするのにさほど問題はない。しかし、この個体には胴部にもきわめて細く弱いタッチながら、刻文が3個観察しうるのである。比較的複雑な意匠でありⅠ類には含め難く、あえて分類するとすればⅡ類の戯刻文としたものに近い。したがってこの細頸壺はⅠ類の複数意匠を持つばかりでなく、Ⅱ類の複数意匠をも同一個体に合わせ持つ極めて特殊な個体ということになる。一宮市の法圓寺中世墓出土の玉縁口縁壺の一つにも、肩部と下胴部の2個所にⅠ類記号文をもつ事例(図4-1)がある。この資料は、中世常滑窯の製品である可能性もあるが、記号文の配置が異質である(註5)。上記の1個体に複数の記号文を有する資料は、その他の記号文とは性格を異にすることも考えられる。しかし、意匠その他で共通性をもつことも事実であり、こうした特殊事例が記号文の性格について有用な情報を提供することも充分にありうることである。守山市横江遺跡の甕におけるⅠ類とⅡ類の記号文が併記されている事例は、その好例であろう。

記号文の時間的推移

本稿で扱う知多半島古窯址群は、赤羽・中野編年の1a型式から7型式に相当する時間的範囲の中に形成され、西暦12世紀から14世紀の前半までに当たっている。知多の丘陵部に窯が盛んに築かれ、中世陶器が多様性に富んだ器種構成のもとで大量に生産されたのがこの時代である。記号文の成立と発展が、この時代変遷のなかで確実に展開しており、この節ではその姿を先の分類を踏まえつつ示すことにする。なお、記号文は8型式以降も継続して器物に施されていることは、これまで述べてこなかった。それらの記号文には知多半島古窯址群のものと同じ意匠をもつものもあり、けて無関係ではない。しかし、一方で新たな意匠が取り入れられ新しい展開を見せてい

ることも事実である。したがって、それらについては中世常滑窯の記号文として視点を新たに論じる必要があると考えるところである。

1～4型式期(1100～1220年)これまで知多の中世窯で、1a型式に属する製品に記号文を持つ資料は知られていない。しかし、山茶碗という器種を共通項として多くの類似点をもつ瀬戸の南山8号窯に文字意匠をもった山茶碗(輪花碗)と小碗があり、形式的に知多の1a型式と並行関係にある。したがって、知多においても類似例が存在する可能性は、潜在すると見るべきであろう(註6)。そして、その場合記号文は文字意匠をとることが推測される場所である。つぎの1b型式に属す資料に、わずか1個体ではあるが常滑市上白田1号窯出土の山茶碗(図4-2)がある。見込部に「+」系記号文を施す一般的な山茶碗であるが、わずかにブローションが崩れた粗雑な印象を受ける個体である。現時点でI類記号文の内、もっとも個体数の多い意匠である「+」系記号文の初現は、この段階にあることになる。もう一つの事例は、地獄谷1号窯のI類記号文で文字意匠と考えられる「大」記号文が挙げられる。器種は短頸壺か広口瓶と推測されるものである。この窯の製品には2型式に下る要素をもった山茶碗もあり、この記号文についても多少年代幅をもって理解すべきであろう。しかし、このこれまでの記号文資料で最も古くなる可能性を持つ資料の一例が文字意匠であることは注目に値しよう。12世紀の第3四半期に位置付けられる2型式になると、記号文資料は増加する。発掘調査による出土品でI類記号文をもつこの時期の資料に出地田古窯址群出土の片口鉢(図4-3)に「+」印の記号文をもつ資料が1例ある。大岨古窯でも1例ではあるが見込部に「+」記号文(図4-7)を施した山茶碗が出土している。また窯跡出土と考えられるこの時期の資料としては、沢田氏が『時代別古常滑名品図録』で単色図版第22図に紹介する刻文の平盃は、見込部にやはり「+」系記号文があり2型式に属する可能性が高い。消費地出土資料としては、古くから知られた埼玉県宮戸村(現朝霞市)の経筒外容器に用いられた広口壺の肩部に「+」系記号文が刻まれており同型式の製品である。同様の広口壺は、和歌山県の粉河寺産土神社第2経塚でも出土している。一個体にI類記号文の複数意匠を連続施文し、さらにII類記号文の非典型例をも複数施文する極めて特殊な細頸壺もこの型式である。しかし、この段階で記号文と密接に関連する器種である甕に記号文をもつ事例が無いのは注目される場所である。

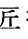
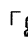
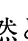
Ⅲ類記号文を持つ水注も、2～3型式の時間幅のなかにあり、Ⅲ類記号文をもつ山茶碗も3型式に属している。したがってⅢ類記号文の典型例は、12世紀の後半に集中して施されたことがわかる。今一つの事例である鎌倉横小路周辺遺跡出土のⅢ類記号文を持つ山茶碗も3型式～4型式のものと考えられ12世紀後半の製品であろう。

3型式段階では、常滑市の濁池西古窯出土品中に「+」と「#」のI類記号文を見込に刻んだ山茶碗が1例ずつ出土しており、鎗場御林古窯址群のB区出土山茶碗でも1例見込部に「☉」意匠をもつ山茶碗が検出されている。武豊町の下別曾古窯址群は3型式～4型式にわたる山茶碗を量産しているが、このA地点前庭部出土山茶碗の中に2例「+」系記号文をもつ個体が報告されている。またI類記号文のなかで特異な

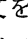
意匠に位置付けられる三つ巴意匠の記号文を見込に刻んだ山茶碗は同遺跡のC-4号窯焼成室より検出されている。山茶碗以外の器種では、細頸瓶の変種とでもいうべき小型の瓶で半田市椎木山古窯出土と伝える資料にⅠ類記号文の「+」系意匠を肩部に施した例がある。また、陶鍾で唯一記号文をもつ「✱」意匠の事例は、この段階と推測されるものである。Ⅱ類記号文が複数施文された人物文壺と呼ばれる小型壺は、やはり3~4型式の特徴を具えており12世紀末の所産とすべきであろう。猪飼英一氏が「常滑古窯渥美古窯押型文拓影集 第1集」でI-60として示す押印文をもつ甕の破片資料(図4-4)は、押印文の意匠や猪飼氏が一期の製品としている点からみて12世紀代(2~3型式)のものともみて間違いはない。そして、この資料には押印文を切るように円弧状の刻線が認められる。しかし、いまひとつ明瞭性に欠けており、これを記号文と断定するのは躊躇われる資料である。4型式になると武豊町の南蛇ヶ谷1号窯出土の甕(図4-9)に、ようやく明確なⅠ類記号文の「+」系意匠が認められるようになる。しかし、わずかに1個体のみで類例は認められない。おなじく武豊町の中田池古窯址群では、後出的な要素をもつものも含まれているが、この時期の山茶碗で豊富な記号文資料が検出されている。A-5・6号窯で「+」系記号文が1例、A-8~10号窯でも「+」系記号文が1例、B-Y~4号窯で「+」系が1例と、やや特殊な「ろ」意匠をもつ個体が一例出土している。そして、C-1~5号窯では「+」系記号文19個体、「カ」意匠5個体、「✱」意匠3個体、「/」意匠2個体、「Q」「⊗」「𠄎」が、それぞれ1個体の32事例が出土している。さらにD地点でも「+」系記号文2例、E地点で「/」意匠1例、「+」意匠1例が、検出されており圧倒的多数の記号文山茶碗が認められるのである。この中田池の特異な在り方は、5型式に属する個体がかかなり含まれるとしても注目すべき現象である。とりわけC-1~5号窯の集中は、これのみで改めて考察する必要がある。そして、この時期以降の大量に生産された山茶碗では、記号文を持つ事例が見られなくなるのである。甕、山茶碗以外の器種で、この型式に属す資料としてはⅡ類記号文の典型的意匠を肩部に施した鎌倉東御門出土とされる小型壺がある。この器種は、先の人物文壺と同系統である。

1~4型式の段階では、甕・広口壺器種に記号文を持つ事例が極めて少ないという点が、重要な傾向として指摘できる。すくなくとも2~3型式段階で知多の生産体制は甕類を量産する傾向を見せている。ただし、その甕類が一窯での集約的な量産ではなく、複数の窯で分散的に行われていることは、すでに窯体構造の変遷に関する小論で論じたところである(註7)。また比較的多数の記号文を伴うようにみられる山茶碗でも、この器種が一窯で万単位の生産を行っていることを考慮すれば、見掛けほどに記号文の施文が行われたものでないことは明らかである。これに対し、壺瓶の類は生産量自体が少なく、器種としては特殊な部類に属する。そして、この器種群にしばしば記号文が施されていることは、記号文との強い関連性を予測させるものであろう。

5~7型式期(1220~1350年)5型式期の資料では、濁池2号窯から出土したⅢ類記号文の非典型例をもつ小型壺が知られている。この窯からは、まとまった量の甕が出土しているのであるが、その中に記号文をもつ個体は認められない。5型式の中で

6 a 型式に近い要素を含み始める後半段階になると阿久比町の大砂古窯址群や桜谷古窯址群A区のように甕・広口壺にI類記号文を施す事例が急増するのである。大砂1～3号窯の出土品では「+」系記号文が8例、「○」系記号文が4例報告されており、桜谷A区では円弧系記号文が2例報告されている。実際には、より多くの記号文を持つ個体があったものと推測されるが、この段階で「+」系と「○」系記号文が甕・広口壺に対をなすように出現する現象は注目に値する。この他では亀塚池古窯の非典型的II類記号文をもつ片口鉢は、この型式に属すと考えられる。5型式の後半から6 a 型式にかけて操業したと考えられる知多市の七曲A-3、C-2号窯や阿久比町の上芳池1～3号窯、福住3.5.6.21～24号窯、常滑市の鎗場御林古窯址群A・B区(図6-1)、毘沙ヶ澤古窯址群、武豊町の中田池A-1・2号窯(図6-3.4)では豊富な記号文を持つ資料が検出されている。これらの窯で報告されている記号文をもつ個体は甕・広口壺器種で56個体に及ぶ。この数は窯跡出土の甕・広口壺の記号文資料135例の41%に達している。意匠の面では「+」系と「○」系記号文が圧倒的に多いのであるが、少数ながらそのバリエーションとも思われる意匠が現れてくる。また、この段階では鳶口壺や片口碗、片口、玉縁口縁壺、陶丸といった器種にも記号文を施す事例が急増する。意匠はI類の「+」系が多いが、上芳池3号窯の鳶口壺に多用される「カ」意匠や鎗場御林の「|」意匠をもつ複数の片口碗などがあり、I類記号文でも類例の乏しい「」意匠をもつ鳶口壺や「f」意匠を一個体に二つ施した片口などがあり多様性を見せている。II類記号文としては、中田池A-1号窯の陶硯に刻まれた事例のほか、上芳池の「」や愛知県陶磁資料館の「」などがこの段階の製品と考えられる。

6 a 型式段階では山茶碗類は依然として大量生産されているのであるが、これまでのところ記号文をもつ資料は知られていない。しかし、山茶碗と深い関係にある片口鉢I類のなかには、鎗場御林A区出土例(図5-4)のようにこの型式に属すると思われるもので「+」系記号文をもつ例があり、山茶碗でも記号文をもつ可能性は残されている。

6 b 型式段階では知多市の加世端4号窯や常滑市金色東1・3号窯の甕・広口壺にやはり「+」系、「○」系の記号文をもつものがある。加世端4号窯では、「」意匠の記号文をもつ甕が1例あり、これは円弧系の記号文との関連性を窺わせるものとして示した資料である。その他の器種でこの型式に属すると考えられるものに、ダブガ脇2号窯出土の鳶口壺(図5-2)があり、肩部に「+」系記号文をもつ個体が2例検出されている。

14世紀代に入る7型式段階では、高坂1号窯のように大量の甕を生産した窯の出土品に記号文を施した資料が認められないことからすれば、甕・広口壺器種への記号文施文は衰退傾向に向かった観があるといえよう。しかし、猪飼英一氏採集の陶片資料には明らかに高坂古窯の7型式製品と考えられる「奉」の文字意匠をもつ押印文とともに円弧系記号文を刻んだ資料(図4-5)が提示されており、かならずしも高坂1号窯の事例をもって一般化することが適切とはいえない。常滑市の小森B-1号窯か

らは多数の記号文をもった甕・広口壺器種が出土していることは既述の通りである。そして、この窯の操業期間について6 a 型式から7 型式までかなり長期間を想定する必要があることも、すでに指摘したところであるが、7 型式段階で「〇」系記号文を施していたことはほぼ間違いなく(図6-2)、「+」系記号文の存在も充分推定できる。甕・広口壺以外の器種では明瞭な事例がないのであるが、先に猪飼氏採集資料から高坂周辺の出土を想定したⅡ類記号文の「𠄎」意匠をもつ資料は、甕以外の器種である可能性が高い。ただし、広口壺の可能性は充分にある。

5 型式～7 型式にかけての段階では5 型式後半から6 a 型式に大きな画期が存在し、この段階から記号文は甕類を中心に急増するのである。さらに記号文を施す器種においても、新たに生産の開始される器種群に記号文が刻まれるようになることが確認できる。もっともこの現象はⅠ類記号文について言えることであり、Ⅱ類記号文は通時的に少量ずつ存続し、Ⅲ類記号文は逆にこの段階ではほとんど例がないのである。

本節で述べたことを要約すれば、知多古窯址群の記号文は12世紀前半に「+」系意匠と文字意匠をとるものがわずかに現れ、12世紀後半になって「+」系記号文が複数器種に少量ずつながら施されるようになるとともにⅡ類、Ⅲ類記号文も出現する。しかし、この段階にいたっても記号文の主体をなす甕・広口壺の優位性は確立されていない。わずかに広口壺で消費地の事例が2 例ある程度にすぎないのであるが、この傾向は12世紀終末から13世紀の初頭という段階にいたっても変化しておらず、甕に「+」系記号文を伴った事例が1 例あるに過ぎないのである。山茶碗では中田池古窯址群において、それまでに見られなかった展開が認められるが、それとても総生産個体数に占める記号文保有個体の割合はごくわずかである。この視点に立てば壺や瓶といった生産個体の少ない器種に高い割合で記号文が施されるということは認めることができよう。

13世紀の前半から中頃にかけてⅠ類記号文のなかで「+」系意匠とともに主体的な存在である「〇」円弧系記号文が出現し、同時に甕・広口壺器種が記号文を保有する器種の中心的存在となる。記号文は13世紀代になって成立する鳶口壺や玉縁口縁壺、片口、片口碗、陶丸、陶硯といった特殊器種群と性格づける生産個体の少ない器種にも比較的高い確率で施されるのであるが、逆に山茶碗への施文は見られなくなるのである。この傾向はⅠ類記号文でいえることであり、Ⅲ類記号文については非典型例が13世紀の前半に1 例残るのみで姿を消しており、Ⅱ類記号文も急増するとはいえない。

以上、知多半島古窯址群の製品にほどこされた篋描記号文について、その研究史、概念規定、記号文保有器種、記号文の類別、時間的推移の順で基礎的な位置付けを行ってきた。その記述の中で既に記号文の担った役割について予測的に、筆者の見解を述べた部分もあるが、そのテーマについては大部分を留保してきた。次節以降で先行研究を踏まえその分析に入ることとする。

考 察

篋描記号文が、これまでの研究史のなかでどのように考察されてきたのかについて

は本稿冒頭に詳述している。いまその要点を学説としてまとめるとすれば1. 使用者の占用であることを示す記号、2. 一定の用途に占属する記号、3. 祭器であることを示す識別記号、4. 窯印、5. 工人の識別記号（略押）、6. 工人集団の帰属を示す記号、7. 器物に神聖な性格を与える呪符ということになり、これに本稿でⅡ類記号文の典型例を花押と位置付けた筆者の見解をくわえることができよう。これは1の説と共通性をもつのであるが1. 2. 3の説はいずれも使用者＝注文者の依頼に基づいて工人が刻んだものという見解である。これに対し筆者の考えるところは花押の代刻ではなく本人が刻み込んだという想定である。しかし、器物の製作者と記号文の施文者がかならずしも同一とは考えない。したがって久永氏の説を1 aとすれば、筆者のⅡ類記号文観は1 bとでもすることになろうか。この点についてはより深い考察が必要となろう。

すでに述べたように、これまでの記号文研究は記号文の意匠構成や器種との関係といった多様な在り方に眼を向けず、記号文を一括して取り扱う傾向が強かった。つまり記号文の性格は一元的に規定できるという仮定に基づいていると見受けられる。これは、筆者自身が、5. 6の見解をかつて述べた時点でも同じである。中田池古窯址群の記号文山茶碗について分析した磯部氏の工人略押説は、中田池の記号文の意匠について観察した結果から導かれたものであるが、それを他の遺跡の事例で検証できるかどうか、あるいは山茶碗以外の器種の記号文でも該当するかどうかという手続きを踏んでいない。同じ事が沢田氏の7の説でも指摘できる、氏は多様性をもつ記号文の意匠の中から修験道の印形・印符と類似するもののみを抽出し、その他の記号文も同列に性格規定している点で批判されるべきであろう。そうした批判を通じて得られるところは、A. 記号文は使用者＝注文者の依頼によって工人が刻んだものかどうか。B. 記号文は使用者が自ら刻んだものかどうか。C. 記号文は祭器の印とすることが出来るか否か。D. 記号文は工人が制作主体を明示する目的で刻んだものかどうか。その場合、記号文は略押とすることができるかいな。E. 記号文は工人の帰属集団を示す記号とすることが可能かどうか。F. 記号文は呪符とすることが可能かどうか。その場合、施文者は工人か特殊な呪術者か。その目的は、器物の性格を規定する使用時点での必要性に基づくか、あるいは生産のレベルで何らかの必要性があったかどうか。という検討項目である。上記の項目に窯印、つまり焼成された窯を一つの単位として、その帰属を示す記号という説は入っていない。それは、一窯で複数の意匠を持つ事例があることや同一意匠が複数の窯で認められること、さらに一窯で生産された製品の一部のものにしか記号文が施されていないという複数の論拠があることから、論理的に否定されざるをえないためである。Cの項目は一般論として通用しないことは、記号文を伴う甕類が草戸千軒町遺跡や鎌倉遺跡群などで多く出土しており、しかもそれを宗教的施設とは認め難いこと。同様の事例は枚挙にいとまがないほどある。さらに常滑市西阿野に所在する七社神社の宝物壺5点にはいずれも記号文が認められないことなどから明らかである。しかし、個別事例として杉崎氏が提示したような資料は検討する余地が残されているのである。Eの検討項目は筆者が小森B-1号窯の出土品

を分析した結果として導いたものであるが、これも一般性を持ち得ない。ただし甕類に卓越する「+」系記号文と「〇」系記号文の対をなす現象は、工人集団ということを除外しても検討に値するといえよう。

ここに列記した検討項目は、どれか一つが正しく、それ以外はすべて否定されるというものではない。いくつかの記号文がまとまりをもって一つの機能を果たすと予測できるのである。したがって、記号文の類別ごとの検討や器種ごとの分析、あるいはまとめて出土した遺跡ごとの分析が必要になろう。

a. II類記号文の性格

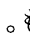
中田池A-1号窯出土の陶硯底部に刻まれた銘文末尾の記号をこの類の典型としていることから、必然的にII類記号文の典型例は花押としての性格を持つことになる。意匠の類似性については大方の認めるところと考えるが、中田池の例のような銘文、しかも人名の後にこの種の記号文を施したものはない。したがって、中田池の陶硯事例とその他の壺や片口に単独で施されたII類記号文が、同じ性格のものであるのかどうかは改めて検討すべきであろう。この記号文が意匠の複雑さという点でI類記号文と明らかに相違していることは誰の眼にも明らかであろう。しかも記号としての完結性と言う点でIII類記号文とも容易に区別される。そして出土事例は極めて少ないことを考えれば、かなり特殊な事情で施されたと見做さざるをえない。この事情はIII類記号文にも当てはまるが、I類記号文は、より一般的である。そして、II類記号文の意匠が一筆がきによる曲線を重ね合わせる描法によっていることも特徴的である。一般的な傾向ではあるが、こうした意匠は篋によって描くより、筆のような先の柔らかい筆記具において、発達する記号なのではなからうか。

II類記号文の典型例とした資料は、わずかに8例にすぎない。そのうち中田池A-1号と上芳池1~3号、猪飼氏報告の高坂周辺出土例の3例は、窯跡に残されたものであり、人物文壺と言われる事例と愛知県陶磁資料館所蔵陶片もその可能性が高い。残る3例が消費地出土品である。1例は鎌倉、今一つは名古屋の鳴海廃寺そして第3例は近江横江遺跡である。もっとも鳴海廃寺については、中世の寺院址ではなく古代のものであり、中世期には天台宗寺院の善正寺に関連する遺跡か鳴海城に関わる遺跡と考えられている。いずれもその器物を使用していた個人を特定できる状況になく、遺構そのものの特殊性も認められない。ただ都市遺跡の出土と寺院あるいは城館、大規模集落に関連する可能性がある遺跡という点で、わずかに特殊性を認めることができるのみである。窯跡出土品については、焼成段階で亀裂が生じた場合、あるいは陶土の耐火度を越える高温になって大きく歪みが生じた場合、さらに焼成中に窯が崩落するような事故が発生し、取り出し不能あるいは焼成不良になった場合などが想定できる。中田池の事例は事故による可能性が高いと考える。焼成中の崩落事故は、それほど頻発するわけではないが亀裂や歪みは窯窯構造の焼成施設では、多発する現象であり、特殊な製品の制作にあたっては複数の同一品を焼成することが行われたという推測は成り立ちうる。これは、さきに筆者が1bとして見解を述べたような場合に想定されることである。もっとも1aとしての代刻であってもことは同じであろう。注

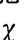
文者が指定したものを生産する場合、当然危険を回避する手立てが為されるものとおもわれる。そこで今一度、中田池の陶硯に戻る必要がある。

中田池古窯址群の報告書その1では磯部幸男氏が第9章の考察で、この花押の特色を「鎌倉時代後期から南北朝期の特色をもち武家風のくずれたものとされる。」とし、さらに「輪を重ね、左から右への移る形は、中世武士の中でも執権北条氏の始祖時政の花押を原型とする流れに近いものと思う。その特色は終筆を内側に揆（ママ）ね上げる形である。」とし、銘文を刻した人物については特定はできないながら「すくなくとも荘官クラス以上を想定したい」とのべている。そして、この遺跡を含む地域が枳豆志庄に属し、園城寺文書から鎌倉末期には北条一門の名越氏の一員である名越遠江入道とよばれる人物の領地であったことに触れている。この見解は磯部氏個人のものともみより、調査の実質的担当者であった奥川弘成氏の所見なども総合して出されたものと思われるが、基本的に筆者もこの方向で理解をしてきた。この場合、在地にあった荘園領主クラスの人物が自ら陶土を用いて硯を造り、最後に案文を刻み署名したとするか、あるいは工人に作らせた素地に自ら刻銘したか、さらにすべてを工人にまかせ銘文から花押まで代刻させたものか三通りの解釈が可能である。

この問題については平成4年の7月に開催されたシンポジウム「中世常滑焼をおって」の席上、石井 進氏が問題提起され、留保されている最終行の人名に対し、[沙弥 尾張権守 花押]という読みを示唆され、佐藤和彦氏も同様の見解を提起されている。従来、[相馬]あるいは[相高]などと推測しつつも確定できずに留保されてきた人名と思われた部分が、尾張の在庁官人の権官名ということになる。このシンポジウムの記録は『常滑焼と中世社会』と題し、永原慶二編集で平成7年に刊行されている。そのなかで石井氏は、吉岡康暢氏の見解を紹介しつつ[権守]の読みには拘っていない。しかし、佐藤氏の見解もあり、その可能性は消滅したものではない。そして、この読みを採用した場合、その他の可能性を完全に否定するものではないが、この硯は工人が誂えた製品とみるのが、もっとも妥当であろう。もしこの資料が他のⅡ類記号文の例のように、壺や片口に刻銘されていたなら、筆者もその説を支持すると考える。実際、それらは熟練した技術により、その他の同器種製品と変わるところが無い。つまり、日頃作り慣れている工人の仕事である。しかし、これが硯であり、しかもこれまでに知られている知多の窯で生産された硯と比較しても格段に優れた製品であることに注目せざるをえない。それは、明らかに知多の工人が日頃作り慣れ習熟していたという性格のものではないのである。草戸千軒町遺跡から類似する石硯が出土しているが、そうした硯の知識を持ち合わせた上で、はじめて生まれるものといえよう。そして、そのような知識をもつのは工人ではなく、漢文に習熟し文殊信仰のような新しい仏教界の動きをとらえることのできた銘文作者に他ならないと推測するのである。したがって、筆者は銘文並びに花押は代刻でなく本人によって描かれたものと理解し、本体の制作については本人が行ったか、あるいは自らが制作現場に立ち会って工人に作らせたという結論にいたる。硯の制作は壺や甕に比べ技術的には、はるかに容易である。

このように中田池の陶硯を考えたばあい、その記号文は1bの検討項目にあった使用者がその占属を目的にして施したものであるということになる。これが、他のⅡ類記号文資料でも言うのであろうか。陶硯以外では小型壺や甕がⅡ類記号文を伴っておりそれ以外の器種は、鳴海廃寺出土の片口が一例あるのみである。そして、そのいずれもが、記号文を伴わない同器種製品と共通していることから考えて、手慣れた工人の製作とみるべきものである。ところがⅡ類記号文を花押として理解できるとすれば、知多の陶器工人のものとするのは無理があろう。もっとも簡略な高坂周辺出土の「」ですら、工人の花押とするには複雑に過ぎるのではなからうか。したがってⅡ類記号文は、本人が製作現場で施すか、あるいは1aの代刻ということになる。本稿と同様に、中世陶器の刻文を詳細に研究した論考として吉岡康暢氏の、「珠洲陶器の加飾法の研究」『中世須恵器の研究』所収がある。そこでは珠洲窯の製品で、やはり花押のみを肩部にほどこした事例が紹介されており、吉岡氏は工人によって代刻されたものであり、花押そのものというより貴顕貴層の文化的嗜好を積極的に取り込んだ装飾的意匠として考察されている。実際その刻文は、深く明瞭に彫り込まれており、図案に従って慎重に刻んだもののように見受けられるものもある。そして、それと知多の事例を比較した場合、明らかに後者は素早く一連の篋運びをしており、その点では中田池の硯に施された花押と同一である。論拠としては、よわい点もあるが筆者は代刻とするより1bの使用者となるべき人物が、成形終了後間もなくの未乾燥時点で施した可能性が高いと推測する。その場合、花押施文者は、製品の乾燥期間と焼成に要する時間を待つて漸く完成品を手にする事になり、そうした手間を掛けうるのは、生産者と密接に関係している荘園の荘官的人物か、近隣の寺院僧侶、あるいは陶器流通などにかかわり、しばしば生産地を訪れることのある人物などが想定できるが特定は困難であろう。なお、先に常識的な推論として示した危険回避のための同一製品の複数個体への施文を物語る事例は、いまのところ認定できていない。今後の資料の増加を期待するところである。

b. 山茶碗の記号文について

山茶碗の記号文保有個体は、全部で53個体に過ぎず、その内の40個体が中田池古窯址群出土品で占められている。なかでも中田池C-1~5号窯では32個体が検出されており、他地点の出土例は2個体程度と他遺跡の状況と変わらないところから、きわめて特殊である。このC-1~5号の記号文は、すべてⅠ類に分類される。その意匠内訳については、すでに述べたが19個体が「+」系記号文である。施文部位はいずれも底部内面の見込部にあり、その中央に施されたものと、中心をややはずして施しているものの違いが認められる。さらに「+」文自体も細かく見れば、「+」と「」に区別可能である。従って、「+」系記号文が同一工人に帰属する識別記号とみる場合、微小な差異体系によっていたと想定せざるをえず、この記号文を5の説で捉えることはかなり無理があろう。「+」系記号文が、同じく中田池のA. B. D. Eといった各地点においても少数検出されていること、さらにそれらはC区に見られるような意匠の差異体系を構成していたとは考え難いほど少数の個体である。

中田池C区では「+」系にも微小な差異が見いだされるが、他に「カ」が5例、「✱」が3例、「/」が2例ある。「+」系記号文以外の意匠をもつ山茶碗で、このように同一意匠が複数個体出土している事例はない。そして、C区で検出された複数個体の同一意匠をもつ山茶碗に施された記号文は、いずれも時期的に異なっているが、他遺跡の他器種に同じ意匠を求めることが可能なのである。この面からも、5の説は難しく工人の略押とする報告書の見解は、修正が必要なのではなからうか。わずかに、この見解が支持されるとすれば、この記号文に3の祭器説を合わせた場合であろう。繰り返して述べたように中田池C区のようなまとまった個体数であっても、一窯で焼成された山茶碗の総量からみれば1%にも満たない数である。

これを一般論としての工人識別記号とみなすことはできない。祭器としての使用を考慮し、いわば聖別されたものであることを示す目的で施されたものであれば、ごく限られた個体に施文されることの説明にはなりうる。そして、その記号文が略押に由来するのであれば、それは工人たちが自ら用いる祭器ということになる。

しかし、この場合さきに指摘したように、同一意匠が異なる時代の異なる器種にも施されていることの問題が依然として残されている。中田池の「カ」意匠を山茶碗に刻んだ工人と、上芳池で鶯口壺に「カ」を施した工人が同一人とは、とても考えられず略押説は放棄せざるをえないのではなからうか。残る祭器説については、他の窯跡から出土しているⅠ類記号文をもつ山茶碗も同様に理解する必要がある。そして、この種の山茶碗が消費遺跡でこれまで検出されていないことが、消極的ながら否定的要素である。わずかにⅢ類記号文に分類した鎌倉横小路周辺遺跡出土例が、1例のみ記号文をもつ山茶碗の消費地出土例に過ぎないのである。後藤建一氏は大知波峠廃寺出土の見込部に墨書および篋書きされた土器に対し、一過性の使用形態を看取り、それをもとに修生会における香水加持儀礼での使用を推定する見解を提示されている(註8)。この遺跡で見込に施される記号は「寺」「万」「裕」など吉祥文字意匠が中心であり、知多の山茶碗のそれとはかならずしも対応しない。知多の記号文をもつ山茶碗を祭器とすれば後藤説は最も説得力をもつ見解であるとみるが、その山茶碗の消費遺跡における状況からは、使用者側の論理で記号文を性格付けることは困難であり、生産者側の論理で施されたという理解も一般的な4. 5. 6の見解では、とても説明しきれないことにならう。そして7の呪符説についても、記号文の施文によって特定個体を聖別し、その使用を特定したという見解は支持できない。生産工程での必要性から施されたという想定が唯一残された検討課題とならう。

記号文をもつ山茶碗は、形態的に他の製品と異なるような著しい特徴を持ってはいない。それらは、大量に生産されたもののうち、ごくわずかの個体を選んで施されたものである。そして、これまでのところ焼成における失敗によって、無造作に廃棄された状況で検出されている。見込部への施文は、製品にとって一定の危険をとまなう。もっとも、どの部位であろうと器体に篋で刻みを入れることは、乾燥、焼成という工程で、亀裂を生じ易くする。そして、見込部は記号文が無くても碗・皿・鉢のような器種では亀裂の生じやすい箇所なのである。そのもっとも危険な部位に取って替わって刻みを

入れることを行う背景には、特別な意識が含まれる可能性があるだろう。呪符説をもって理解するのであれば、少数個体を犠牲的に選び、それに亀裂を防止する呪力をもった記号を刻み付けることで、その他の製品の乾燥・焼成工程の順調な進展を望む行為ということになる。この推定は、当然山茶碗以外の器種の記号文と合わせて検討されねばならない。とりわけ「+」系記号文のように複数器種に横断して施される意匠にあっては、山茶碗器種のみが呪符であって、その他の器種は別の意味を担ったという場当り的な見解は有効性を持ち得ないであろう。そして、同じ事が「カ」「✳」「/」といった意匠でもいえることになる。また、反対に山茶碗器種のみ施される「Q」「#」「◎」「⊗」「ろ」「三つ巴」といった意匠を持つ、一意匠一個体の事例が同じ呪符説で捉えうるかどうかとも検討せざるをえない。

さらに、記号文を有する山茶碗の窯内での位置についても注目する必要があるだろう。残念ながら、窯詰め状態を示す形でこの種の資料が検出された例はない。しかし、遺存資料からは、重ね焼きの最上部に置かれたことを示すものと、他の個体が上下に重ねられたことを示す痕跡をもつものがあり、一定の法則性を認めがたい。したがって、窯詰め作業の段階で、記号文保有個体が特別な扱いを受けていたとはいえ、それは形態的に他の山茶碗と同様である現象と軌を一にしている。

c. 壺・瓶類のI類記号文について

この器種群に施されたI類記号文は、地獄谷1号窯における文字意匠をもった事例に認められるように、もっとも古い段階から新しい段階にいたるまで継続している。そして、生産量の面でも山茶碗や甕に比べ少ない器種である。その中において鳶口壺は、多くの個体でI類記号文を保有している。とりわけ上芳池3号窯で検出された鳶口壺は、その量の多さで卓越しており、個別に分析する必要がある。この窯では23個体の鳶口壺が窯内から検出されており、そのうち20個体が記号文をもつ。そして意匠構成は16例が「カ」意匠で、「//」意匠が3例、「/」が1例である。「カ」以外の4例は、いずれも「カ」の部分的に残存したものである可能性があり、記号文のない3個体も記号施文部分が欠損していた可能性が高いのである。これらの鳶口壺は窯内で一括して検出されたものであり、焼成途中に何らかの事故があったと推測できる。形態的にも近似しており、同一工人の手によって作られたものかと思わせるほどである。

16個体の「カ」意匠は、多少個体差が認められるが、工人の相違を識別できるほどに明瞭な差異をもつとは認めがたい。そして1～3号窯灰原で1例(図5-7)、4・5号窯灰原でも1例(図5-8)の「+」系記号文をもつ鳶口壺が検出されているのであるが、それらは3号窯の鳶口壺と形態的に異なっており、工人の相違を認めることが可能である。ただし、「+」系記号文をもつ2例は、これも大きく異なる形態差があり「+」意匠が同一工人に専属することはないのである。この上芳池古窯における記号文をもつ鳶口壺の在り方からは、やはり工人の識別記号とする見解は否定され、16個体以上の多数が同一意匠を伴う事実によって、特定用途・祭器としての機能も否定的にならざるをえない。I類記号文をもつ壺・瓶類は、かなりの個体数にのぼるが、とりわけ鳶口壺に多く認められる。上芳池3号窯のように同一意匠の記号文を20個体

近くも一括出土した事例はなく、複数個体に施される意匠は「+」系記号文に限られているが、その検出個体数は、無文の鳶口壺の検出例に匹敵する。そして、鳶口壺が特殊な機能を担っていたとする根拠を消費地遺跡で認めることはできないのである。

壺・瓶類の記号文は、例外無く肩部に施されており、その存在は明示的である。それは山茶碗における見込部への施文と共通している。しかし、山茶碗と異なり多数の製品の中から選ばれた個体に、犠牲的に施文されたとはとても言えない状況である。そして「+」系意匠の他、「カ」意匠は中田池C区の子茶碗で同一意匠の存在を指摘できる。さらに一例のみではあるが草戸千軒町遺跡で「〇」系記号文を伴う鳶口壺が出土している。玉縁口縁壺でも「/」「//」「✳」「㊦」といった意匠が「+」系記号文以外で認められるが、いずれも山茶碗や甕・広口壺に類似意匠があり特異ではない。ただし、鳶口壺に見られる「㊦」「㊧」は、一意匠一個体の事例で、他器種に類例が認められない。呪符としてI類記号文を設定した場合、記号文が高い確立で明示的に施されることと、記号体系から逸脱するような特殊意匠をどのように理解するかが問題として残る。この点は、記号文ともっとも関係の深い器種である甕・広口壺器種の検討をまって考察することにしたい。

d. 甕・広口壺のI類記号文について

甕の記号文として「+」系と「〇」系記号文が圧倒的多数を占めることは、すでに指摘したところである。この状況を良く示しているのが小森B-1号窯の事例である。

この窯では46点の記号文をもつ甕類の破片資料が検出されている。そのうち22例は「〇」系記号文であり、20例は「+」系記号文である。残る4例のうち3例は、円弧系か「+」系かの判別が困難であるが、そのいずれかであり1例のみ円弧を向き合わせた「()」意匠をとっている。こうした「+」「〇」二意匠が卓越し、それにわずかながら別の意匠を含む事例は、知多半島内の多くの窯跡で認められるのである。そして「+」「〇」以外の意匠で複数の遺跡にわたって認められるのは円弧に直線を重ねた「㊦」意匠があるのみで、ほとんど事例がない。ただし、「㊦」や「()」あるいは「井」という、個体例の少ない甕のI類記号文は、「+」や「〇」のパラエティーとしても理解可能なほどの変異であろう。加世端4号窯で1例出土している「㊧」意匠は、中田池B-Y-4号窯出土の子茶碗に見られる「ろ」とともに、一筆がきの描き方であり、他のI類記号文といささか相違している。これを略押とみる見方もありうるのであるが、筆者はその説を採用しない。

その理由は、広口壺の事例であるが三重県鈴鹿市の椎山中世墓出土品(図7-1)には「㊧」と類似する「㊨」という意匠がある。これと同一の意匠をもつ同型式同形態の広口壺が、鎌倉扇が谷の多宝寺址やぐら群出土品中(図7-4)に存在することが『青山考古第8号』「鎌倉出土の蔵骨器」の手塚直樹氏の論考中に認められるのである。この二例は、いずれも不識型とよばれる頸部の短い小型の広口壺であり、加世端古窯で顕著に認められる製品である。この種の広口壺には、やはり「+」系記号文が認められ「カ」(図7-2)や「〇」系記号文も認められる。それらを略押的な個人識別記号と見做し得ないことは、すでに論証済みであり「㊨」のみを略押とみるこ

とも不可能であろう。工人でなくⅡ類記号文で考察したように、使用者が自らの所有を特定する目的で施したとすることも、鈴鹿と鎌倉を繋ぐ有効な説明ができない以上、成り立ちえないといえよう。これも、他のⅠ類記号文と同様の機能を担っており、特殊性を認められないのである。

すでに否定的な形で紹介した「+」系記号文と「〇」系記号文を、工人の系統差として捉える見方は、甕・広口壺器種の記号文が、この二種およびその変異態的意匠で占められていることから、一定の有効性を持つかにみえる。しかし、この器種以外の事例を含めた場合、この見方はとても成立しないものであり否定せざるをえない。

甕・広口壺への記号文施文は、13世紀になって急速に普及する現象であった。そしてその時期は、一窯での甕類の集約的生産体制が知多で確立してくる時期にも相当している。もっとも集約的生産といっても一窯に窯詰めしうる甕の個体数は、50個体程度であって、山茶碗のように数千という単位ではない。また大型の甕や広口壺の製作に要する時間や技術的能力は、碗・皿類の比ではないと考えられる。つまり、大型製品は成形レベルから焼成レベルに至るまで、多くのコストが掛けられており、乾燥・焼成段階での亀裂は、大きな損失として受け止められたことは、充分推測できるのでなかろうか。勿論、この器種であっても篋で刻み込むという行為は、なにもしない場合に比べ、そこから亀裂が生じる可能性は高くなる。

この場合、12世紀代の甕類が多くきわめて薄手で丁寧に作られるのに対し、13世紀以降では厚手になる傾向が顕著なのである。記号文が施される肩部は、とりわけ胴部などに比べ器壁が厚いという傾向をもつ。おそらく甕類のこうした変化と記号文は有機的に関連していると考えられ、窯窯という歩留りの悪い構造的特性とも相まって、そこに呪術的効力が要請される背景が形成されるのではなかろうか。Ⅰ類記号文が、いずれも丁寧に意匠を刻むという手法で施されず、素早く粗雑に刻まれていることも、記号文の意匠そのものに意味があると見るよりは、その行為自体に特殊な意味があったと理解したほうが、より説得的ではなかろうか。そして、このようにⅠ類記号文を理解した場合、この記号文は乾燥・焼成という工程での不可抗力の事故を防ぐことを目的に施された物であって、焼成後はその存在意義を失うという結論にいたる。

ただし、この記号文自体が亀裂を誘発する可能性があることから、すべての個体に記号文を付すことは危険であり、安全性の高い器壁の厚い製品に高い頻度で施文し、山茶碗や片口鉢のような危険度の高い器種では、わずかな個体を選び、そのもっとも亀裂のできやすい部位に象徴的に施すという行為が行われたということになる。さらに安全性の高い器種であっても、より安全な器壁の最も厚い部位が選択されていることも指摘できよう。

Ⅰ類記号文に対する筆者の見解は、したがって沢田氏のそれとは趣が異なるが、知多の陶器工人による呪術的行為の結果というものである。この仮説が有効性をもつためには、記号文の意匠がどのように体系化され、共有されていたのか。何故、特定意匠が頻繁に用いられ、対局的に一個体一意匠という事例が、すくなく存在するのかといった疑問を解消する必要がある。さらに、Ⅰ類記号文が頻繁に施される器種

であっても、すべての個体が記号文を持つわけではない。この相違が何に由来するのかといった点も無視できない。

これらの疑問をすべて解消するだけの用意はないのであるが、I類記号文がバラエティーに富みながら、いくつかの意匠が複数器種を横断して施されている事実や、「+」系と「〇」系に関連する意匠構成をもつ記号文が少なからず認められることから、変異を許容しつつも一定の体系化がなされ、工人たちに共有されていたと思わせる要素である。また、「+」系記号文の突出した在り方は、文字意匠をもつ記号文とともに、いち早く出現してくるのが「+」系意匠であるということで、I類記号文に占める「+」系記号文の優位性は説明可能なのではないかと考える。そして甕類の生産体制や、製品自体に変化が現れる13世紀になって、より体系化される方向に進んだと理解したい。最後に甕や鳶口壺のような記号文の施文個体が多い器種であっても、記号文が施されない個体が存在する背景には、熟練度の高い工人に限って施文が許されるといった場合や、一連の複数個体を作り始める際のいくつか、あるいは作り終わりのいくつかが選ばれて施文されるといった儀礼的な行為などいくつかのケースを想定しうが、その特定は不可能に近い。


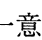
I類記号文と関連して、意匠に共通性をもつ記号として墨書がある。近年その出土例が増加している山茶碗で底部外面に墨書を施す資料は、文字意匠とともに「+」「カ」「一」「〇」などの抽象的意匠があり、I類記号文との共通性をみせている。しかし、それらは、まさに使用者側の論理で施された記号であり、呪符としての意味付けは困難であろう。出土事例も多く、施文部位の明確な相違からして記号文と関連づける必要性はないと考えるが、使用者の占属を示すという場合に、刻文ではなく墨書という手段が存在するということは指摘すべきであろう。

e. I類記号文の特殊例について

墨書山茶碗の抽象文とI類記号文との間に、同一の役割を見いだすことは出来ないのであるが、意匠の面で共通することは事実である。そして墨書が使用者の識別記号としての性格をもつ可能性が高いとすれば、I類記号文についてもその可能性を検討することは必要となろう。ただし、それはI類記号文の中のごく一部に過ぎないことはいうまでもない。

I類記号文をもつ器種のなかで、施文部位が他の器種と異なるものに片口がある。生産量が少なく、したがって記号文を保有する個体も少ない。すでに名古屋鳴海廃寺出土のII類記号文をもつ個体(図3-11)は紹介したが、その施文部位は体部外面の注口脇であった。この器種でI類記号文をもつ個体は、鎗場御林F-1号窯出土例(図1-2)と南知多町出土と伝える1例(図1-3)のわずか2個体に過ぎない。そして、この2例はいずれも体部に記号文を施しており、しかも鎗場例は注口の両脇に2個の「f」を配し、今一つは三つの「+」系記号文を連続的に配している。この種の形態をとる器種にあっては、底部内面への施文が一般的であり、片口もその例外ではない。片口同様、生産量の少ない器種に片口碗があり、その中で鎗場御林B区出土例に、体部外面の底部近くに縦位の「|」記号を施すもの(図4-8)が複数知られている。

しかし、この器種では同窯A区出土品に底部内面への施文事例（図5-3）が、複数あり記号文の一個体複数施文という事例は認められない。このことから、山茶碗や片口鉢のような量産器種以外では施文部位の原則は、多少乱れることもあったということが考えられ、片口の事例もその文脈で理解できないことはない。しかし、やはり複数記号文の施文という特異性は呪符としての説明が可能であろうか。ここで注目すべきはⅠ類記号文を6個も肩部に配し、さらに胴部に3個の非典型的Ⅱ類記号文をもった細頸瓶（図1-6）の存在である。この個体は、きわめて精巧に作られた逸品であり器種としても特殊な部類に属している。この場合、その個体もつ特殊性から記号文について焼成後にもなんらかの意味をもつ、いわば祭器的性格を顕在化させる役割として理解することも不可能ではない。しかし、一方でより強い呪力をもった記号文を配することで十全な焼成を期待したということも考えられるのである。この決着はこの種の記号文をもつ資料が祭器として用いられていることが確認できた段階で付くことになろう。翻って片口をみた場合、片口もやはり特殊な器種ではある。しかし、この器種は酒などを容れ、注ぎ分ける鉄製容器である提子（ひさげ）を模して作られたきわめて実用的なものと考えられる。そして兩個体ともさきの細頸瓶に見るような手の込んだ作行きではないのである。


したがって、これを複数記号文という点のみで特殊な製品と見做すことはできない。そこで鳴海廃寺出土例のⅡ類記号文と鎗場の事例とを合わせ見た場合、その共通性は施文部位という点で否定し難い。そこからは、鎗場御林F-1号窯出土の「f」が工人の自家用目的であることを明示した略押的役割であった可能性が出てくることになろう。ただし、「+」系記号文を3個配した例については略押的記号であるかどうかなお検討の余地が残る。また、施文部位における特異性や複数記号文の存在はないものの、鶯口壺のような実用的器種で一意匠一個体の「」「」などについては、片口で想定できる陶工の自家用を示す略押的記号の可能性を想定しておきたい。しかし、それはあくまで推測の域を出ない。鎌倉の光明寺からは、鶯口壺として他に例のない「大」意匠の記号文をもつ資料が出土している。この事例は、一意匠一個体の製品であっても広域に流通したことを示しているものであり、それは工人の自家用品とはいえないのである。

f. Ⅲ類記号文について

Ⅲ類記号文に類別した資料のうちで、工人による戯画とおぼしきまとまりのない事例については、それ以上の意味付けができない。そして、その非典型例を除くとⅢ類記号文をもつ資料は、わずかに3例が残るのみである。一例は水注で他の二例は、山茶碗である。このうち水注は、それ自体がきわめて生産量の少ない特殊な器種であり、編年上の位置も12世紀代にあり、記号文保有資料の中では古くなる。作行きはとりわけ丁寧とは認め難い個体であるが、その希少性において祭器・仏器的性格は想定できる。しかし、その刻文自体は、意匠の複雑さや大きさにおいて特異ではあるが、なんらかの教義に則って描かれたとするには、いささか単純な構成ではないかと思われる。

Ⅰ類記号文とⅡ類非典型記号文を複数もった特殊な細頸瓶と同じように祭器的使用

を前提として施された可能性は高いものの、消費遺跡における検証が必要であろう。山茶碗の二例は、鎌倉という消費地で一例、他は窯跡出土とされるものである。鎌倉横小路周辺遺跡の事例は土壙出土で共伴品に渥美窯産の片口鉢と中国産の青磁碗・皿、そしてかわらけ2点などがあり、その構成はけして特殊なものではない。記号文は見込部に広く刻まれているが意匠としてのまとまりはなく散漫な構成である。わずか1例の事例から多くを語ることはできないが、この種の記号文が、消費地にもたらされていることは重視せざるをえない。消費地における山茶碗は、その大半が内面を研磨したように平滑になっており、見込部の篋描は、使用に際しては不都合であろう。

この個体について摩耗痕の有無は報告されていないが、記号文が特別の意味を担ったとすれば、一般的な碗としての機能を果たさなかった可能性が高い。そして、この種製品を誂え品と見做すことは、山茶碗という量産器種がもつ性格から見て無理があると思われる。そして、祭器としての使用についても、積極的には主張しがたい出土状況である。今一つの「」が意匠として、まとまりがよく特殊な意味を担ったことも想定できることから、見込部に特殊な記号を付した山茶碗をもちいる祭事が工人やそれを取り巻く人々によって行われていたことも、完全には否定できない。そして憶測めいた考えとしては、鎌倉の事例を知多の人物に深く関連した遺品としてみることも不可能ではなからう。

まとめ

中世陶器に施された刻文については、吉岡康暢氏による珠洲陶を中心とした綿密な研究が知られている。氏の研究は、刻文に限らず刻印・刻画・刻銘・櫛描文など広義の装飾として捉えうる要素全般にわたり体系的に行われている。本稿が主題とした篋描記号文についても、古代の同種篋記号との関連性をも視野に入れ、詳細に論じられている。過去に示された記号文についての研究も氏によって批判的に検討されており、その成果は拙稿の及び得ぬ完成度に達していると評価せざるをえない。しかし、その論文が「珠洲陶器の加飾法の研究」と題されていることに見られるごとく、記号文も装飾の一環として把握されている点に本稿の主旨と開きがある。それは筆者が花押として述べたⅡ類典型例と同種の意匠についても、吉岡氏にあっては花押状刻文として「花押そのものではなく花押を模刻した意匠」として、その装飾文としての可能性が想定されているところに顕著に現れている。

本稿がもっともその理解に苦心したⅠ類記号文についても、同氏は製品に認められる個性的な抽象図形の存在と記号文の一個体複数施文の事例、刻印と刻文の分離・独立性、そして法量による視覚的効果を計算した使い分けが行われているらしいことなどをもって、須恵器段階で「すでに篋記号が付与されていた作業記号としての性格を喪失し、刻印同様装飾記号化していると考えてよいであろう。」という認識を示されている。この記号文に対する認識は、筆者のそれとは対照的である。もとより吉岡氏は、記号文の存在によって久永・杉崎両氏が提起したような生産者と使用者との契約的関

係を想定することはなく、中世陶器がもつ商品的性格の発現として、刻文もその他の装飾とともに把握されていることはいうまでもない。珠洲における櫛描文や叩打文の盛行と知多における山茶碗類の量産、そして何より焼成法の相違に基づく色調の著しい相違等などに象徴されるごとく、珠洲の中世陶器と知多のそれとは、けして同一ではない。したがって見かけ上、同一種とおもわれる単純な記号が、それぞれに独自の意味体系の中に位置付けられていたことは、当然ありうることといわねばならない。

吉岡氏が珠洲窯の製品に関連して、すでに知多をフィールドとした研究者の記号文に対する見解を十分に検討されていることを知りつつも、あえて本稿では研究史のなかに同氏の成果を加えなかった理由もそこにある。

I類記号文について、その大半を生産者の論理に基づく製作工程での呪力を求めた記号として筆者は理解した。したがって、その意匠および施文主体は、沢田氏が想定したような修験道・陰陽師といった特別な人々とはいえない。しかし、一方では「大」「上」「万」などの文字意匠が吉祥文字として理解できることは、すでに吉岡氏の指摘するところであり、下って鳥羽・志摩地方の漁民が用いる呪符「☆セーマン」「#ドーマン」が陰陽道の安倍晴明・蘆屋道満に因む記号であることなどは、呪力をもった記号の成立と陰陽道の呪術との間に密接な関連が想定可能であろう(註9)。知多の陶器工人を取り巻く環境の中にも、三筋壺に代表される経塚との深い関連をもつ製品があり、そこに修験者が深く関わったことは、十分に想定できるのである。そして、その種の製品を集中的に生産したのが、記号文の成立時期と重なる2～4型式期である。沢田氏の論説は、あまりに誇張されており、けして学術的批判に耐えうるものではないが、筆者が本稿をまとめるに際しては、そこから得るところが少なくなかったのも事実である。

知多の中世陶器に刻まれた抽象的記号文は、14世紀後半以降も趣を変えながら継続しており、筆者のみるところ江戸時代の赤物と呼ばれる素焼製品にまで遺存している。これらの記号状刻文が、いかなる性格を持つものであるのか、いまの段階では見解をまとめかねるのであるが、一定の要素を前代から引き継いでいることは間違いない。いずれこの問題についての論考を用意したいと考えるところであるが、その論旨は当然本稿のそれを受け継ぐことになろう。さらに本稿がテーマとした中世陶器に施される籠描記号文は、渥美窯や信楽窯、越前窯、丹波窯、東北瓷器系諸窯などでもしばしば認められるものである。そして、そのいずれにおいても知多の中世窯と一定の関連性を持っていることは否定し難く、本稿の記号文に対する見解はそれらの諸窯の記号文にも一定の有効性を発揮発揮すると考えたい。しかし、一方でそれぞれに記号文の盛行する時期や、施文される器種の相違さらには同一器種であっても施文部位が異なるといった相違点、地域性が存在する。その多様性の背景には各地の工人とそれを取り巻く環境の違いが想定される。今後は知多と他産地との関係についても視野に入れた研究が行えればと考えている。大方の御批正を頂ければ幸いである。

最後に本稿をまとめる過程では滋賀県埋蔵文化財センターの秋田裕毅氏、宮城県教育庁の菊地逸夫氏、守山市埋蔵文化財センターの小島陸夫氏、湖西市教育委員会の後

藤建一氏、瀬戸市埋蔵文化財センターの藤沢良祐氏、愛知県陶磁資料館の浅田員由氏、和歌山県立紀伊風土記の丘管理事務所の中村貞史氏より資料のご教示その他でお世話になった。文末ではあるが心より御礼申し上げる次第である。

- 註1 『上芳池古窯址群』1990 阿久比町教育委員会
- 註2 『鳴海廃寺発掘調査概要報告書』1985 名古屋市教育委員会
- 註3 『横江遺跡発掘調査報告書Ⅰ』1987 滋賀県教育委員会
財団法人滋賀県文化財保護協会
- 註4 『横小路周辺遺跡発掘調査報告書』1991 横小路周辺遺跡発掘調査団
- 註5 『法圓寺中世墓遺跡発掘調査報告書』1995 一宮市教育委員会
- 註6 『法秀古窯発掘調査報告書』1983 東海市教育委員会
この窯の出土品は、1 a 形式に属すが、山茶碗の見込部に二重の円と+を重ねた線刻文が1例存在する。しかし、この窯の位置は中世猿投窯の大高支群に含めるべきであろう。
- 註7 『知多古文化研究－9－』「知多古窯址群の研究(3)」1995
中野晴久・知多古文化研究会
- 註8 『大知波峠廃寺跡Ⅴ』1994 湖西市教育委員会
- 註9 『海と列島文化8』「伊勢・志摩海氏の漁撈と信仰」1992
野村史隆・小学館 『平安京のゴーストバスター』1995 志村有弘

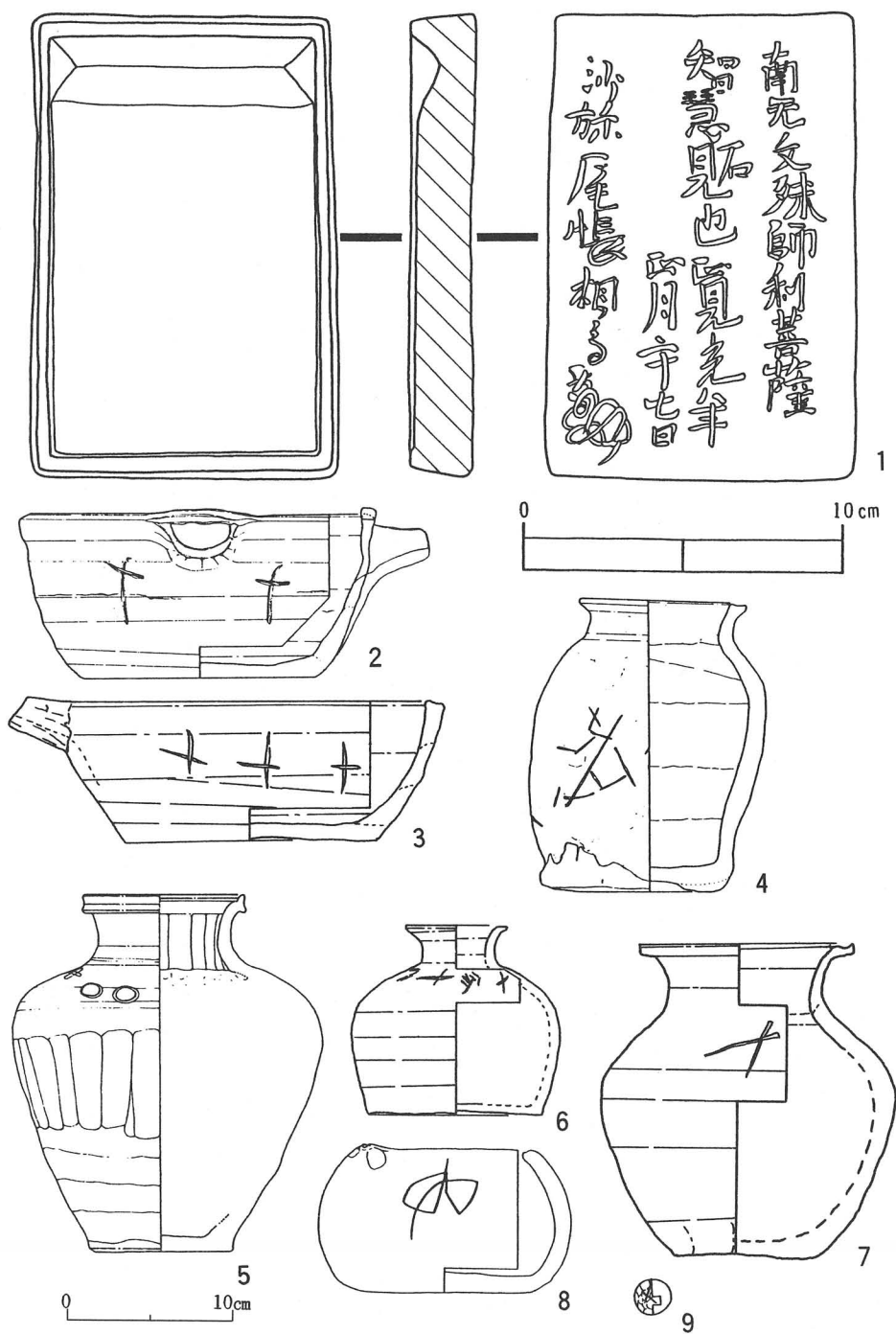


图1 1.中田池A-1号窟出土陶硯 2.鎗場御林F-1号窟出土片口
 3.伝南知多町出土片口 4.濁池2号窟出土小型壺
 5.七曲A-4号窟出土小型壺 6.伝柴山古窟出土細頸瓶
 7.伝椎木山古窟出土瓶 8.七曲A-2、3号窟前庭部出土片口碗
 9.鎗場御林A区出土陶丸

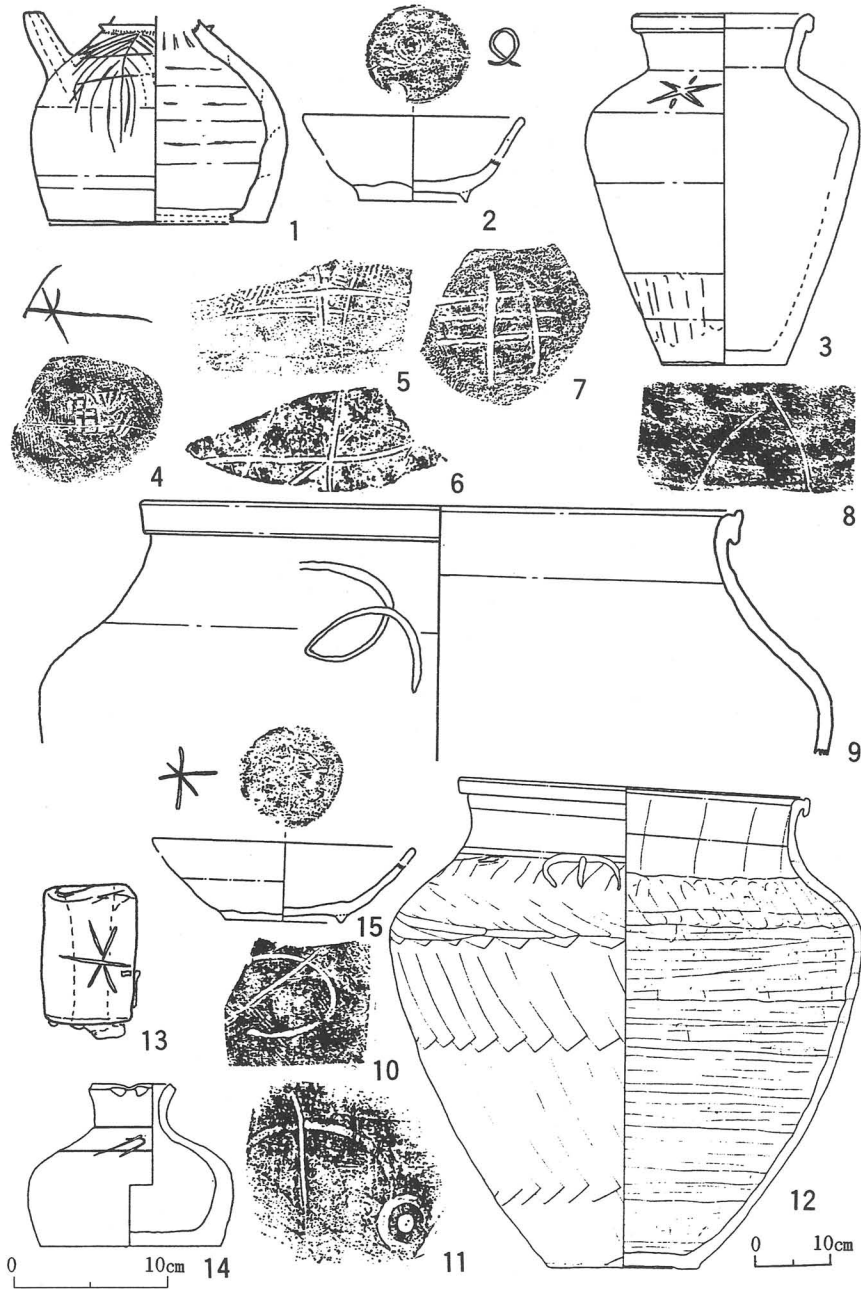


图2 1.伝桧原山古窯出土水注 2.中田池C-1~5号窯出土山茶碗
 3.伝鎗場御林古窯出土玉縁口縁壺 4.上芳池2号窯出土甕
 5.鎗場御林A区出土甕 6.福住24号窯出土甕
 7.濁池西窯出土山茶碗 8.小森B-1号窯出土甕
 9.加世端4号窯出土甕 10.鎗場御林A区出土甕
 11.福住22号窯出土甕 12.七曲C-2号窯出土甕
 13.伝桧山古窯出土陶錘 14.上芳池3号窯出土鳶口壺
 15.中田池C-1~5号窯出土山茶碗

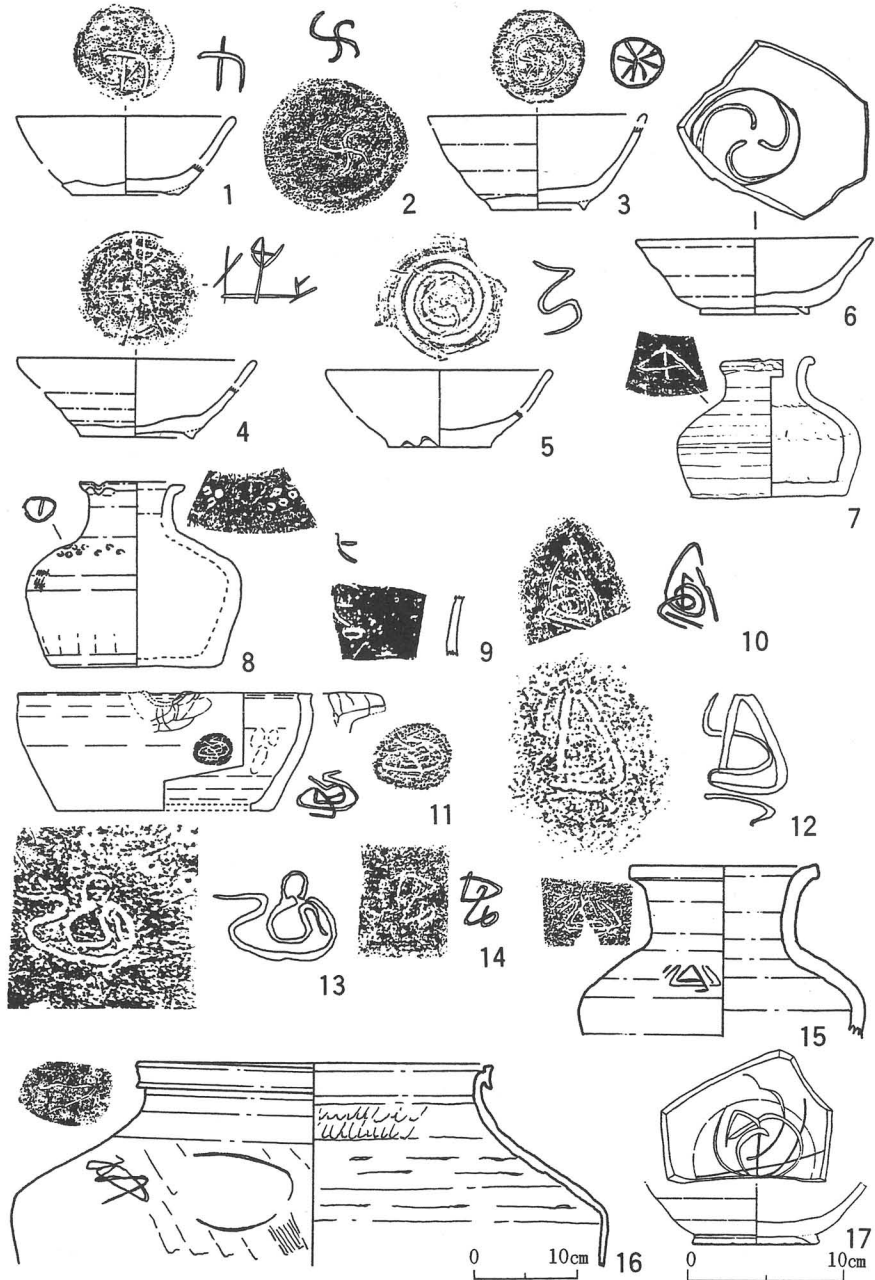


图3 1.中田池C-1~5号窯出土山茶碗
 2.鎗場御林B区出土山茶碗
 3.中田池C-1~5号窯出土山茶碗
 4.中田池C-1~5号窯出土山茶碗
 5.中田池B~Y-4号窯出土山茶碗
 6.下別曾C-4号窯出土山茶碗
 7.鎗場御林A区出土蔦口壺
 8.矢田地区出土蔦口壺
 9.地獄谷1号窯出土壺、瓶、壺
 10.上芳池1~3号窯出土壺、甕
 11.鳴海庵寺出土片口
 12.鎌倉東御門出土小型壺
 13.伝美浜町出土「人物文壺」
 14.高坂古窯出土壺、甕
 15.愛知県陶磁資料館蔵小型壺
 16.横江遺跡出土甕
 17.鎌倉横小路周辺遺跡出土山茶碗
 (12·13は縮尺不明)

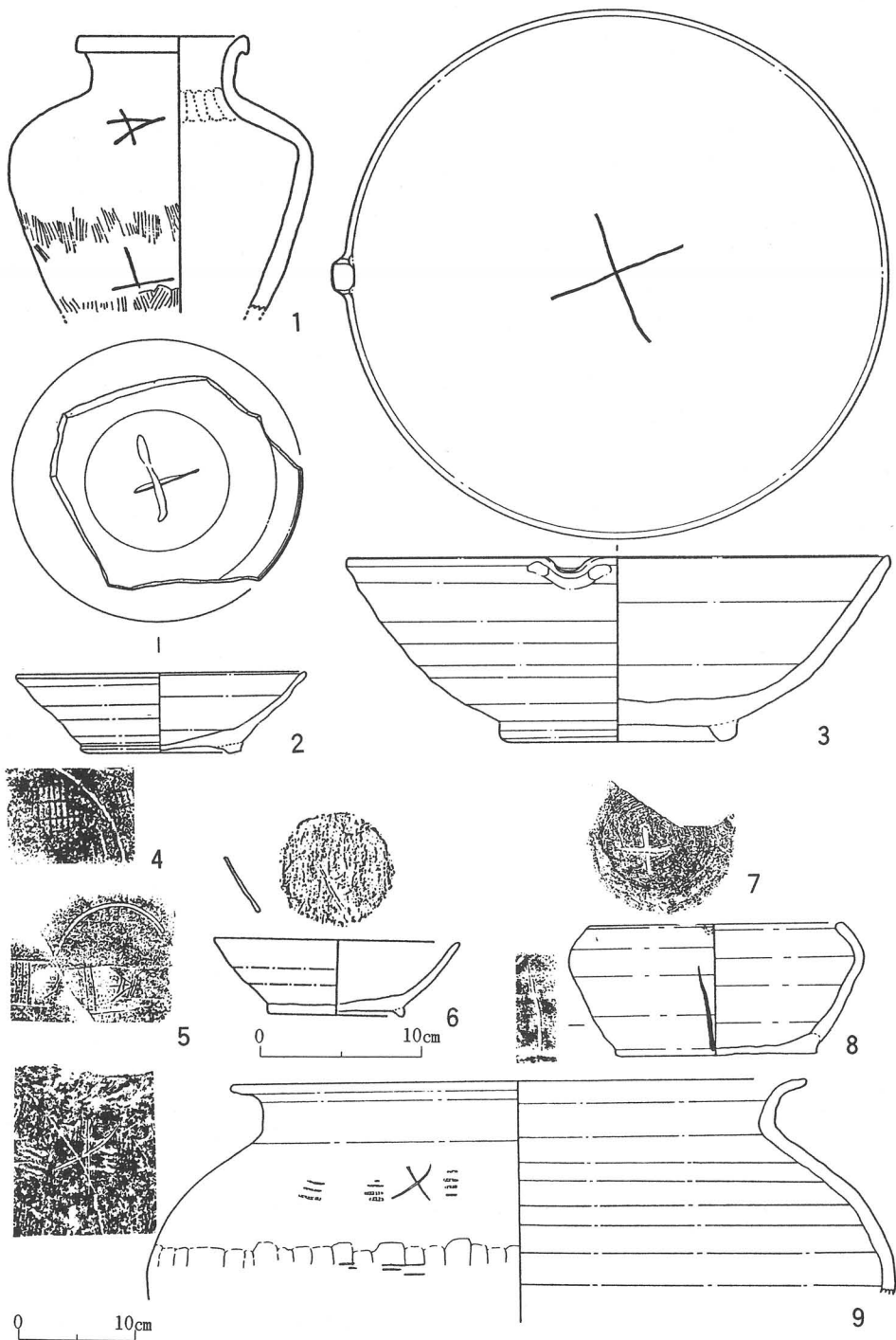


图4 1.法圓寺中世墓出土玉縁口縁壺 2.上白田1号窯出土山茶碗
 3.出地田古窯出土片口鉢 4.猪飼氏採集甕
 5.高坂古窯出土甕 6.中田池E区出土山茶碗
 7.大俣古窯出土山茶碗 8.鎗場御林B区出土片口碗
 9.南蛇ヶ谷1号窯出土甕

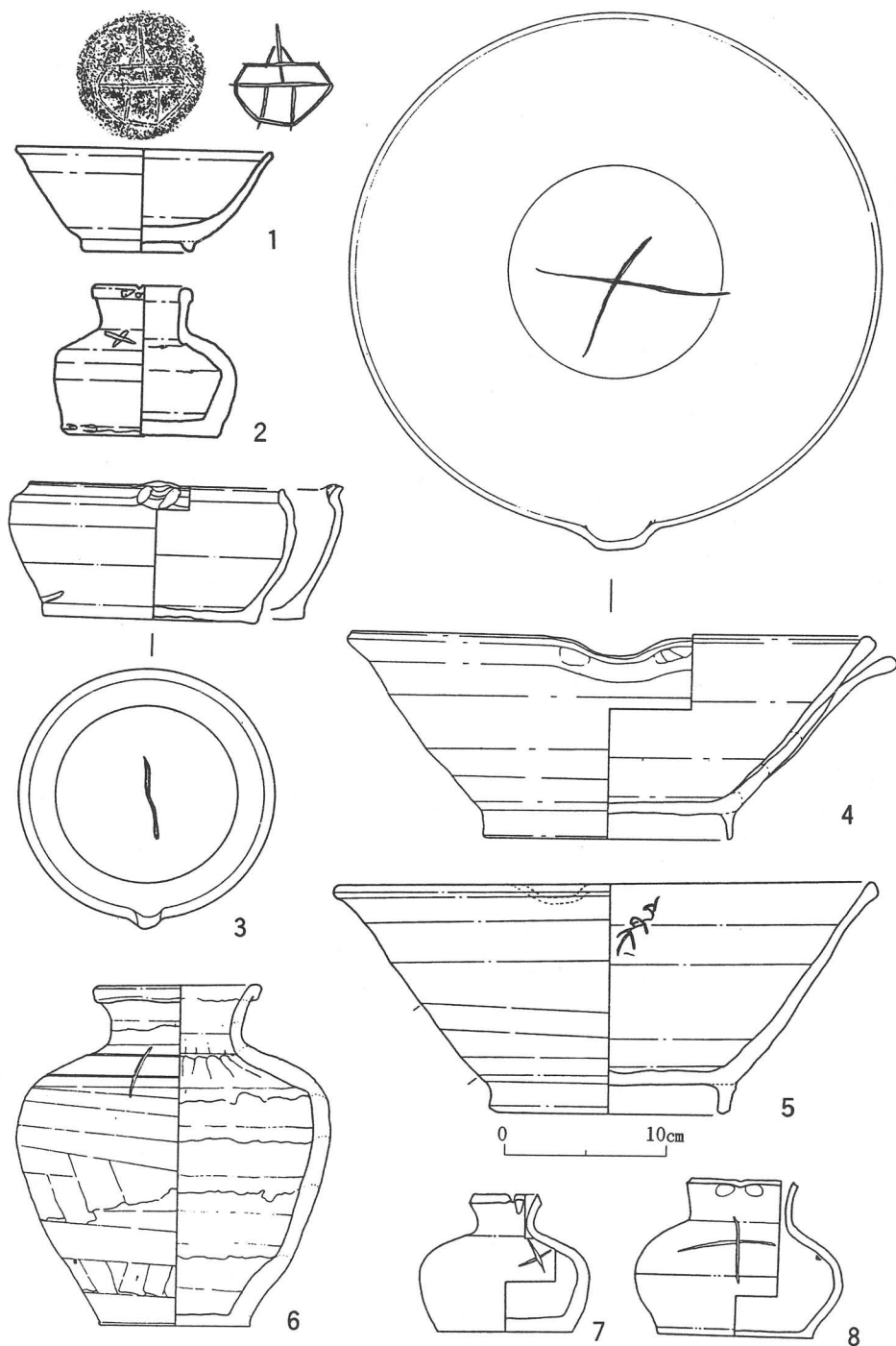


図5 1.伝矢高古窯出土山茶碗
 3.鎗場御林A 2号窯出土片口碗
 5.亀塚地2～6号窯出土片口鉢
 7.上芳池1～3号窯出土鳶口壺

2.タブガ脇2号窯出土鳶口壺
 4.鎗場御林A区出土片口鉢
 6.鎗場御林A区出土玉縁口壺
 8.上芳池4、5号窯出土鳶口壺

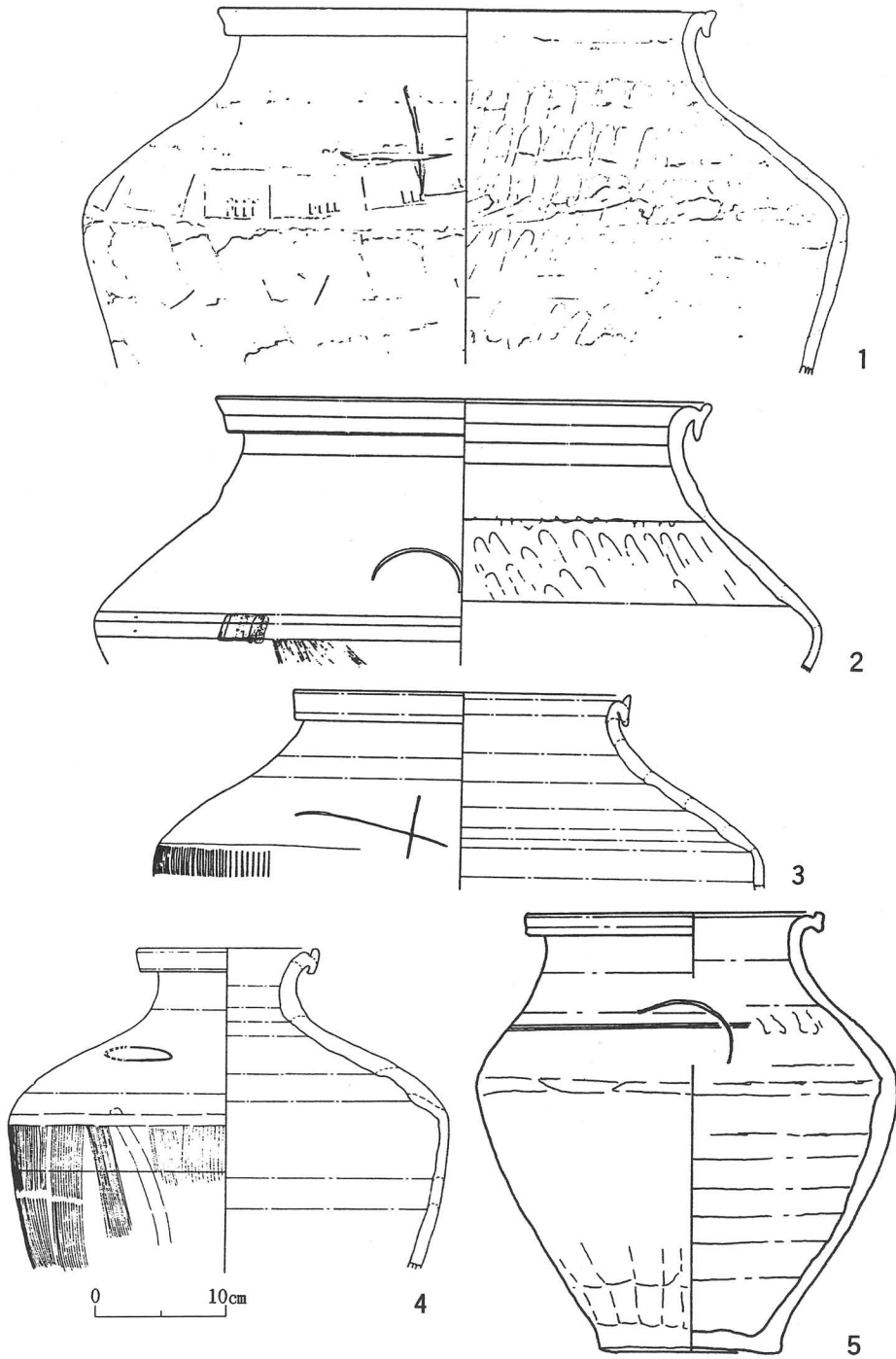


图6 1. 鎗場御林B区出土甕 2. 小森(長首)古窯出土甕
 3. 中田池A-1号出土甕 4. 中田池A-2号窯広口壺
 5. 鈴鹿市椎木山中世墓出土広口壺

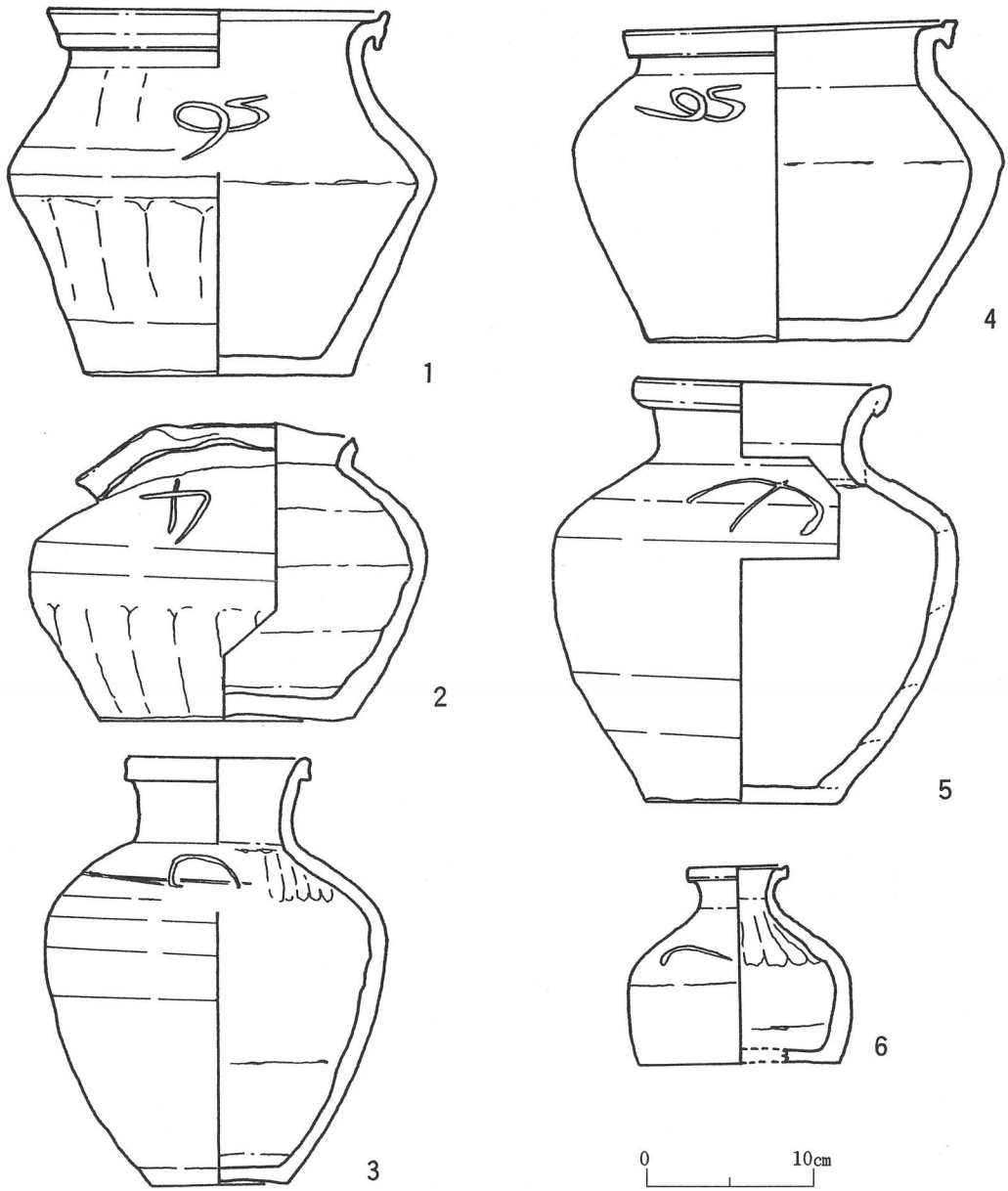


図7 1～3. 鈴鹿市椎木山中世墓出土広口壺、玉縁口縁壺
 4. 鎌倉多宝寺跡出土広口壺 5. 鎌倉海蔵寺裏山地出土玉縁口縁壺
 6. 草戸千軒町遺跡出土鶯口壺

明治の常滑貿易陶器

産業考古学会会員

柿田 富造

1. はじめに

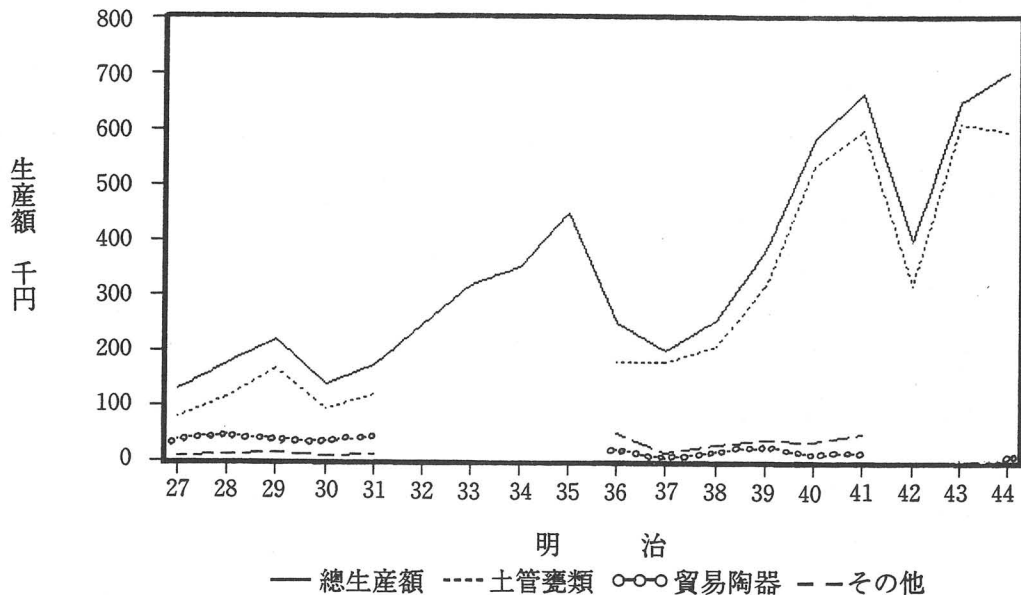
常滑の土管産業が最盛期だった頃は、『常滑の土管か、土管の常滑か』と新聞でも謳われたように、かつては常滑の土管は全国的に有名であった。しかし土管以外の瓶類や小細工品でも、それなりに苦難に満ちた歴史を持っている。今回はその中から常滑の貿易陶器（輸出品）をテーマにして、その変遷を眺めてみようと思う。もっとも手許の資料は不十分ながら、明治に発行された次に示す資料からも、常滑貿易陶器に関する記事を引用し、当時の生の情報を参考にしてまとめることにした。

特に参考にした明治の資料とは、常滑陶器同業組合業務成績報告書・森村組神戸輸出送状綴・大日本窯業協会誌・陶器商法誌・明治の新聞等である。

2. 常滑貿易陶器の趨勢

常滑の貿易陶器史は明治15年頃から始まる。それ以降の生産額は充分把握されていないが、常滑陶器同業組合が農商務省に提出した設立申請書及び毎年報告した業務

図1 明治の常滑焼（製品別）



成績報告書を中心にして、その変遷を述べることにする。明治時代の常滑焼の統計は、これ以外にも愛知県統計書・常滑陶器誌の統計などがあるが、貿易に関する資料は同業組合しかない。図1は不完全ながら明治の常滑焼の製品別生産グラフである。それによると30年代後半の貿易陶器は20年代に較べて減少しており、44年度には更に低迷し

ていることが分かる。従って貿易陶器は土管や内地向小細工品の増産に較べて逆行した傾向を示していることになる。ここに同業組合の報告書などから貿易陶器に関する事項を要約し、当時を推測してみようと思う。

(1) 明治25年

先ず明治25年7月13日の新愛知新聞を引用すると『常滑焼の朱泥陶器は近来に至りメッキリ声価を高め、米国よりの注文多く目下一ヶ月の輸出凡そ一千元なるが、追々拡張の運に向ひ上等職人は日当五六十銭にも上る……』とその好況ぶりが謳われている。24年には濃尾大震災があり、常滑の窯は約9割も倒壊する程の惨状であったが、復興は以外に早く、輸出の好況に湧いたようである(10.M25)。

(2) 明治27-31年

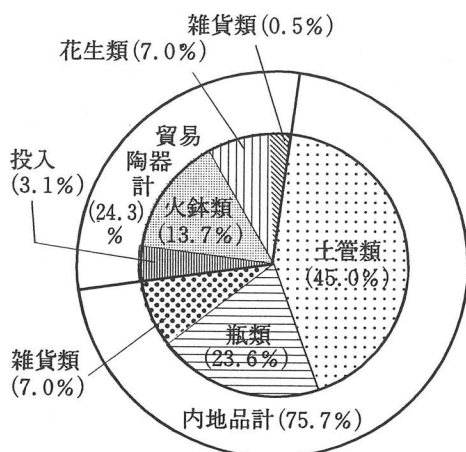
常滑陶器同業組合が明治33年に設立を申請した時の報告書には表1に示すように27年から31年までの常滑焼の生産高が記載されている。その5年間で平均した製品別生産比較図を図2に示すが、これによると貿易陶器が全体の24.3%もあり、当時の好調ぶ

表1 常滑焼製品生産高(明治27-31年) 単位：千円

種類	27年	28年	29年	30年	31年	平均	%
内地品	土管類	50	80	110	60	80	45.0
	瓶類	30	36	58.5	35	40	23.6
	雑品類	10	12	15	10	12	7.0
	内地品計	90	128	183.5	105	132	75.7
貿易陶器	投入	5	6	5.5	5	4.5	3.1
	火鉢類	23	27	21	20	25	13.7
	花生類	10	14	12	11	12	7.0
	雑品類	0.6	1	1	0.75	1	0.5
	貿易陶器計	38.6	48	39.5	36.75	42.5	24.3
總計	128.6	176	223	141.75	174.5	168.77	100.0

図2 常滑焼製品別生産高

明治27-31年平均 総計168,770円/年



りを窺い知ることができる。

その資料では更に常滑焼の販売先について、次のように報告している。

『土管瓶類其他雑品ノ如キハ皆陶栄・丸登・陶産・南常等ノ諸会社及其他各商店ノ手ヲ経テ内地へ航船ヲ以テ輸送ス又貿易品ハ總テ常滑貿易株式会社ノ手ヲ経テ汽車便ヲ以テ神戸・横浜ノ居留地商館へ輸送ス而シテ輸出先国名及歩合ヲ掲ケレハ次ノ如シ

内地 東京・横浜・伊勢・三河・美濃等へ八分
大阪・神戸・台湾等へ二分

海外輸出 英・仏・澳(オーストリア)・濠(オーストラリア)・支那(中国)・布哇(ハワイ)・魯(ロシア)等ノ諸国へ六分 米国へ四分』

ここに貿易品とは土管や甕類のような大物ではなく、小細工品と呼ばれた比較的小柄の陶器が内地品と貿易品（輸出品）に分類されていた。その素地は常滑産の朱泥が主であり、表面の美術的な文様は主に雲龍文が浮彫りされた、いわゆる朱泥龍巻シュデイルユウマが中心であった。この龍巻きはエキゾチックな東洋的な物珍しさもあって、明治25年頃より約10年間は全盛の時代であったが、後述するように海外でいずれは飽かれて、急速に生産が落ちこむ羽目になった(16.M33)。

(3) 明治35年度

35年度の業務成績報告書では貿易陶器の苦悩について、次のように述べている。

◎生産状況： 輸出向小細工品は例年前半期が売行きの好機であるが、今年度は輸出開始以来の悲境に遇い、生産は皆無と言ってよい。後半期はやや回復の兆候はあっても滞貨で補充する程度であって生産には繋がらない。

◎販路状況： 輸出向小細工品は神戸市の商館へ売り込みに行く。その販路先は中国・北アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・オーストラリアである。どんな商品でも用途を熟知するのが販売の第一の要件であるが、その用途がはっきりつかめていない。ただ商館から送られた見本のみを見て製作販売している現状であって、そこには改良の余地は全くないし、需要の変動や自家製品の評価などの情報も遅れるので、輸出が振るわないのだと思っている。(16.M35)

(4) 明治36・37年度

36年度の業務成績報告書には貿易について『如何セン意匠図案ニ乏シク殊ニ旧態ノ龍彫刻ノ如キハ一品モ売行カズ、流行変遷ノ激甚ナル顧客ニ対スルニ付、彼我ノ事情ヲ審ニシテ専心熱誠ノ意ヲ以テ之ニ当リ耐忍倦マズ……』と悲壮感を漂わせている。37年度は日清戦争が勃発したために土管類は各地の下水道工事が遅延して、常滑焼は大打撃を蒙った。一方輸出向陶磁器は各生産地とも好況であったにもかかわらず、一人常滑の輸出向小細工品は旧態を脱するに遅々としており、人気商品でも僅少の注文しか来なかったと述べている(16.M36)。ここで窯業協会誌の37年度常滑焼の欄を紹介すると、『小細工品総額7万円にして大別すれば、電話電信用器1万円、黒泥焼植木鉢・水盤類3万円、朱泥焼土瓶急須類1万円、外国向朱泥焼2万円、外国向小細工品の主なるものは、鉢台・半胴・灰皿・植木鉢・チョコレート入・土瓶・花瓶・急須・投入・煙草壺・其他』とある。この数字は同業組合報告書の生産高とは大きな隔たりがあるが、ここでは各製品の生産比率を見る程度にでもしてもらいたい。また36年度の海外の販路は『北米9361円、清国10704円、英国3660円、豪州2250円、独逸2161円、仏国3240円、計31376円。』とある。この中には海外向けの鉄道・築港用土管も含まれているようである(16.M37)。

(5) 明治39年度

報告書によると今年度の常滑焼は全般に好況であった。『土管類は順境ニ売行き多年ノ苦痛ヲ些少ナガラ医セリト雖モ未タ以テ挽回スル能ハズ』と述べ、また『小細工品ノ輸出向は相当売行クモ製造力僅カナルヲ以テ多額ノ輸出ヲ見スト雖……』と喜びの表情が伝わってくる(16.M39)。しかしこうした報告書を読んでいると、貿易陶器の浮沈の激しさに業者は大変だったようである。船井末吉(伊奈初之丞の末弟)は当時

図3 常滑陶器生産比率

明治39年度 総計384,400円/年

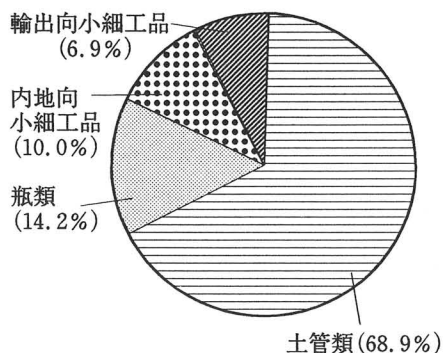
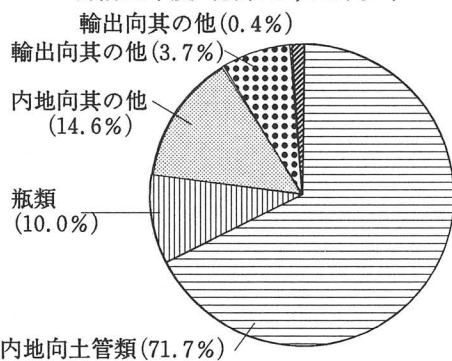


図4 常滑陶器生産比率

明治44年度 総計701,700円/年



のことを次のように述懐している。『外国商館の中にはタチのよくないものもあり、無茶な難題を吹っかけては値引を要求し、値引に応じないと検査に通らぬから荷物は返品すると、足もとを見すかした掛引きをし、一方的なキャンセルも平気で行った。しかし業者はただ泣き寝入りするより仕様がなかった。』(21)同業組合の39年度の製品別生産比率を図3に示す。

(6) 明治44年度

この頃は輸出向小細工品は非常に少なく、見る影もないが、逆に土管の輸出は中国・朝鮮半島向けに増えていく。同業組合の44年度の報告書には製品別の生産額がよくまとまっているので、図4にこれを示す(16.M44)。

このように衰微した貿易陶器も、その後関係者の努力によって、大正末期になると、新しく開発した陶漆器やロックンガム陶器などを海外に送りこみ、常滑の輸出陶器の最高潮時代を迎えている。

3. 初期の常滑貿易陶器

常滑の貿易陶器の初期の状況について、伊奈五助(1882-1969)は次のように述べているので、そのまま引用する。『常滑陶業の貿易史を語るなれば、何をおいてもまず第一に松本重信を語らなければならない。彼こそは真に常滑陶業の貿易に対する先駆者であるといつてよかろう。それは維新の一大変革がようやく緒についたといえる明治15年の頃、既に日本製品の海外市場に対する販路拡張の必要性を痛感し、常滑焼の急須・花生・壺などを背負って東海道をはるばると横浜まで運んで、これをここに居留する外人商社に売込んだ。

こんな事が度重なり、そしてそれが彼の最も大切な仕事となり、ここにはじめて常滑焼が海外商人の手に渡り、貿易というにはあまりにも微々たるものではあったが、兎にも角にも、国内より一步も外に出なかった常滑焼製品がこれによって初めて海外に商われ、紹介されていった。この意味で松本重信こそは真に常滑貿易の開拓者であるといつても決して過言ではなからう。』と手放しの賛辞を贈っている(7)。この松本重信(1864-1950)は、火色焼を得意として雅作が多い作家であった(17)。

その後明治20年に至って浦川竹二郎(一斎)(1856-1909)・杉江愛之助(寿山)

(1850-1915)らは龍巻きが外国人の嗜好に適していることを知り、陶工が中心になって、貿易を志す生産者の団体として龍工組を組織した(7)。そして22年の東海道線の開通と共にその業績をあげていった。それまでの貿易対象港は大部分が横浜であったが、その頃横浜港は生糸を主体として、雑貨の輸出は殆どが神戸に移されたので、神戸では後述する寺沢留四郎等の世話にもなった(7)。また23年には新しく龍工陶器会社も発足している(9)。そして貿易をめざす浦川竹二郎工場は、28年には男子15名女子3名をかかえて、常滑でも山瀬工場・清水守衛(1857-1904)工場・伊奈初之丞(1841-1924)工場に次ぐ規模の工場に発展した(15)。その後常滑貿易(株)の発足に当たって、龍工組もその傘下に入り、一斎や寿山らは常滑貿易(株)の株主にもなって、製作に励んだ(13)。

4. ^{リュウマ}龍巻き前史

貿易陶器は主として朱泥龍巻きであったので、先ず素材となった朱泥および浮彫り(レリーフ)について概略を紹介する。

常滑の朱泥のはじまりは安政元年(1854)だと言われている。現に常滑の天神山にある杉江安平(寿門)の石碑には、『初代寿門堂杉江安平 安政元年朱泥焼発明』と刻まれている。ところが「常滑陶器誌」(17)によれば、『朱泥焼は文久年間(1861-1864)この地に医師平野忠司(1818-1900)なるものあり。好事家にして古陶器を愛し頗る意匠あり。偶々朱泥焼を模せんとし、杉江寿門(1828-1897)片岡二光(1821-1903)の二氏に謀り、共に研究して辛苦遂にその法を案出し寿門の試に作りしもの是れこの地朱泥焼の始めなり(一説に二光とも云えり)』と両名の名前が書かれている。この二光(菊次郎)については寺内信一の「古陶図説」によると『本邦にて朱泥の茶器、盆栽などは、其始め、常滑の医師平野忠司の好事にて、陶匠片岡二光に之を試作せしめたりといふ』と書かれているので(18)、その後に発刊された「常滑陶器誌」(17)は迷ったあげく、両名にしたものと思われる。

また常滑で陶器の表面に浮彫りの文様をつける手法を始めたのは、上村信吉(1814または16-1862)であった。同じ「常滑陶器誌」(17)によると、『或る時八丁堀陶器問屋三木屋方へ、さる大名より大水鉢・馬盥・植木鉢等に獅子に牡丹・波に千鳥・唐草等の種々なる浮模様を附けたる品を注文ありしが、偶々其の座に在りたる金左衛門是を引受け帰り、実父渡辺與三左衛門(1780-1842)に計りて製作し上村信吉をして附模様を為さしめ、作り上げて送りしに常滑に此の技あるかと非常の好評を受けたりと云う。是れ此の地浮模様の始めなり。』と書かれている。そこには製作年代については触れていないが、推測するに植木鉢などを造った渡辺與三左衛門や、その上に浮模様を付けた上村信吉の年令から推して、江戸末期の1834-42年頃だったと思われる。

5. 龍巻きの濫觴

龍巻きの浮模様の創始者は下田生素(1846-1915)だと言われている。同じ「常滑陶器誌」(17)には『明治13年の頃花瓶火鉢等に雲龍の浮模様せしものいわゆる龍巻を創始せしが、大に好評を博し爾來盛に製造して遂に海外に輸出せられ、一時非常の隆盛を極めた

明治14年第2回内国勸業博覧会が開かれた時、鯉江方寿(1821-1901)は指口4.8尺、径6尺の龍巻き文様の大植木鉢を出品して花紋賞牌を受賞した。そのほかにも金襴手の極彩色花瓶や象嵌入り花台、4.1尺の牡丹文様瓶懸、トン(庭園用腰掛け)も出品して金襴手には有功2等賞が与えられている。この金襴手は方壽が13年に上絵焼付用の錦窯を築き、そこで制作させたものである(28)。

明治16年愛知県の補助金を得て鯉江方寿の金島窯の一角に常滑美術研究所が開設され、工部美術学校出身の内藤陽三(1860-1889)、少し遅れて寺内信一(1863-1945)も教師として招かれた。この美術研究所では図画・粘土彫刻のほかに石膏の技術も教えた。常滑では従来型起しは木型および素焼型を使用していたが、ここに初めて石膏型がもたらされたのである(17)。わが国に石膏型の技術が伝えられたのは、明治6年であったが、10年に設立された東京の江戸川製陶所で、わが国最初の石膏型が使われた(22)。そしてその6年後に常滑にも伝えられたのだから、常滑はわが国でも導入の早かった方である。しかし、有田・瀬戸でも石膏型を伝習して使いはじめたが、石膏が高価であったために、従来の素焼型や木型に戻ってしまったという史実があるので(26)、おそらく常滑も同様ではなかったかと思われる。事実、常滑市民俗資料館には明治28年製と書か

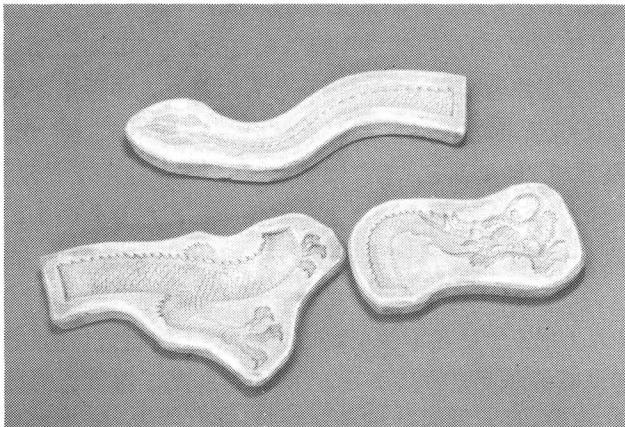


図5 龍巻きの石膏型

れた、唯一の紀年銘のある素焼型が保管されており、当時の石膏型と思われるものは内藤陽三のもの以外にはない。従って試作の段階は早かったようだが、石膏型が普及するのは明治16年よりかなり遅い時期だと推測される。当時は石膏原石は中国から輸入され、それを自分で焼いて生石膏を造ったと云われるから、当時石膏型を使用することは大変だったようである。図5は龍巻きの石膏型を示す。一般に朱泥龍巻きは手造りで投入や火鉢の形状を先ず造り、それから雲龍文の型で押しした浮彫り粘土板を、その表面に貼り付けて製作した。常滑では初期の内は、粘土の彫刻から石膏の雌型を作ったものが使われていたが、41年に初めて石膏の雄型から雌型を制作する研究に取りかかっている点から推して石膏型が本来の量産効果をあげるのは、想像以上に遅かったように思われる(16.M41)。

れた、唯一の紀年銘のある素焼型が保管されており、当時の石膏型と思われるものは内藤陽三のもの以外にはない。従って試作の段階は早かったようだが、石膏型が普及するのは明治16年よりかなり遅い時期だと推測される。当時は石膏原石は中国から輸入され、それを自分で焼いて生石膏を造ったと云われるから、当時石膏型を使用することは

6. 常滑貿易(株)

(1) 会社設立以前

名古屋の寺沢留四郎(1867-1919)は、明治21年頃神戸に居る親類を頼って同地に赴

き、田井組を起こして陶磁器貿易商を始めた。当時の貿易陶器は瀬戸・美濃方面のものが扱われていて、常滑焼などは貿易の対象としては全く顧みられなかったが、寺沢はその朱泥物に着目して常滑へ支店を設け、前述の龍工組の協力を得て専ら常滑焼の輸出に努めた。そして23年になると河井常次郎が田井組の常滑支店に入り、専任で各窯元を廻るようになった。その河井の述懐によると、当時常滑には27軒の窯元があったが、皆田井組と取引していて、盛んな時には名古屋からも荷造りが40名も来たという。その後塩崎が常滑焼を扱い出し、ほかにもこれに着目する者が出てきたので、26年頃田井組は屋号を常瀬商店と改めて新たに瀬戸物も扱い始めた。そして常瀬商店は本店を神戸市三宮町2丁目に置いて、常滑支店は従来通りとし、神戸本店に名古屋の絵付け職人を連れて行って、ここで瀬戸・美濃物の絵付けを行った。その当時寺沢と並ぶものは、彼より幾分古い松村の神陶会社があっただけで、前述の瀧藤商店も25年頃から業績が悪化しており、他は言うに足りない微弱なものばかりだったという。29年瀬戸物の需要増に対処するために寺沢は専らこれに力を注ぐことになり、常瀬商店を寺沢商店と改め、本店は従来通り神戸に置き、新たに名古屋市石町1丁目に支店を設け、従来神戸で行っていた上絵付けを名古屋に移した(29)。

一方明治30年に発行された『尾参宝鑑』(15)には、その広告欄に常滑で貿易陶器を扱っていた業者が掲載されているが、そこには製造販売業者は浦川竹二郎・杉江寿門・伊奈長三郎・水野由吉・山下豊蔵、また製造業者は松本重信・山本紋次郎、卸売商は竹村仁平・山田庄八郎の名前が載っている。

(2) 会社の創立

明治29年4月に常滑貿易(資)は設立され、常滑町893番戸に事務所を置いた。そして取りあえず、八木英吉・浦川竹二郎(一斎)・山田濱次郎(初代常山)の3名が業務担当者としてスタートした(15)。そして同年11月には常滑貿易(株)に改組する。そして社長竹村仁平、専務寺沢留四郎、取締役伊奈初之丞・清水守衛・柴川久蔵、監査役谷川米太郎の陣容で発足し(25)、常滑焼輸出品の出先機関として新しい門出をした。ここに設立当初の株主名簿を表2に示すが、これを見ると常滑貿易(株)の株主は龍工組も含めて、当時の常滑焼の中樞をすべて揃えたと言っても過言ではない程の顔ぶれである。その時伊奈初之丞の弟愈三郎(1872-1938)は、社長竹村の妹といと婿養子の縁組みを整え、新婚早々新妻を伴って神戸市加納町(三宮町に隣接)の出張所長として勤めた(21)(24)。

常滑貿易(株)の出現は古い伝統の中に埋まった常滑陶業界に新しい息吹を与え、明治31・32年の貿易至上の波に乗って、先ずは順調な船出となった。その後明治32年3月に臨時株主総会を開き、役員を大幅に入れ替えた。社長は留任だが、取締役には伊藤敬四郎・杉江彦四郎・伊奈初之丞が就任し、その時寺沢留四郎が降りたので、それ以後は常滑人ばかりで運営することになった(25)。



朱泥龍巻き鶴首壺

表 2

常滑貿易(株)株主名簿

株 主	号	持株	住 所	備 考
竹 村 仁 平		300	常滑町 991	常滑貿易(株)社長
清 水 守 衛		100	957	清水製陶所・後期常滑美術学校支援
伊 藤 敬四郎		130	486	常滑町長・34.35年度常滑同業組合組合長
伊 奈 初之丞		100	584	伊奈製陶所・39.40.41年度常滑同業組合組合長
八 木 英 吉		100	940	神戸出張所勤務・清水守衛息子
杉 江 彦四郎		100	844	
竹 村 愈三郎		100	991	四代長三の三男・竹村仁平妹婿・神戸出張所長
関 幸 助		50	1126	陶栄(株)
山 下 豊 蔵	素 磊	40	32	常滑町長・37.38年度常滑同業組合組合長
浦 川 竹二郎	一 斎	35	955	龍工組
杉 江 愛之助	初代寿山	30	813	龍工組
水 野 由 吉	元 光	30	917	
加 藤 紋次郎		30	485	
山 田 濱次郎	初代常山	30	596	
久 田 銀次郎		20	317	
鯉 江 清太郎	溪 斎	20	311	
関 栄 助		30	1216	陶栄(株)
伊藤善右衛門		30	498	
柴 川 久 蔵		130	樽水町 140	
山 田 平 吉		100	豊浜村 308	

(3) 寺沢留四郎

ところで常滑貿易陶器に貢献した寺沢留四郎の履歴を見ると、彼は慶応3年12月(1867)に愛知県丹羽郡塩屋村に生まれ、貿易陶器を扱っていた瀧藤商店へ14・15歳の時に入り、貿易実務に従事していたが、明治21年頃そこを止めて独立する。彼が勤めていた瀧藤商店は瀧藤萬次郎(1847-1919)が経営し、明治16年に名古屋の南外堀町に上絵付工場を建てて画工を養成し、金襴彩色の上絵付けをやって貿易品を扱っていた大手であった。従って寺沢は独立した当初は、瀧藤が扱っていない常滑焼ばかりをしばらくの間商売にしたと思われる。従って瀬戸物が忙しくなってくるとそちらに専念せざるを得なくなり、低迷していた常滑焼から撤退するために常滑連中に店をまかせたと推測できる。彼は常滑貿易(株)の創立に当たって1株も持たずに専務となり、3年後には会社から引退している。そして瀧藤と同業の商売を選び、やがては成功する。そして資本力で明治44年には飛鳥井孝太郎等を率いて、(資)名古屋製陶所を創立させ、その社長となって日本陶器(名)に対抗する洋食器メーカーに発展させた。彼はまさに貿易陶器の大物と言われた人物であったのである(29)。

(4) 会社の終焉

明治37年に開催された米国セントルイス万国博覧会では、銀賞常滑貿易(株)、銅賞伊奈初之丞・山下豊蔵・兵庫県竹村愈三郎といった顔ぶれが受賞をしているが(4)、その出陳作品は何であったか分からない。その頃は既に龍巻きは下火になっていた時期で(7)、営業も閑散になって経営も段々苦しくなっていた。そして39年には窯業協会からも脱退し、40年2月には解散することになったが(25)、解散するにあたりその整理方を

八木英吉ほか4名が担当した。整理に当たって八木英吉は、会社の建物や在庫品などの一切を個人で引き受けている。因みに八木英吉は常滑の資産家清水守衛の実弟であって、若くして八木家を継いだ人である(7)。

7. 森村組

常滑の貿易陶器に関する最も古い資料は、今のところ明治30年に書かれた森村組の送状綴であり、現在東京の森村商事(株)本店より、(株)ノリタケカンパニーリミテド本社に移管されている。それによると森村組は30年代に朱泥龍巻きを常滑貿易(株)より仕入れて、神戸から米国等へ送っていたことが明細に記録されている。



朱泥龍巻き火鉢

(1) 初期の森村組

福沢諭吉と知遇だった森村市左衛門は外国貿易をめざして、明治9年に森村組を創設させた。そしてその年に異母兄弟で15歳年下の森村豊を奨めて、ニューヨークに居留させた。やがて豊は10年に佐藤百太郎と共同で日の出商会を開く。しかし翌年には事業の将来を考え、微力ながら単独経営を決意して森村ブラザーズを設立した。14年に妹婿大倉孫兵衛が大阪の間屋で御神酒徳利300本を仕入れて送ったところ、米国ではこれが花瓶として使われ、忽ちにして売れてしまったという。これが森村組の新物の陶磁器輸出の最初であって、これを契機として古物漁りを止めて新物問屋を相手として仕入れるようになった(22)(23)。22年から約売(Import Order)を開始したが、その結果業績は著るしい進歩を示した。更に32年にはファンシーチャイナ約売ラインも始めたら、これが大変な評判となり注文が殺到した。常滑の龍巻きを扱っていたのは、丁度そんな時期のことである(27)。



朱泥龍巻き投入

(2) 森村組送状綴

前述の森村組送状綴の表紙には「明治30年1月第10号神戸輸出送状綴」裏表紙には「森村組輸出係」と書いてあり、どの送状綴にも図6に示すように品名・寸法・数量・荷造数量・仕入先・金額(符号)とともに、製品の右側半分の形状・文様が、すべて毛筆で丁寧に書き込まれている。品種は刀剣・屏風・扇子・置物・人形・銅器・竹製屑籠などあらゆる商品に及び、絵入りで丹念に書き込まれているすばらしい資料である(14)。その中に常滑の朱泥龍巻き製品もあり、大小の火鉢・投入・蓋物・水指・土瓶・花瓶・植木鉢なども書かれている。仕入先には常滑会社と記入されていて、そのすべては常滑貿易(株)からの仕入商品であることが分かる。

図6 森村組 明治30年 神戸輸出送状綴

乃火鉦 常ノメ朱泥 龍巻 首押 九寸	三和道常ノメ社 44	乃 乃下 赤 九寸 45	乃 乃下 首押 八寸 46	乃 乃下 乃 九寸 47	乃 乃下 乃 九寸 48	乃花入 乃乃地 下長春 京 56	二仰寺 生 田 56
七 二七 五 九 四 三 二 六 三	乃三十二回米袋ヨリ 森 44	六 三 四 四 九 二 四 六 三	乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃	七 六 三 九 六 二 九 四 二 六 三	乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃	九 二 一 九 四 二 四 三 五 二 六 三	乃十二回米袋ヨリ 今

(3) 金箔と漆引

この送状綴は厚さ10cm以上もある分厚い資料で、その全頁を調べたら常滑焼が75件抽出された。それらを分類すると表3のようになる。ここに投入とは標準品が高さ約60cm直径21～24cmの傘立て・ステッキ立てのことである。また箔押・漆引に分類されているので、これについて少し解説を加えると、常滑の貿易陶器は殆ど表面が赤い色をした粒子の細かい朱泥と呼ばれる素地で造られているが、この陶器を一応

表3 森村組明治30年神戸輸出送状綴
常滑朱泥龍巻き集計表

種別	箔押	漆引	無し	合計
火鉢	15	11	5	31
花生	18	0	2	20
投入	9	6	0	15
蓋物	1	0	2	3
植木鉢	1	0	0	1
水指	1	0	0	1
土瓶	4	0	0	4
合計	49	17	9	75

完成品として常滑から神戸へ輸送していた。それを神戸では朱泥の表面に漆を塗ったり、更にもその上へ金箔を付着させたりして、東洋的な風采に変えて海外へ輸出していたのである。しかしこの最終荷姿の陶器は今のところ確認されてはいない。

(4) 貿易陶器の値段

図6の森村組送状綴をよく見ると、例えば上から『陶火鉢 常滑朱泥 龍巻 箔押 九寸 常滑社』と書かれており、その下に数字で上から数量・単価・合計額・符牒金額が記入されている。今同じ九寸の箔押と漆引の単価を比較してみると350と270（単位は不明）と書かれているので、その差は80となりこれは270の約30%にあたることになる。そしてこれが金箔の値段とそれを張った手間賃と考えることができる(14)。

なお別に当時ドイツの店頭に並んでいた常滑焼の値段を調べた報告書があるが、それによると、『常滑朱泥土瓶（茶こし付、龍の型画金箔付） 一個 一.～一.五麻（マルク）（五十銭乃至四十銭）』と書かれており、その後『急須、珈琲碗の如き本邦原産地にて僅に六・七銭内外のもの当地にては五十銭以上の価格を呈し居れり概して下等廉売品は六・七倍以上の相違あり豈驚かざるを得んや何れも本邦輸出の下等品なりとす』とあり、常滑朱泥の金箔は下等品扱いにされていたようである(5. M33)。

8. 常滑貿易の背景

明治新政府は明治6年にウイーンで開かれたオーストリア万国博覧会に日本商品を展示して、日本の国力を海外に喧伝しようと、全力を挙げてこれに取り組んだ。そして有田磁器が金賞牌を受けたのに気をよくして、陶磁器の輸出にも力を注ぐようになった(26)。

常滑にも明治7年頃から、政府より博覧会への出品を促す布告が来たり、起立工商会社などの貿易商からも輸出品の製作勸奨があったりして、地元では早くより輸出について刺激されていた(8)。この起立工商会社は7年に政府の支援によって出来た、わが国で最初の「日本の工芸品の輸出」を目的とした貿易商社であって、在来の古美術品

ばかりでなく、新作の工芸も盛んに輸出した。品種は陶器・七宝・漆器および金属器その他一般の諸工芸品にも及び、広く製作者の輸出振興に尽くして、内外博覧会にも協賛した事例が多い。しかしこの会社は18年には多額の資金借り入れが災いして倒産している(20)。

起立工商会社に次いで、日本商会・森村組等の貿易商社が設立されたが、時の政府はこれにも多大の保護を与えており、正金銀行が創立したのも海外貿易の保護の為だったと云われている。政府はまた殖産興業の発展を謀るために、明治10年より内国勸業博覧会を開催した。その第一回の出品名簿より常滑地区の出品者を抽出すると(11)、陶製諸器・鯉江高司、陶製水道管・杉江庄三郎、陶製花瓶・赤井陶然、陶製茶碗等・鯉江佐平治、陶製茶壺・片岡庄助、陶製茶壺等・鯉江梅吉が挙げられる。出品者はいずれも瀬木村ばかりだったが、おそらく鯉江方寿の呼びかけで出品したものであろう。(別に棧瓦を樽水村山田庄八郎も出品している。)これを契機にその後の各博覧会には、常滑の陶業者は相次いで力作を出品するようになった。

明治14年の第2回内国勸業博覧会には、鯉江方寿が龍巻き文様の大植木鉢を出品したことは前に述べたが、同じ常滑の平野忠司も出品している。その時の公式記録によれば『平野忠司は自家の出品なる常滑製急須に添ふるに、文政(1818-1830)以来の同製急須若干を以てし、葵花・梅花・菱花・水仙・鶏蛋・束腰・花鼓・蓮房等の諸式大抵備具せざるはなし。』とある(12)。ここに龍巻きがないのは当時の急須には龍巻きは施されていないことがうかがえる。

また五二会は輸出振興を目的として全国7業種が結束して明治27年に新たに発足した会であるが、常滑でも入会者が200名を突破したので、明治28年12月に五二会常滑支部が発会した。発会式には時の貴族院議員の前田正名会頭も出席し、支部長には当時常滑町長だった伊藤敬四郎(後の常滑貿易(株)の役員)が就任して、常滑貿易陶器の為に尽した(2)。

明治33年12月に常滑陶器同業組合が設立され、前記の伊藤敬四郎が初代組合長となった。そして40年にはこの組合で模範研究所を設け、水川茂右衛門(玉斎)(1851-1941)が中心となって、内外向けの見本の製作や釉薬の研究にかかっている(17)。

9. 陶漆器

明治40年常滑貿易(株)が解散すると、社長だった竹村仁平は神戸に竹村商会を起こし、また営業を担当した八木英吉は丸五商店を発足させて再出発することになったが、竹村商会は丸五商店で製造集荷された商品を扱うことにした。そこで八木は当時開発の進んでいた陶漆器に目をつけ、その製造販売を目標にすることにした(7)。

常滑の陶漆器のはじまりは初代赤井陶然(1762-1829)であろう。彼は青洲和尚(1746-1807)の指導を受けて土風炉を作り、尾張藩の御風炉師となった(17)。彼が漆を塗って作った土風炉は今も現存しているが、その当時土風炉に漆を塗ることはごく普通のことであった。この付近で陶漆器をやっていた所に名古屋の前津の豊楽焼がある。江戸時代後期から大正年間にかけて続いた伝統のある名門で、初代加藤利慶

(1708-1796)は尾張藩の御焼物師だったと言われており、素焼に黒漆を塗った香炉が遺されている。6代豊介は明治10年の内国勸業博覧会において、陶漆器で花紋賞を受賞しており、それ以後の博覧会にも何度も出品しているのが、当然常滑人の眼にも触れていると考えられる(31)。また陶銅漆器については元博覧会審査官だった大森惟中が20年代後半に各製陶地を巡回して、陶銅漆器の製作指導をしている記録があるので、常滑にも当然その技術が伝習されていたと思われる。

明治31年頃田中錦二(1871-1934)は新しく開発した陶漆器を始めた。伊奈五助によれば『朱泥の焼成素地に各種の絵具を塗ったものを作り、塗料・陶質の合成物として巻煙草入れや玩具を造って輸出に向けたのがはじまりで、これが漸次発達して常滑貿易を風靡するまでになった。そしてここで生まれたのが中国の古青銅器を模した青銅焼と称する、いわゆる陶漆器であった。』と述べている(7)。34年の大坂毎日新聞(M34.2.5)によると『常滑焼は雲龍等の模様あるもの多かりしが、昨年来各種の置物等を製作し又古代銅器に型どりし花瓶に黄白青紫の置形模様を施こして米国に輸出を試みたるに同地の嗜好に適し、相当に新注文あるよしなり』の報道も見る事ができる(3.M34)。そういえば朱泥龍巻きに漆引した貿易陶器も陶漆器と言えるが、陶漆器は輸送途中で気温の変化を受けて、漆がボロボロに剥がれることがあり、輸出した商品が後で返品されることもあったという(7)。

丸五商店では陶漆器が採算ベースに合いさえすれば、アメリカ市場で有利な取引ができそうだという竹村商会の要請もあり、いろいろ試作した結果、素焼のままの素地の上だったら、漆を塗っても剥げ落ちる心配のないことが分かった。早速サンプルを送って反応を待ったところ、程なくアメリカからまとまった注文が舞い込んできた(21)。

こうして常滑の陶漆器は、その後輸出の花形となってアメリカ市場で非常に好評を博し、竹村商会・丸五商店とも、めざましい進展を遂げていった。この情報が世間に伝わると、漸次名古屋方面の貿易商社でも、陶漆器を扱う業者が増えてきた。そしてそのいずれも財をなしたと云われている(7)。

大正時代に入って英国のロッキンガム・ウエヤの研究が常滑でもはじまる。丸五商店もその研究を始め(7)(11)、いずれは輸出の花形となって同社の主力製品にまで発展するのだが、その歴史については別の機会に譲ることにする。

10. まとめ

常滑の貿易陶器は明治15年頃松本重信が横浜の外人商館に売り込みに行ったのがはじまりだとされている。そして20年代に入って浦川一斎・杉江寿山らの龍工組によって貿易品が造られた。一方21年頃寺沢留四郎は輸出陶磁器の大手だった瀧藤商店を止めて独立し、神戸に店を構えて常滑焼専門の貿易商として活躍し始めた。そして東海道本線が全通した22年以後業績をあげていった。彼は当時の常滑朱泥龍巻きに目を付け、何時頃からか、それに漆引をしたり金箔を貼り付けて東洋的な意匠とし、神戸の商館に売り込んで着々と成果をあげていった。しかし彼は26年頃から常滑焼以外に瀬戸物も売り始め、29年以後は常滑焼を止めて瀬戸・美濃焼に専念した。そのために同年常

滑貿易(株)の設立を促して常滑勢に運営を委ね、程なく彼は同社からも手を引いた。

しかしその頃既に朱泥龍巻きは海外市場で飽かれ始め、業績は多少の浮沈はあったにせよ衰微へのトレンドを歩み、40年には遂に解散した。その際常滑貿易(株)で尽力してきた竹村仁平と八木英吉は、それぞれ竹村商会・丸五商店を設立し、合い携えて陶漆器を中心に輸出を始めた。ところがその意匠が米国市場で人気を呼んで逐次売上げも増えていったので、大正に入ると常滑でも陶漆器を手がける製造所が増加した。

今回は明治の常滑貿易陶器について、生産・販売の面から追ってまとめてみた。従って製造に関する技術的な変遷については、別の機会に譲ることにする。朱泥龍巻きは明治20～30年代の僅かな期間の寿命であった。それは貿易品であっても、外国人の日用品としては定着せずに、ただ東洋的な嗜好のみに終始したので、いずれは飽きられて市場を失う羽目になった。もともと営業は需要の動向をつかんで、商品を開発すべきであるが、ただ外国人商館の言うがままに振り回されて生産していたに留まり、需要開拓が後れをとった、にがい経験として常滑焼の歴史に遺っている。昔から温故知新のたとえ通り、現在の常滑焼にとっても貴重な教訓であると思う。

今回の報文では、史実の裏付けとして人物の年令についてもチェックしながら筆を進めた。従って人名の後に生年と没年を書くことにしたので、そちらの調査も努めたつもりである。なお資料収集については明治の刊行物をはじめ、貿易陶器の外部資料も広く求めたが、なおかつ不十分な点についてはご叱正をたまわりたい。最後に小稿を草するにあたり、常滑市民俗資料館の中野晴久学芸員の校閲を煩わした。ここに深甚なる謝意を表する次第である。

■引用参考文献

- | | | | | |
|----|------------------------------------|--------------------|----------------|-----------|
| 1 | 「陶器商報」第32号付属1 | 明治29. 3. 1 | 満留寿商会 | 1896 |
| 2 | 「陶器商報」第34号付属1 | 明治29. 5. 1 | 満留寿商会 | 1896 |
| 3 | 「陶器商報」第95号 | 明治34. 5. 1 | 満留寿商会 | 1901 |
| 4 | 「陶器商報」第146号 | 明治38. 8. 1 | 満留寿商会 | 1905 |
| 5 | “独逸国陶磁器製造業の概要” | 平野耕輔 | 窯協誌9 [99] 69 | 1990 |
| 6 | “常滑の陶器業” | | 窯協誌13 [154] 32 | 1905 |
| 7 | “常滑陶業の貿易史考” | 伊奈五助 | 「窯技」13 河本陶村 | 1963 |
| 8 | “現存する明治の常滑タイル”
「常滑市民俗資料館友の会だより」 | 柿田富造
第10号 | | 1991 |
| 9 | 愛知新報 | 明治23. 2. 16 | | 1890 |
| 10 | 新愛知新聞 | 明治25. 7. 13 | | 1892 |
| 11 | 明治10年内国勸業博覧会出品解説 | 両角寛 | | 1877 |
| 12 | 第2回内国勸業博覧会 公式記録 | 内国勸業博覧会 | | 1881 |
| 13 | 常滑貿易(株) 目録見書 | | | 1897 |
| 14 | 明治30年神戸輸出送状綴 | 森村組 | | 1897 |
| 15 | 尾参宝鑑 片野東壁堂 | 篁文社 | | 1897 |
| 16 | 常滑陶器同業組合報告書 | 常滑陶器同業組合 | | 1900—1911 |
| 17 | 常滑陶器誌 滝田貞一 | 常滑町青年会 | | 1912 |
| 18 | 日本近世窯業史 陶磁器工業編 | 大日本窯業協会 | | 1922 |
| 19 | 知多郡史 下巻 | 知多郡役所 | | 1923 |
| 20 | 陶器大辞典 | 小野賢一郎 宝雲舎 | | 1934 |
| 21 | 船井末吉翁小伝 | 小林昭一 全国モザイクタイル工業組合 | | 1964 |
| 22 | 日本輸出陶磁器史 | 井元松蔵 (財)名古屋陶磁器会館 | | 1964 |
| 23 | 日本陶器70年史 | 日本陶器(株) | | 1974 |
| 24 | 伊奈長三郎 | 小林昭一 伊奈製陶(株) | | 1983 |
| 25 | 先人の軌道を綴る | 渡辺栄造 | | 1984 |
| 26 | 有田町史 陶業編2 | 有田町 | | 1985 |
| 27 | 森村百年史 | 森村商事(株) | | 1986 |
| 28 | 鯉江方寿の生涯 | 吉田 弘 愛知県郷土資料刊行会 | | 1987 |
| 29 | 名古屋陶業の百年 | (財)名古屋陶磁器会館 | | 1987 |
| 30 | 杉江達太郎 | 杉江達太郎 | | 1989 |
| 31 | 名古屋のやきもの豊楽焼 | 名古屋市博物館 | | 1995 |

~~~~~  
平成8年3月20日発行

常滑市民俗資料館

## 研 究 紀 要 Ⅶ

編 集 常滑市民俗資料館

発 行 常滑市教育委員会

印 刷 有限会社 モリタ

~~~~~

